

イチオシ! ひかり輝く子育てのまち

～日光（ここ）で産みたい 育てたい “あるといいな” が日光（ここ）にある～

日光市子ども・子育て支援事業計画

平成27年度～平成31年度



平成27年3月

 日光市

ごあいさつ

「イチオシ！ ひかり輝く 子育てのまち」 を目指して

現在、我が国では予想を上回る勢いで少子高齢化が進展しており、子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

また、人口におきましては、2008 年をピークとして人口減少の局面に入っており、今後、2100 年には国民人口は 5,000 万人を割り込む水準にまで減少するとの推計が出されています。

このような状況のなか、国においては、少子化を「社会経済の根底を揺るがしかねない危機的な状況」と捉え、その流れを変えるための「少子化対策大綱」が示されたところです。

当市におきましては、これまで、将来のまちづくりを進めるための最重要課題として少子化対策を位置付け、本計画の前身である「日光市子ども未来かがやきプラン（次世代育成支援行動計画 後期計画：平成 22 年度～平成 26 年度）」や「日光市総合計画後期基本計画」の重点プロジェクトとして掲げた「子ども・子育て支援プロジェクト」により、「子育てのしやすいまちづくり」を推進するための様々な施策に取り組んできたところです。

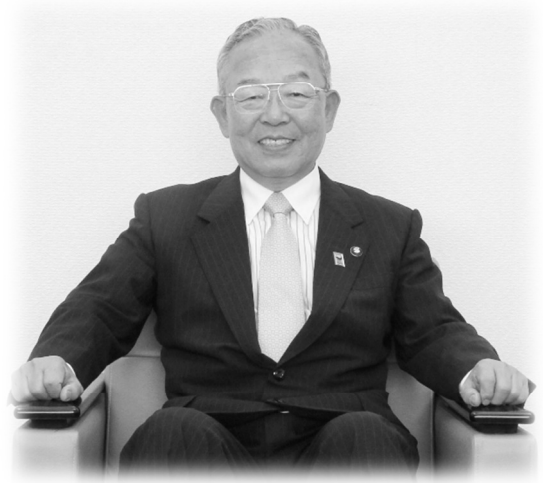
本計画は、これまでの取り組みに対する評価や現在の子ども・子育てを取り巻く環境を踏まえ、更なる子どもの健やかな成長と子育てを社会全体で支えるまちづくりを推進するため、策定いたしました。

基本理念には、「イチオシ！ ひかり輝く 子育てのまち ～日光（ここ）で産みたい 育てたい “あるといいな” が日光（ここ）にある～」を掲げました。

「イチオシ！ ひかり輝く」には、オンリーワンの価値や魅力を発信していくことを、「日光（ここ）で産みたい 育てたい “あるといいな” が日光（ここ）にある」には、市民全体で“こころ”を持って、子どもを産み育てたいと願う人々の想いを支える社会づくりを実現していくことへの想いを込めています。

今後、本計画を着実に推進し、市民の皆さまや関係団体、地域と一体となって子ども・子育て支援に取り組むことにより、誰もが「住んでみたい」「住み続けたい」と感じられる「子育てのまち」の実現を目指してまいりますので、皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、精力的にご審議いただきました日光市子ども・子育て審議会の委員の皆さまをはじめ、ニーズ調査にご協力いただいた市民の皆さまや関係団体の方々、貴重なご意見をお寄せいただいた皆さまに心から感謝申し上げます、計画策定にあたってのごあいさつといたします。



平成 27 年 3 月

日光市長 斎藤 文夫

目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨と背景	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制	3
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題	5
1 日光市の地域特性	5
2 統計にみる日光市の状況	6
（1）人口	6
（2）出生数、死亡数の推移《自然動態》	12
（3）転入転出の状況《社会動態》	13
（4）保育所の状況	14
（5）幼稚園の状況	15
3 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の結果概要	16
（1）調査概要	16
（2）調査結果概要	17
4 現状からみる課題	28
（1）調査結果からみる課題	28
（2）子ども未来かがやきプランの評価・分析からみる課題	30
（3）子どもと子育て家庭を取り巻く現状からみる課題	35
第3章 基本理念と施策の体系	37
1 計画の基本理念と基本目標	37
2 基本的な視点	38
3 基本目標と施策の体系	39
第4章 基本目標の実現に向けた施策の展開	41
1 【基本目標1】子どもと親が元気に過ごす健康づくりの推進	41
（1）妊娠・出産期の健康支援（施策1）	41
（2）子どもの成長に応じた支援（施策2）	44
（3）安心な医療体制の確保（施策3）	46
2 【基本目標2】心身ともにたくましく人間性豊かな子どもの育成に向けた取り組みの充実	47
（1）生きる力の育成に向けた教育等の環境づくり（施策4）	47
（2）健全育成に向けた多様な取り組みの充実（施策5）	49
（3）互いに尊重しあう意識づくり（施策6）	52
3 【基本目標3】きめ細やかな対応が必要な子どもや家庭への支援	54
（1）ひとり親家庭等の自立に向けた支援（施策7）	54
（2）障がいのある子どもへの支援（施策8）	57
（3）社会的擁護が必要な子ども・家庭への支援（施策9）	60
4 【基本目標4】みんなで支える安心子育て環境づくり	63
（1）幼児教育・保育サービスの充実（施策10）	63

(2) 地域で育てる環境づくり（施策 11）	66
(3) 子育てにおける経済負担軽減に向けた取り組みの充実（施策 12）	69
(4) ワーク・ライフ・バランスによる子育て環境づくり（施策 13）	72
(5) 安全で安心な環境の整備（施策 14）	75
第5章 乳幼児期の教育・保育と地域子ども・子育て支援事業	79
1 子ども・子育て支援新制度による考え方	79
2 提供区域の設定	80
3 乳幼児期の教育・保育の提供体制の確保	81
4 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保	88
(1) 放課後児童対策事業	88
(2) 利用者支援事業	90
(3) 妊産婦健康診査	90
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	90
(5) 養育支援訪問事業	90
(6) 時間外保育事業	91
(7) 一時預かり事業	91
(8) 子育て短期支援事業	92
(9) 地域子育て支援拠点事業	92
(10) 病児・病後児保育事業	93
(11) ファミリー・サポート・センター事業	93
第6章 計画の推進に向けて	95
1 市民や関係機関等との連携・協働	95
(1) 行政の役割	95
(2) 家庭の役割	95
(3) 地域の役割	95
(4) 企業の役割	95
2 情報提供及び周知・啓発	96
3 計画の評価・検証	96
4 子ども・子育て審議会	96
巻 末 資 料	97
日光市子ども・子育て審議会条例	97
日光市子ども・子育て審議会規則	98
日光市子ども・子育て審議会 委員名簿	99
日光市子ども・子育て支援事業計画策定経過	100

第1章 計画の基本的な考え方



第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨と背景

現在の子どもや子育てを取り巻く環境は、核家族化の進行やひとり親家庭の増加、地域社会の希薄化など大きく変化してきており、子育てに関する不安や孤立感を感じている人の増加、幼児虐待や安全の確保など、様々な課題が山積しています。

子どもは、かけがえのない社会全体の宝です。将来を担っていく子どもたちが、心身ともに健全に成長し、未来にひかり輝くため、社会全体で子どもや子育てを支えていくことが重要です。

このような社会的背景の中、国においては、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきました。また、さらなる子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな子ども・子育て支援制度を構築していくため、平成22年に「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化をはじめとした、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討が進められてきました。

平成24年8月には、「子ども・子育て支援法」をはじめとした「子ども・子育て関連3法」が成立し、この法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」のもと、市町村は子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的に、すべての子どもたちの良質な成育環境を保障し、「質の高い幼児期の学校教育・保育の提供」、「地域の子ども・子育て支援の充実」などを総合的に推進することとなります。

このような中、日光市では、平成17年に市町村合併前の全市町村（今市市・日光市・藤原町・足尾町・栗山村）において、「次世代育成支援行動計画前期計画（平成17年度～平成21年度）」を策定し、市町村合併後も、この計画を継続することで、各種子育て支援策を推進してきました。

平成22年3月には、「日光市子ども未来かがやきプラン（次世代育成支援行動計画後期計画：平成22年度～平成26年度）」を策定し、「子育てのしやすいまちづくり」を基本理念に掲げ、あらゆる分野での子育て支援策を展開してきたところです。

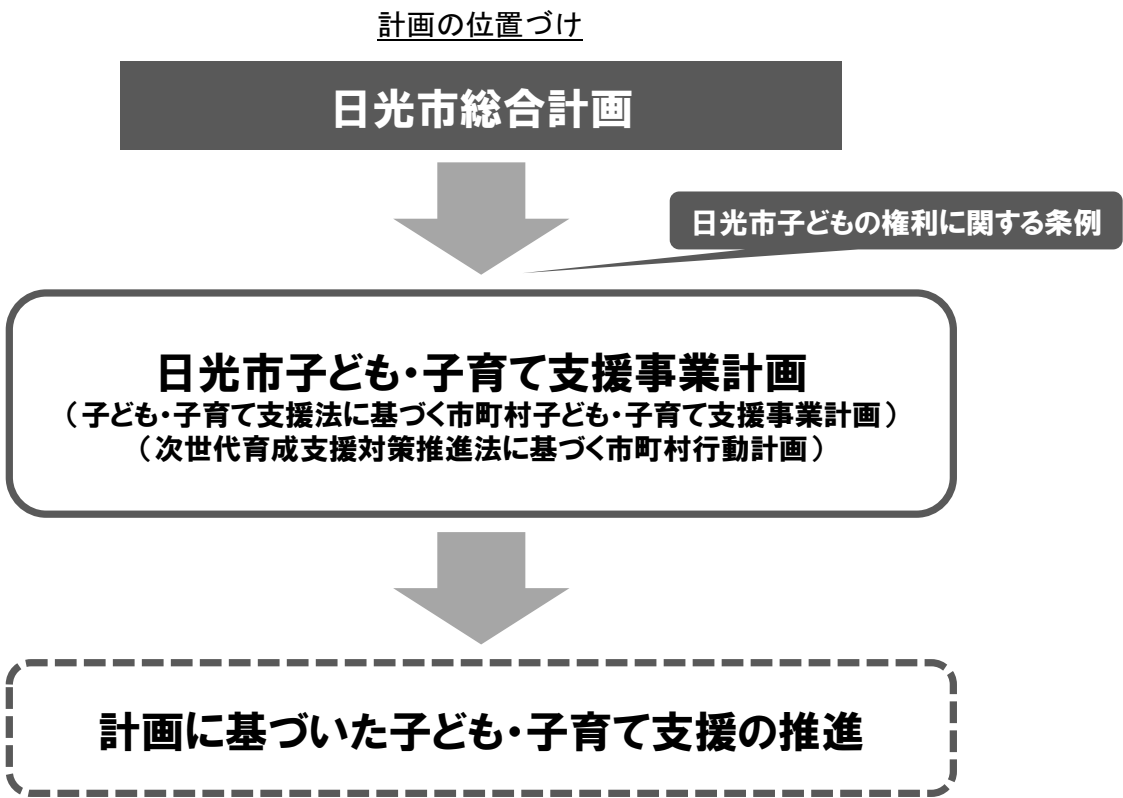
また、まちづくりの基本的指針である「日光市総合計画後期基本計画（平成24年度～平成27年度）」では、特に重点的に取り組むプロジェクトのひとつとして、「子ども・子育て支援プロジェクト」を位置づけ、子どもたちが健やかに育っていくためのまちづくりを推進しています。

「日光市子ども・子育て支援事業計画」は、国の新たな制度への対応を図るほか、近年の子ども・子育てを取り巻く環境の変化等を踏まえ、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援するまちづくりを推進することを目的として策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画と、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を一体的に策定するものです。

よって、本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づき策定した「日光市子ども未来かがやきプラン（次世代育成支援行動計画後期計画）」の考え方を継承するとともに、まちづくりの基本的指針である「日光市総合計画」や「日光市子どもの権利に関する条例」に定める基本理念、その他関連計画などとの整合性を図り策定します。



3 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの5年間とします。計画最終年度である平成 31 年度には計画の達成状況の評価・分析、次期計画策定に向けた見直しを行います。

(年度)

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
計画策定		日光市子ども・子育て支援事業計画							
						評価・分析、次 期計画策定	次期計画 (平成 32 年度～)		

4 計画の策定体制

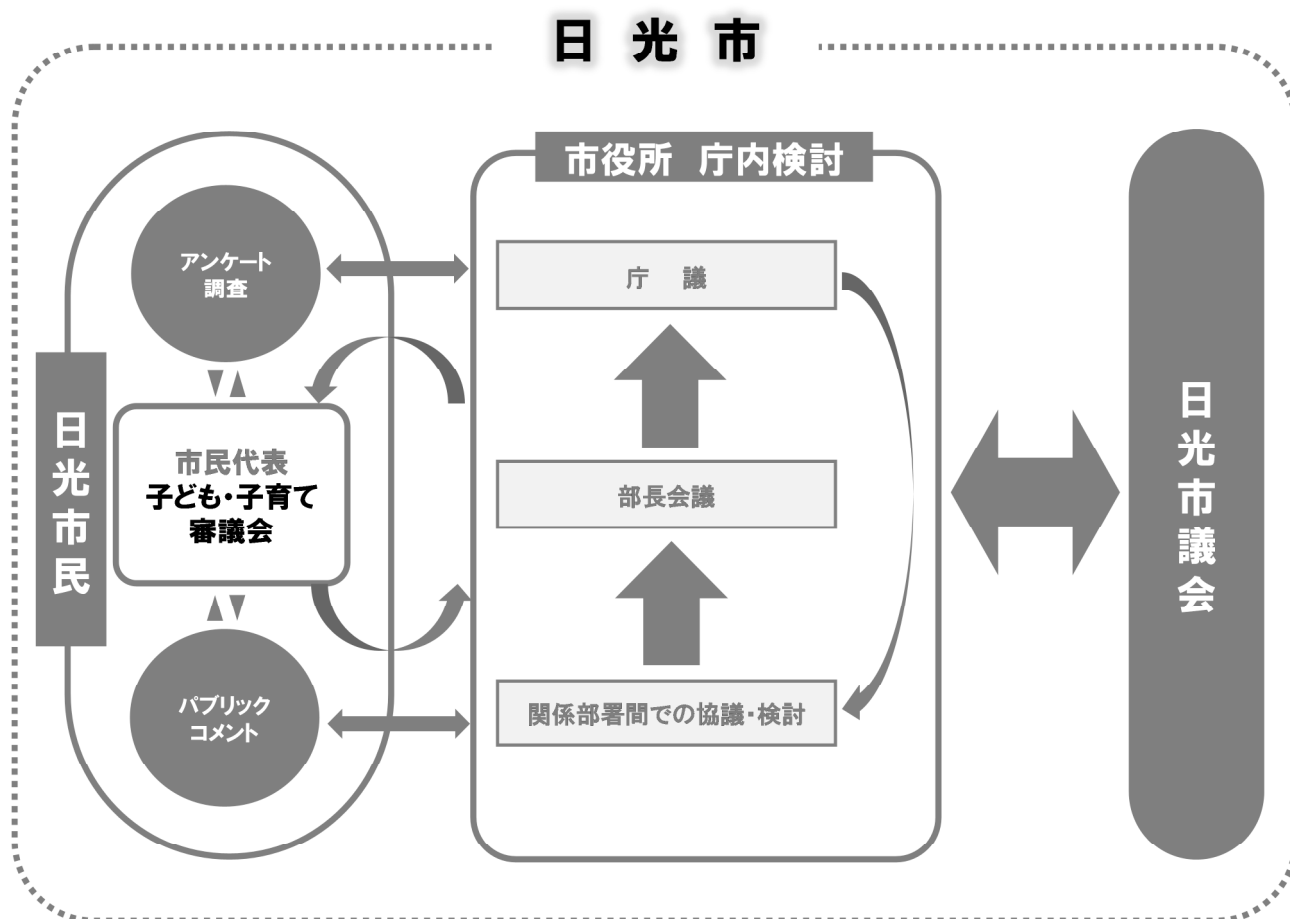
本計画の策定にあたっては、平成 25 年 11 月に、市民代表の組織として、学識経験者、子ども関係団体関係者、教育・保育関係者、保護者及び公募委員からなる「日光市子ども・子育て審議会」を設置しました。

また、平成 26 年 2 月には、市内在住の就学前児童の保護者 1,745 名を対象にアンケート調査を実施し、子ども・子育て支援事業に関するニーズを把握しました。

本計画は、アンケート調査による保護者のニーズを踏まえ、審議会において様々な角度から協議検討を重ね、素案を作成しました。

また、計画素案については、パブリックコメントを実施し、市民から寄せられた意見を踏まえて、再度検討を行った上で、計画原案を決定し策定しました。

計画の策定体制



第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題



第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1 日光市の地域特性

日光市は、栃木県の北西部に位置し、市の総面積は約 1,450 平方キロメートルで、栃木県のおよそ4分の1を占めるという広大な面積を誇り、全国でも3番目の広さとなっています。

地形は、標高 200 メートル程度の平坦地域から 2,000 メートルを越す山岳地域まで大きな起伏をなしており、その特性から、総人口の8割以上が、今市地域を中心とした南東部の平坦地域に居住しています。

年少人口（0～14 歳）を地域別でみると、今市地域の年少人口指数¹は 19.4%と栃木県全体の平均値 21.1%と、ほぼ同程度の数値となっていますが、それ以外の地域は非常に低く、日光地域が 16.2%、藤原地域が 14.6%、足尾地域が 11.4%、栗山地域については 9.9%と1割を下回る状況となっています。



¹ 15 歳未満の人口が生産年齢人口に対する比率。各地域とも日光市住民基本台帳（外国人を含む）、平成 25 年 4 月 1 日のデータ。

2 統計にみる日光市の状況

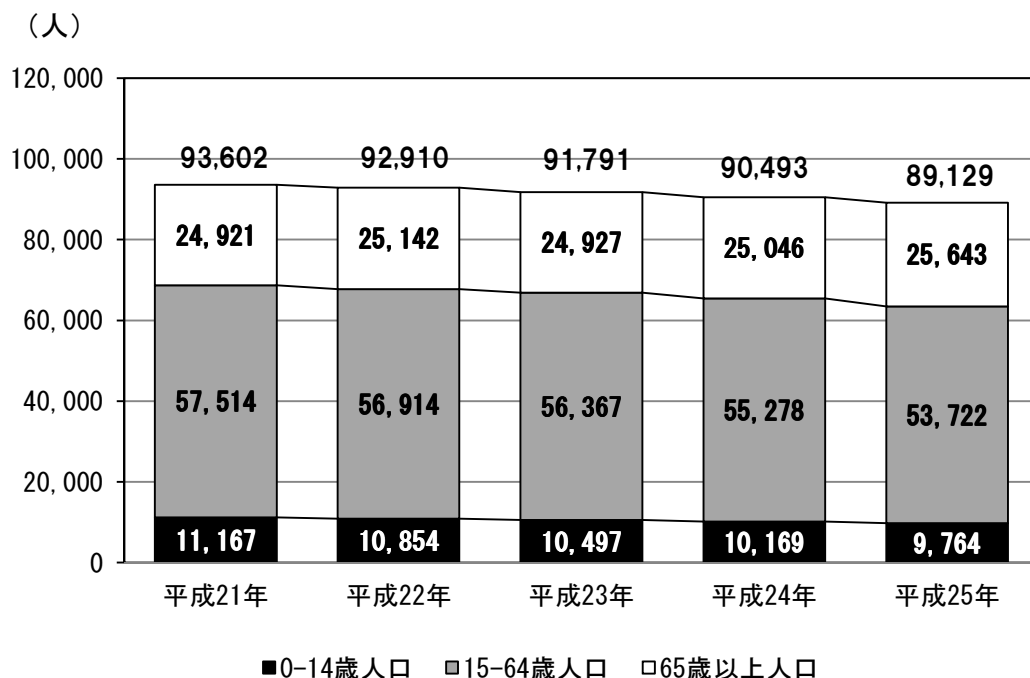
(1)人口

① 総人口及び年齢3区分別人口の推移

平成21年から平成25年までの日光市の総人口の推移をみると、一貫して年々減少する傾向にあります。

年齢3区分別では、0-14歳の年少人口及び15-64歳の生産年齢人口はいずれも毎年減少する傾向が続いています。

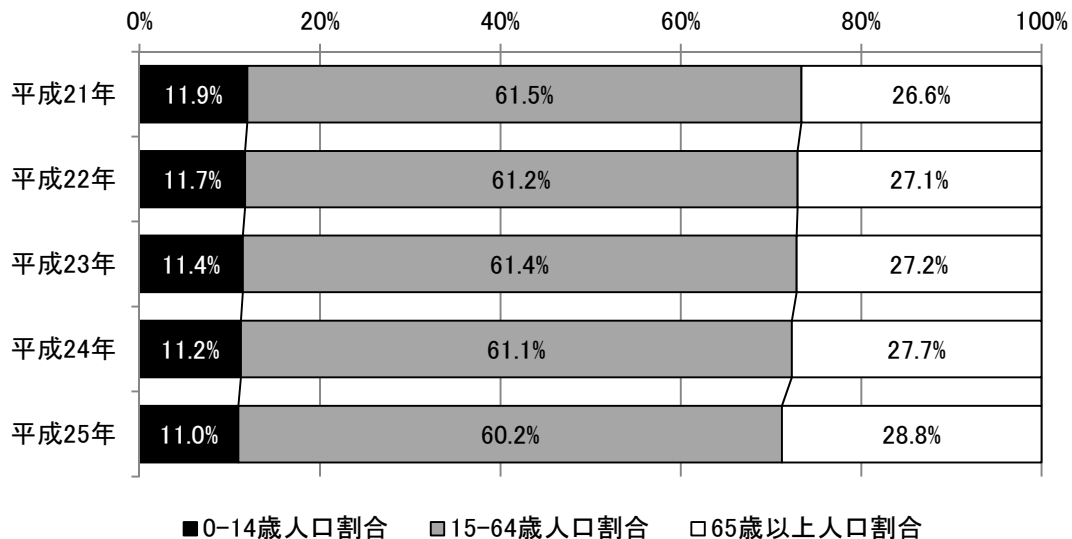
これに対して、65歳以上の高齢者人口は、平成24年以降は増加傾向に転じています。



資料：日光市住民基本台帳人口（外国人を含む）における4月1日時点のデータ

② 年齢3区分別人口割合の推移

年齢3区分別人口の割合をみると、0-14歳の年少人口の割合は、平成21年から平成25年にかけて減少する傾向が続き、平成21年では11.9%あった割合が平成25年には11.0%と0.9ポイント減少しています。また、15-64歳の生産年齢人口割合も概ね減少傾向にあり、平成21年で61.5%あった割合が平成25年には60.2%と1.3ポイント減少しています。これに対して、65歳以上の高齢者人口の割合は増加する傾向が続き、平成21年では26.6%だった割合が平成25年には28.8%と2.2ポイント増加しています。

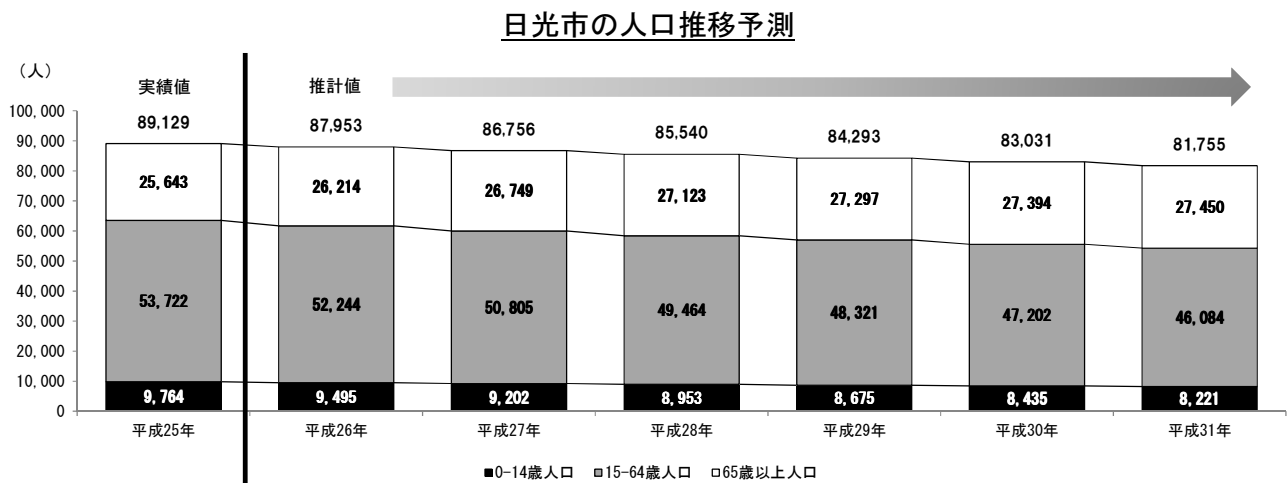


資料：日光市住民基本台帳人口（外国人を含む）における4月1日時点のデータ

③ 年齢3区分別人口推移の推計値（全市及び地域別）

平成26年から平成31年までの5年間の人口推計をみると、総人口は年々減少する傾向にあり、平成31年には81,755人になると予測されます。

年齢3区分別では、0-14歳の年少人口及び15-64歳の生産年齢人口は減少する傾向が続きと予測されているのに対して、65歳以上の高齢者人口は平成31年までは増加傾向が予測されており、少子高齢化がさらに進行するものと予測されます。

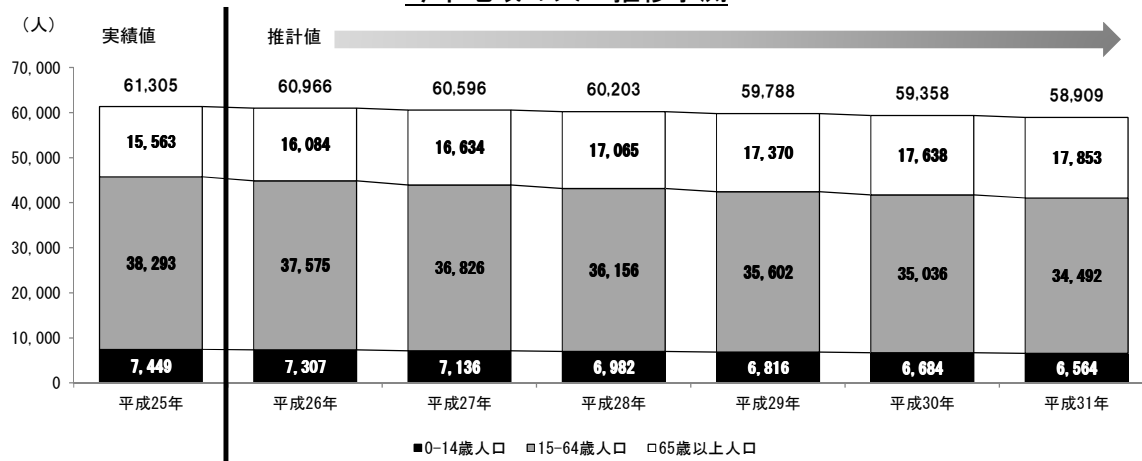


資料：過去5年間の日光市住民基本台帳人口（外国人を含む）に基づくコーホート変化率法による推計値

第2章

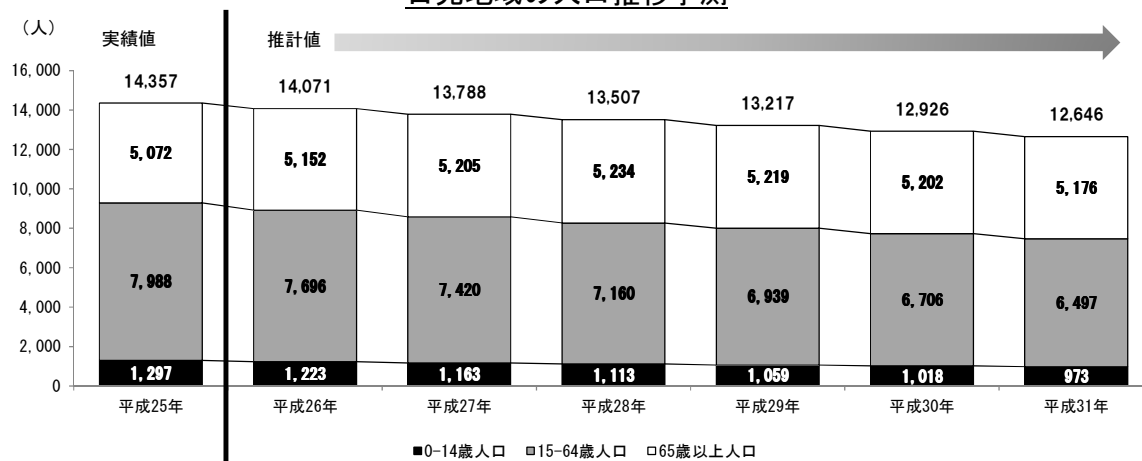
平成18年の市町村合併以前の5地域で、今後の人口推移予測を年齢3区分別にみても、人口推移予測の減少傾向は変わりません。いずれの地域でも0-14歳の年少人口及び15-64歳の生産年齢人口は毎年減少する傾向が続いています。

今市地域の人口推移予測



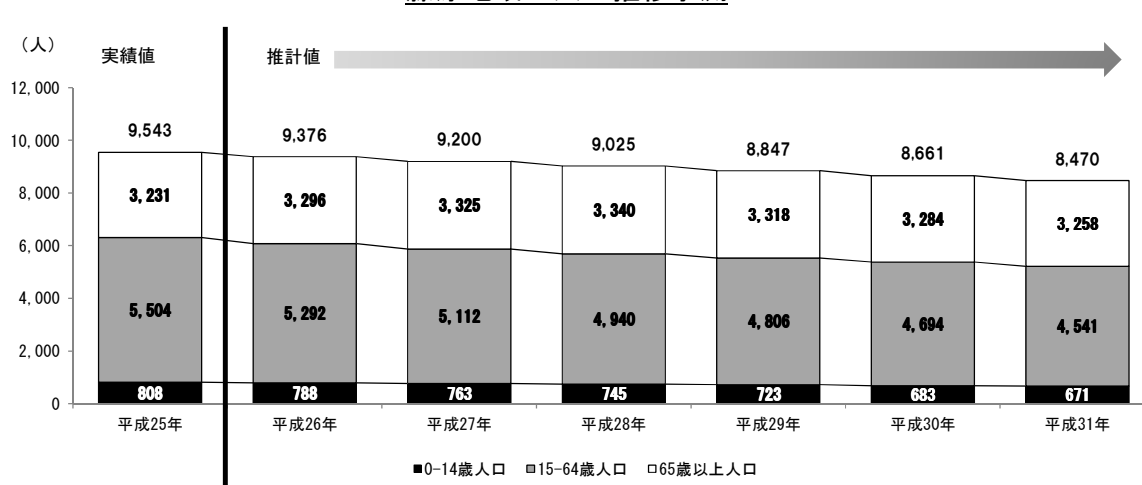
資料：過去5年間の日光市住民基本台帳人口（外国人を含む）に基づくコーホート変化率法による推計値

日光地域の人口推移予測



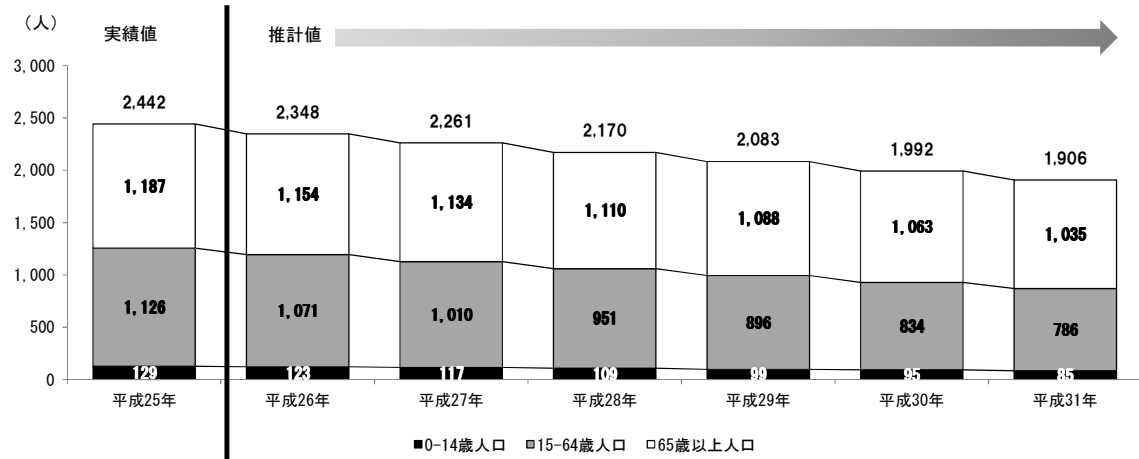
資料：過去5年間の日光市住民基本台帳人口（外国人を含む）に基づくコーホート変化率法による推計値

藤原地域の人口推移予測



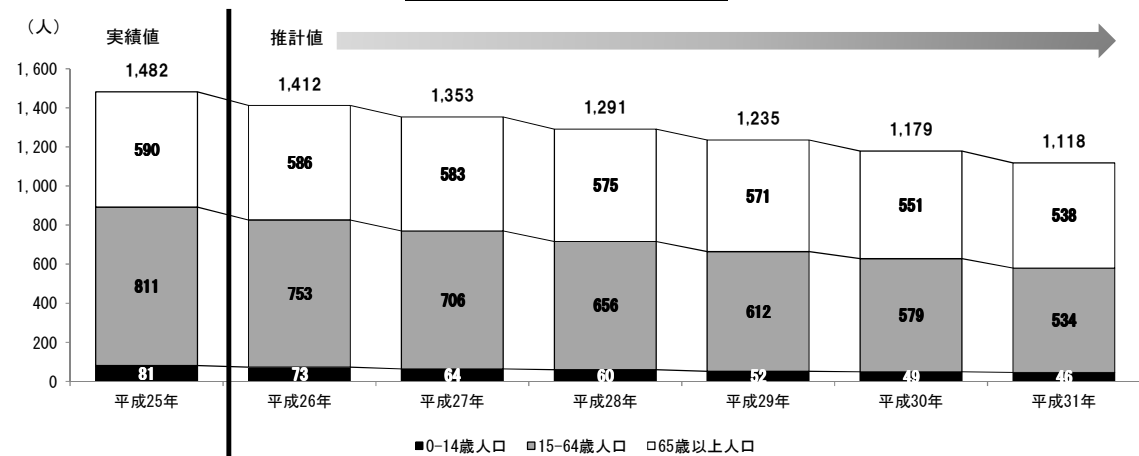
資料：過去5年間の日光市住民基本台帳人口（外国人を含む）に基づくコーホート変化率法による推計値

足尾地域の人口推移予測



資料：過去5年間の日光市住民基本台帳人口（外国人を含む）に基づくコーホート変化率法による推計値

栗山地域の人口推移予測



資料：過去5年間の日光市住民基本台帳人口（外国人を含む）に基づくコーホート変化率法による推計値

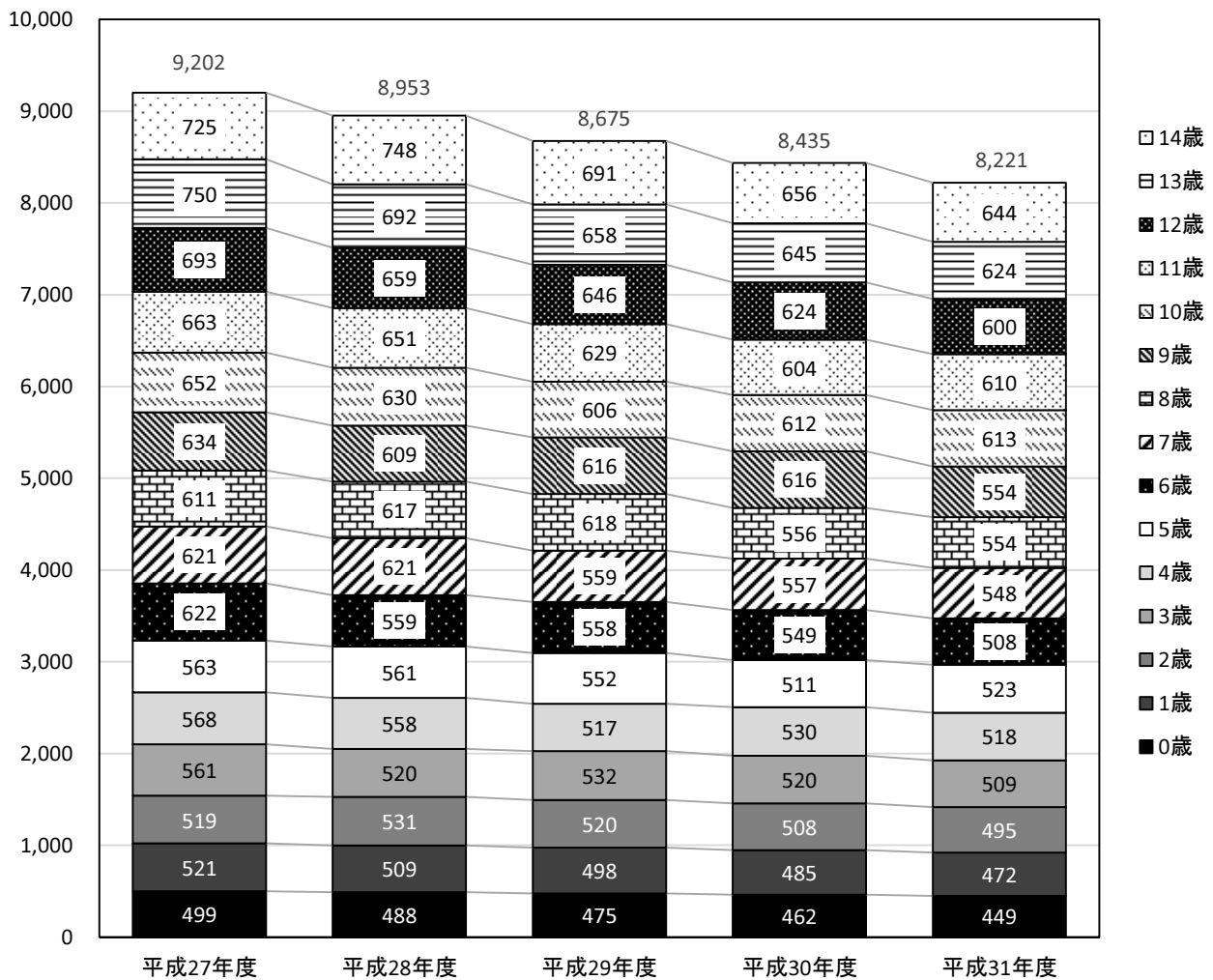
また、足尾、栗山の両地域では65歳以上の高齢者人口も減少傾向にあり、深刻な過疎化状況にあることがうかがわれます。また、それらの地域では高齢者人口が全人口に占める割合も非常に高く、特に足尾地域では、平成27年以降、65歳以上の人口が65歳未満人口を上回る状況となることが予測されており、その高齢化は、より深刻な状況にあるとみなさなければならぬと考えられます。

なお、これらの地域別人口推移予測については、各地域の過去5年分の日光市住民基本台帳人口（外国人を含む）の人口推移データを基に、コーホート変化率法により推計した予測値となっているので、日光市全体の予測値と地域別予測値の合計値は一致しません。

④ 0歳-14歳の児童人口推移の推計値

0歳-14歳の児童人口推移の推計値をみると、平成27年の9,202人から平成31年には8,221人と、981人減少すると予測されます。これは、わずか5年で児童人口が1割以上減少してしまうという予測であり、かなり顕著な減少幅といわなければなりません。

(人)

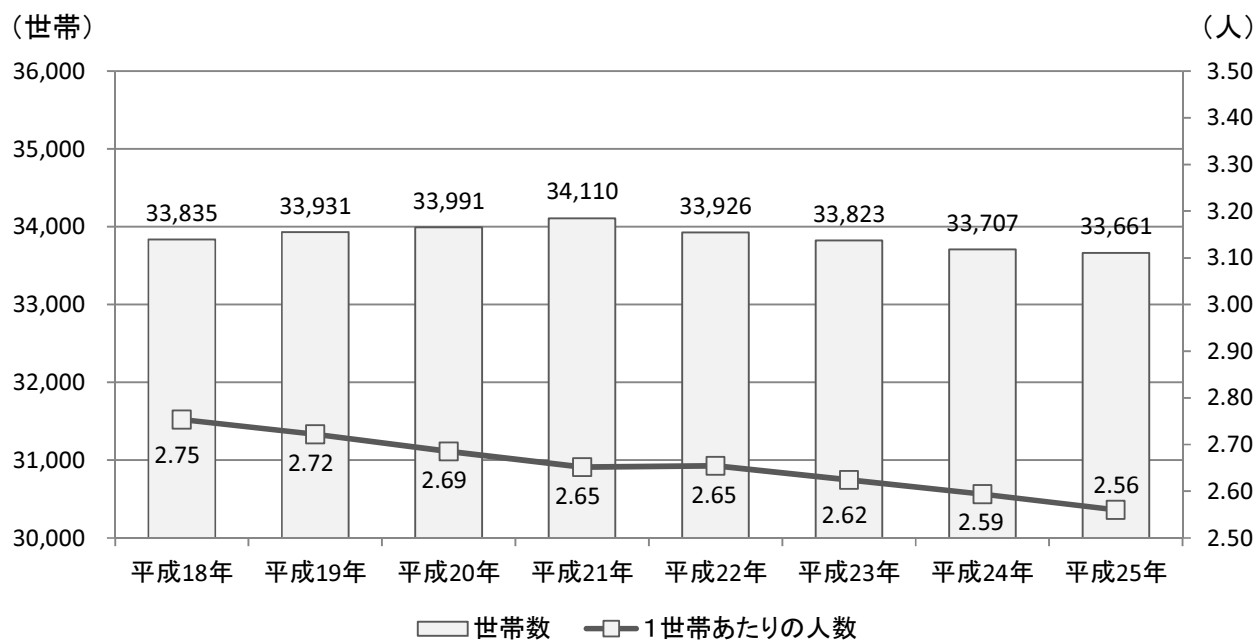


資料：過去5年間の日光市住民基本台帳人口（外国人を含む）に基づくコーホート変化率法による推計値

⑤ 世帯数と1世帯あたり人員の推移

日光市の世帯数は、平成21年をピークに減少傾向に転じています。また、1世帯あたりの人数は平成18年以降、概ね減少する傾向が続いています。

このことは、当市における人口減少が恒常化しつつある深刻な状態にあることを示していると考えられます。



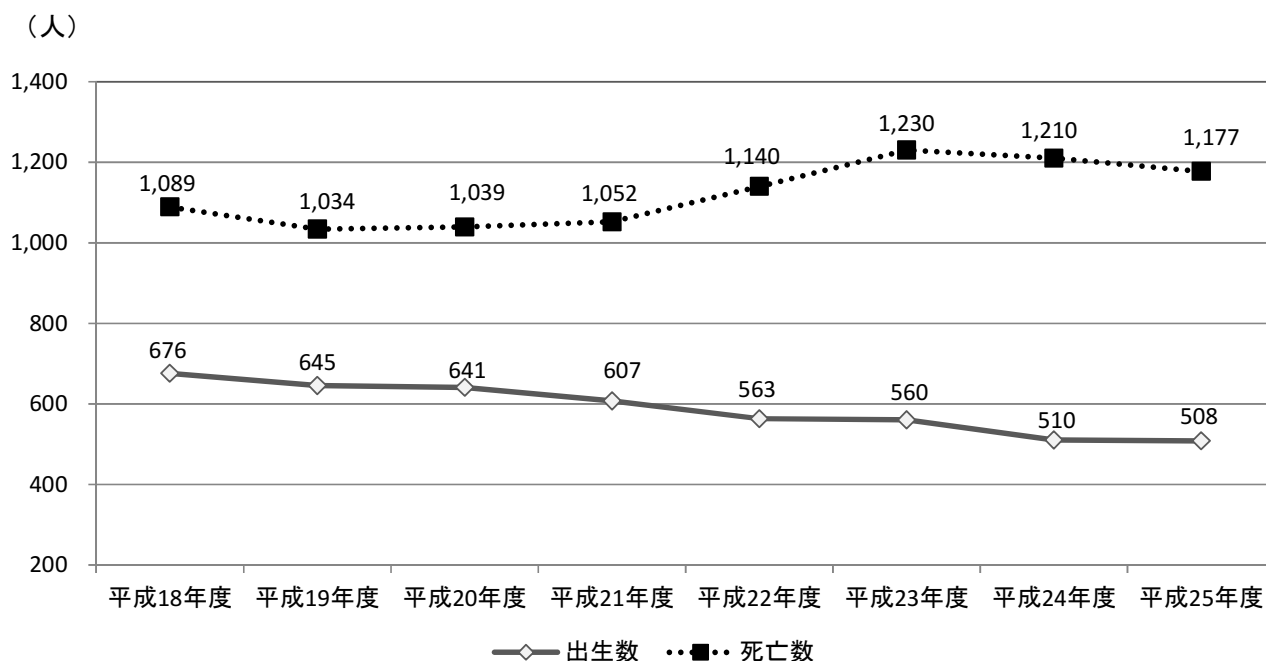
資料：日光市住民基本台帳人口（外国人を含む）における4月1日時点のデータ

(2) 出生数、死亡数の推移《自然動態²⁾》

平成 18 年度以降の自然動態をみると、常に出生数を死亡数が上回る自然減の傾向が続いており、日光市の自然動態は中長期的な自然減の傾向にあると考えられます。

出生数については、減少傾向が止まらず、平成 25 年度では 508 人と、平成 18 年度の 676 人と比べると、168 人少なくなっています。

一方、死亡数については、ゆるやかに増加する傾向にあります。平成 25 年度は 1,177 人と前年度を 33 人下回りましたが、最も少なかった平成 19 年度の 1,034 人と比べると、143 人多くなっています。



(単位:人)

年度	出生数	死亡数	自然増減 (出生－死亡)	人口	人口の増減 (対前年)
平成18年度	676	1,089	-413	93,158	-1,133
平成19年度	645	1,034	-389	92,354	-804
平成20年度	641	1,039	-398	91,285	-1,069
平成21年度	607	1,052	-445	90,455	-830
平成22年度	563	1,140	-577	90,066	-389
平成23年度	560	1,230	-670	88,757	-1,309
平成24年度	510	1,210	-700	87,426	-1,331
平成25年度	508	1,177	-669	86,166	-1,260

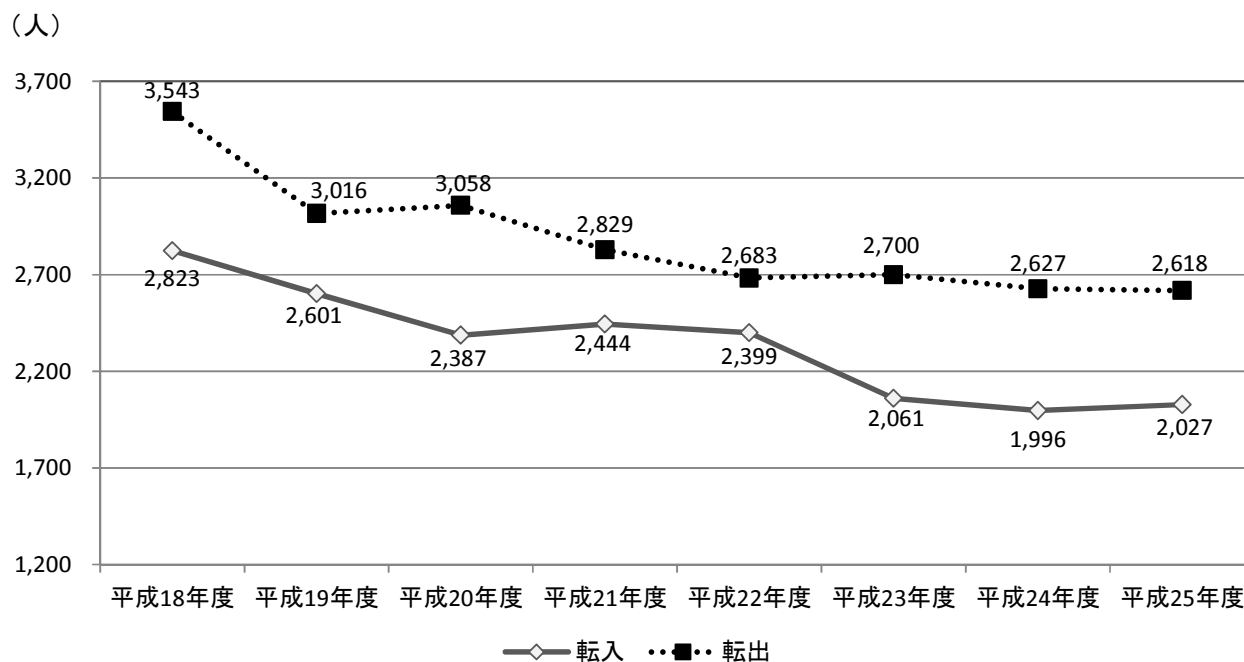
資料：日光市住民基本台帳人口（外国人を含む）における4月1日時点のデータ

²⁾ 出生・死亡による人口増減のこと。

(3) 転入転出の状況《社会動態³⁾》

平成 18 年度から平成 25 年度までの日光市の社会動態をみると、転出、転入ともに減少傾向にあります。常時転出者が転入者を上回る、社会減の状態が続いています。

転入者数は平成 18 年度の 2,823 人から平成 25 年度には 2,027 人と 796 人減少しています。一方、転出者数も平成 18 年度の 3,543 人から平成 25 年度には 2,618 人と 925 人減少していますが、同年度の転入者数を 591 人上回っています。



(単位:人)

年度	転入	転出	社会増減 (転入者－転出者)	人口	転出入割合※
平成18年度	2,823	3,543	-720	93,158	-0.77%
平成19年度	2,601	3,016	-415	92,354	-0.45%
平成20年度	2,387	3,058	-671	91,285	-0.74%
平成21年度	2,444	2,829	-385	90,455	-0.43%
平成22年度	2,399	2,683	-284	90,066	-0.32%
平成23年度	2,061	2,700	-639	88,757	-0.72%
平成24年度	1,996	2,627	-631	87,426	-0.72%
平成25年度	2,027	2,618	-591	86,166	-0.69%

※転出入割合＝社会増減÷人口×100

資料：日光市住民基本台帳人口（外国人を含む）における4月1日時点のデータ

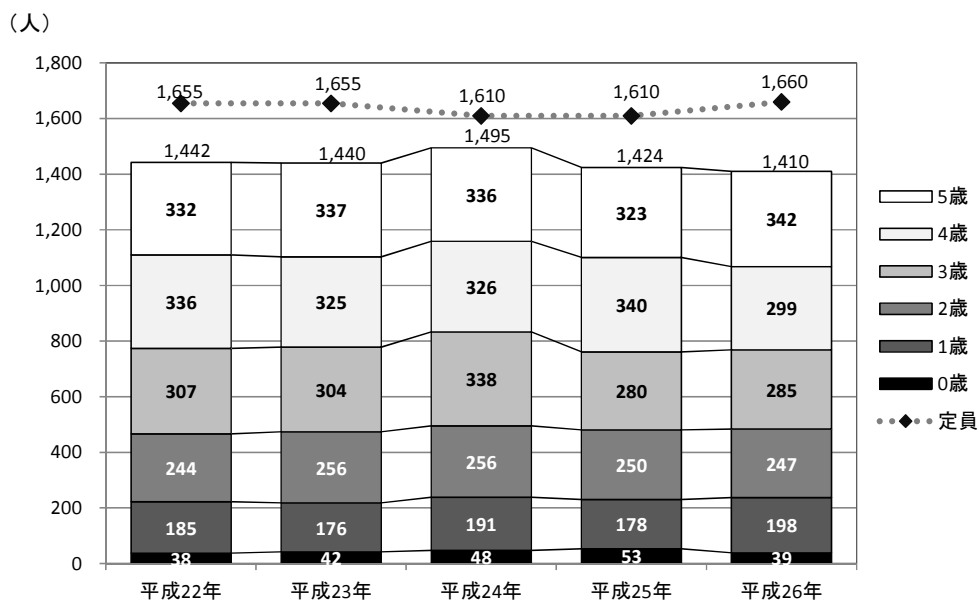
³⁾ 転出入などの社会的条件による人口増減のこと。

(4) 保育所の状況

平成 26 年 4 月現在、日光市に設置されている保育所は 21 箇所で定員は 1,660 人を確保しており、これに対して受入人数は 1,410 人となっています。

過去 5 年間の推移をみても、全体の定員は受入人数を上回っており、十分な定員数が確保されてきたことがわかります。

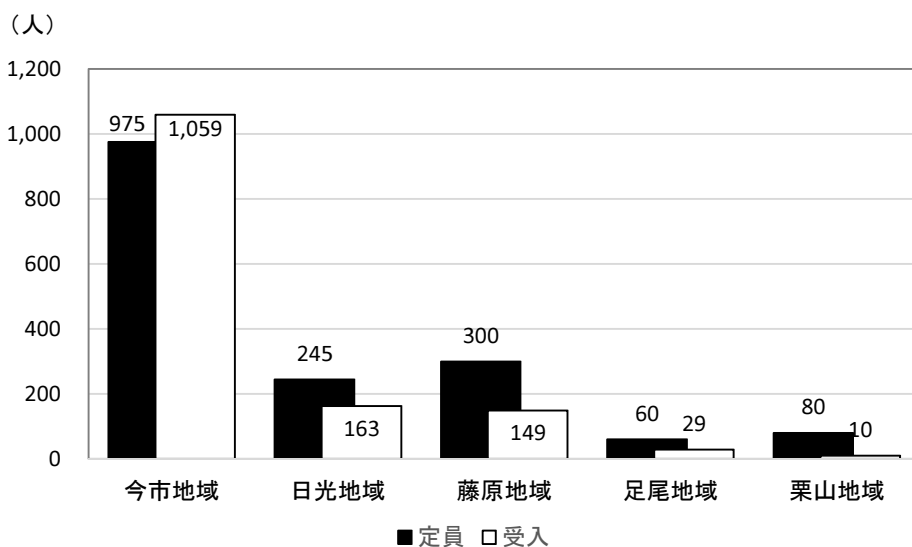
日光市における保育所受入人数と定員数の推移



資料：日光市子育て支援課

ただし、地域的な状況をみると、今市地域以外の日光、藤原、足尾、栗山の4地域はいずれも受入人数を上回る定員数が確保されていますが、今市地域では定員数を上回る受入人数となっています。

地域別保育所受入人数と定員数（平成 26 年 4 月現在）



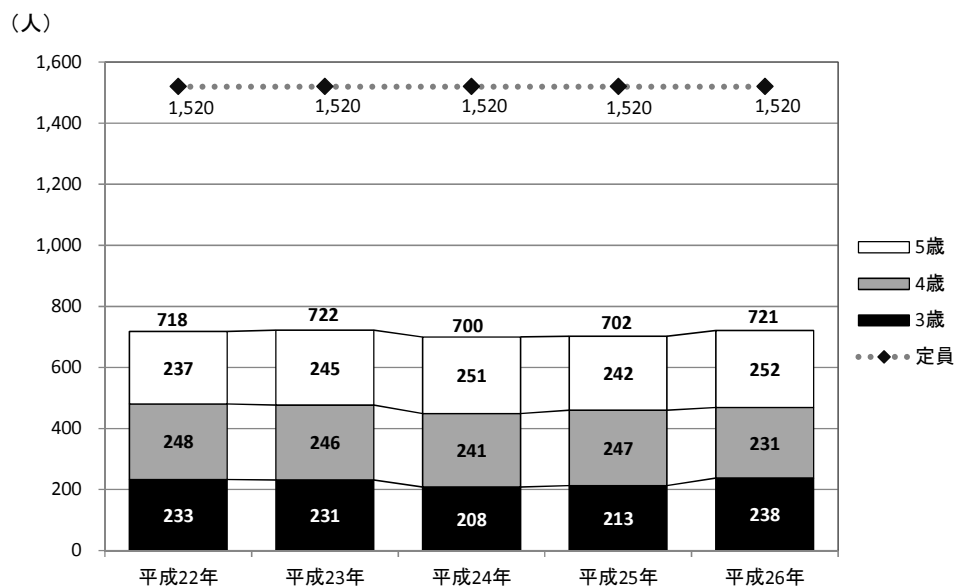
資料：日光市子育て支援課

(5) 幼稚園の状況

平成 26 年 4 月現在、日光市に設置されている幼稚園は 9 箇所（今市・日光・藤原地域）で定員は 1,520 人を確保しており、これに対して受入人数は 721 人となっています。

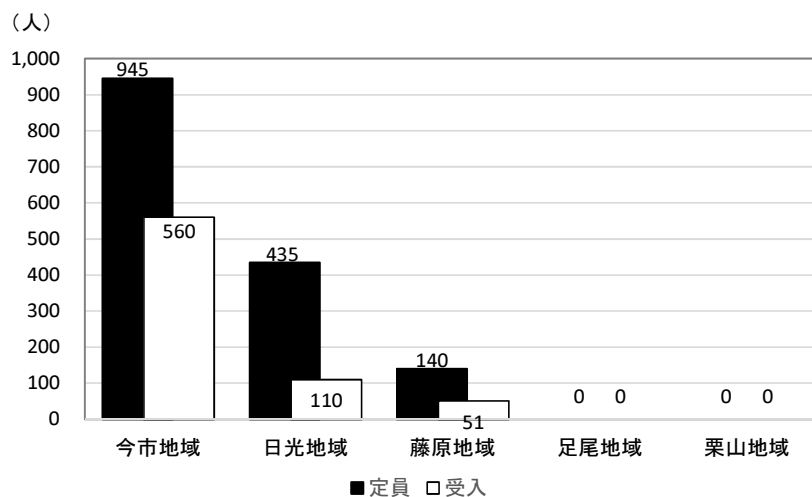
過去 5 年間の推移をみても、全体の定員は受入人数を 2 倍以上上回っており、受入体制にゆとりがあることがわかります。

日光市における幼稚園受入人数と定員数の推移



地域別にみても、現在幼稚園が設置されている今市・日光・藤原地域では、いずれも受入体制にゆとりがあることがわかります。

平成 26 年の地域別幼稚園受入人数と定員数（平成 26 年 4 月現在）



3 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の結果概要

(1) 調査概要

【調査方法】

調 査 名	日光市子育て支援についてのアンケート調査
(1) 調査対象者	市内在住の就学前の児童から無作為抽出 回答は保護者 (ただし、足尾、栗山地域については、対象世帯全てを抽出)
(2) 調査対象者数	1,745 件
(3) 調査方法	郵送による配布・回収
(4) 調査実施期間	平成 26 年 2 月 13 日 (木) ～平成 26 年 2 月 27 日 (木) ※ただし、3 月 6 日 (木) 到着分まで集計に反映

【回収状況】

発送数	回収数	回収率
1,745 件	1,039 件	59.54%

【地域別回収状況】

地域区分	発送数	回収数	回収率
今市地域	1,323 件	760 件	57.44%
日光地域	228 件	136 件	59.64%
藤原地域	142 件	71 件	50.00%
足尾地域	37 件	20 件	54.05%
栗山地域	15 件	9 件	60.00%
(不明)	-	43 件	-

【調査項目】

1. 子ども、家族の状況
2. 子どもの育ちをめぐる環境
3. 保護者の就労状況
4. 平日の定期的な幼児教育・保育事業の利用状況
5. 地域の子育て支援事業の利用状況
6. 土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な幼児教育・保育の利用希望
7. 子どもが病気の際の対応
8. 不定期の幼児教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用
9. 小学校入学後の放課後の過ごし方
10. 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について
11. 子育て全般について

(2)調査結果概要

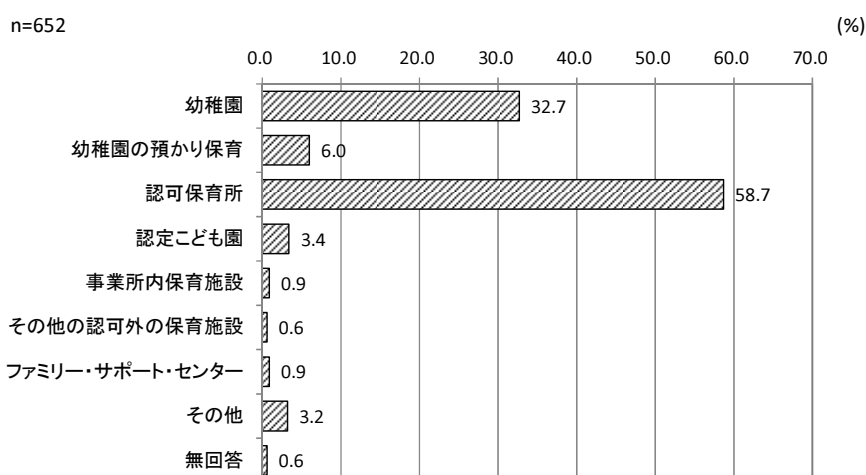
① 平日の定期的な幼児教育・保育の事業の利用状況と今後の利用意向

定期的な幼児教育・保育事業を利用している人に、どのような事業を利用しているかを質問した結果、最も多かったのは「認可保育所」で58.7%の回答を得ています。次が「幼稚園」の32.7%、以下、割合的にはかなり低くなりますが、「幼稚園の預かり保育」が6.0%、「認定こども園」が3.4%となっています。

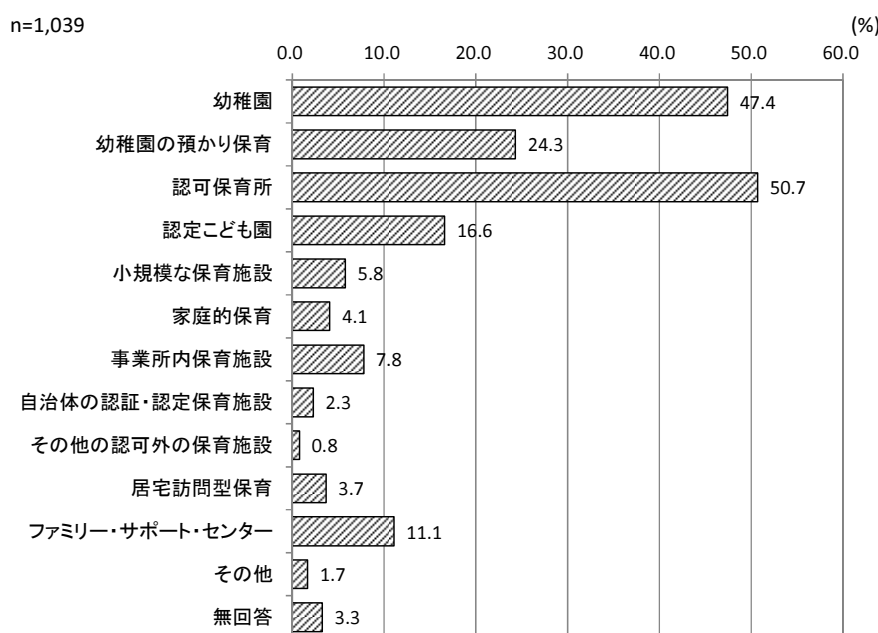
一方、今後平日の幼児教育・保育事業で定期的にご利用しようと考えている事業を質問した結果、最も回答が多かったのは「認可保育所」で50.7%の回答を得ています。

以下、「幼稚園」が47.4%、「幼稚園の預かり保育」が24.3%、「認定こども園」が16.6%、「ファミリー・サポート・センター」が11.1%、「事業所内保育施設」が7.8%、「小規模な保育施設」が5.8%と続いています。

現在の定期的な平日の幼児教育・保育の利用状況（複数回答）

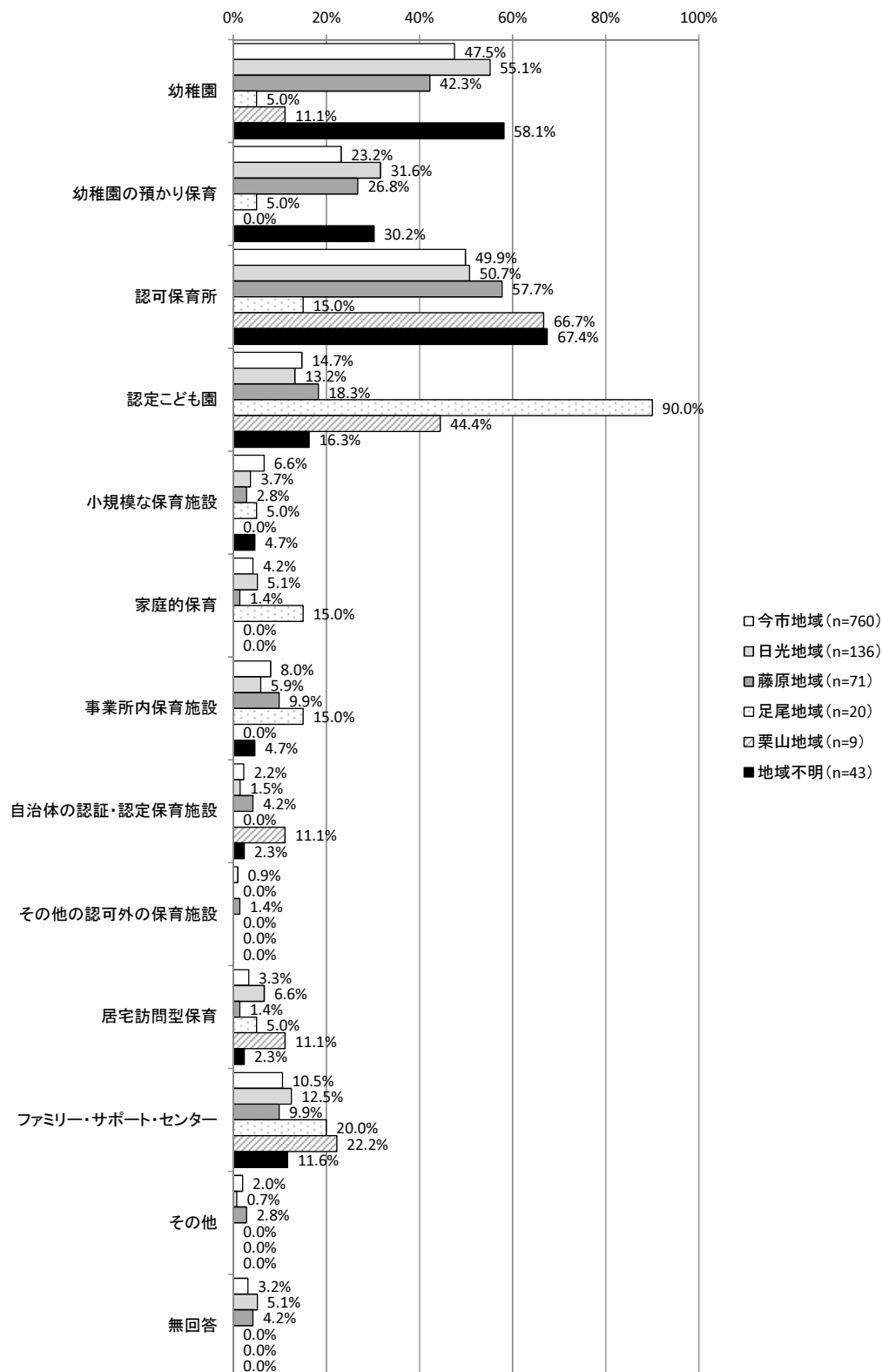


今後の定期的な平日の幼児教育・保育の利用意向（複数回答）



今後の定期的な幼児教育・保育事業の利用意向を地域別にみると、今市、日光、藤原、の各地域では「認可保育所」「幼稚園」の回答割合が高くなっていますが、栗山地域では「認可保育所」と「認定こども園」が、足尾地域では「認定こども園」の回答割合が高くなっています。

今後の定期的な平日の幼児教育・保育の利用意向（地域別・複数回答）



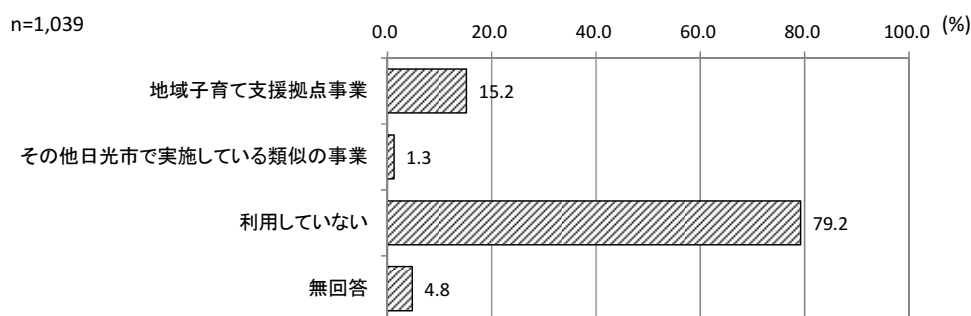
② 地域の子育て支援事業の利用状況と今後の利用意向

地域子育て支援拠点事業を利用しているという回答は 15.2%、その他市内で実施している類似の事業を利用しているという回答は 1.3%でした。逆に、それらを利用していないという回答は 79.2%となっており、これらの事業の内容やPR 方法等に課題があることを示す結果となっています。

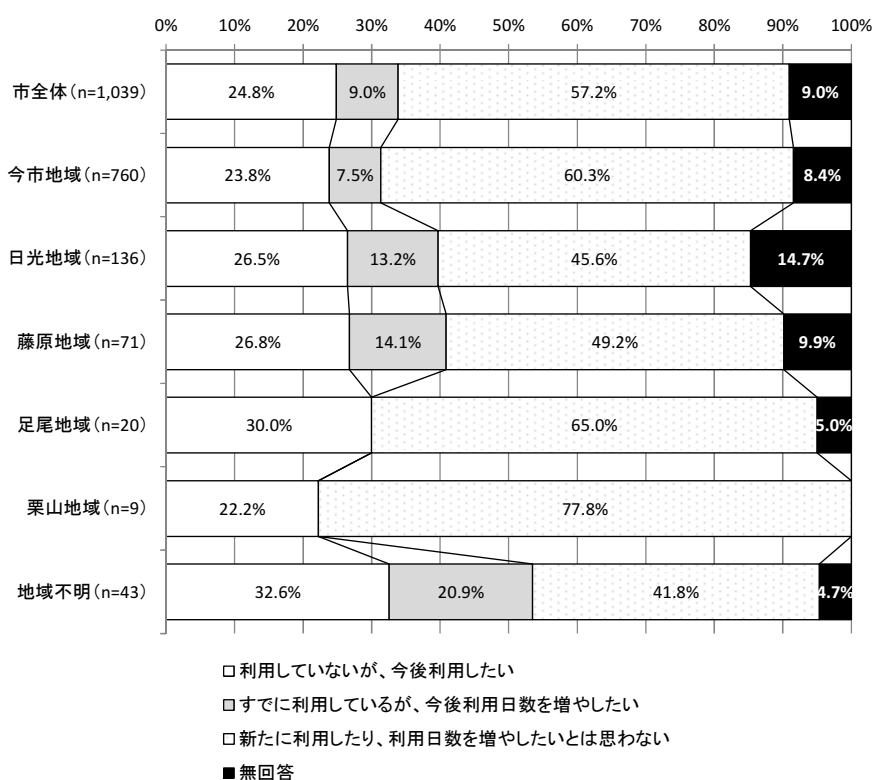
今後の利用意向については、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」と回答した人は 9.0%、「利用していないが、今後利用したい」と回答した人が 24.8%で、合わせて 33.8%が利用の意向があるという結果ですが、57.2%の人は、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」と回答しています。

利用意向を地域別にみると、日光、藤原の両地域が比較的利用意向割合が高く、今市地域が両地域に続いています。また、足尾地域と栗山地域では「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」と回答した人は 1 人もいない結果となっており、地域子育て支援拠点事業のサービスを受けにくい現状にあることがうかがえます。

地域子育て支援拠点事業等の利用状況（複数回答）



地域子育て支援拠点事業等の今後の利用意向

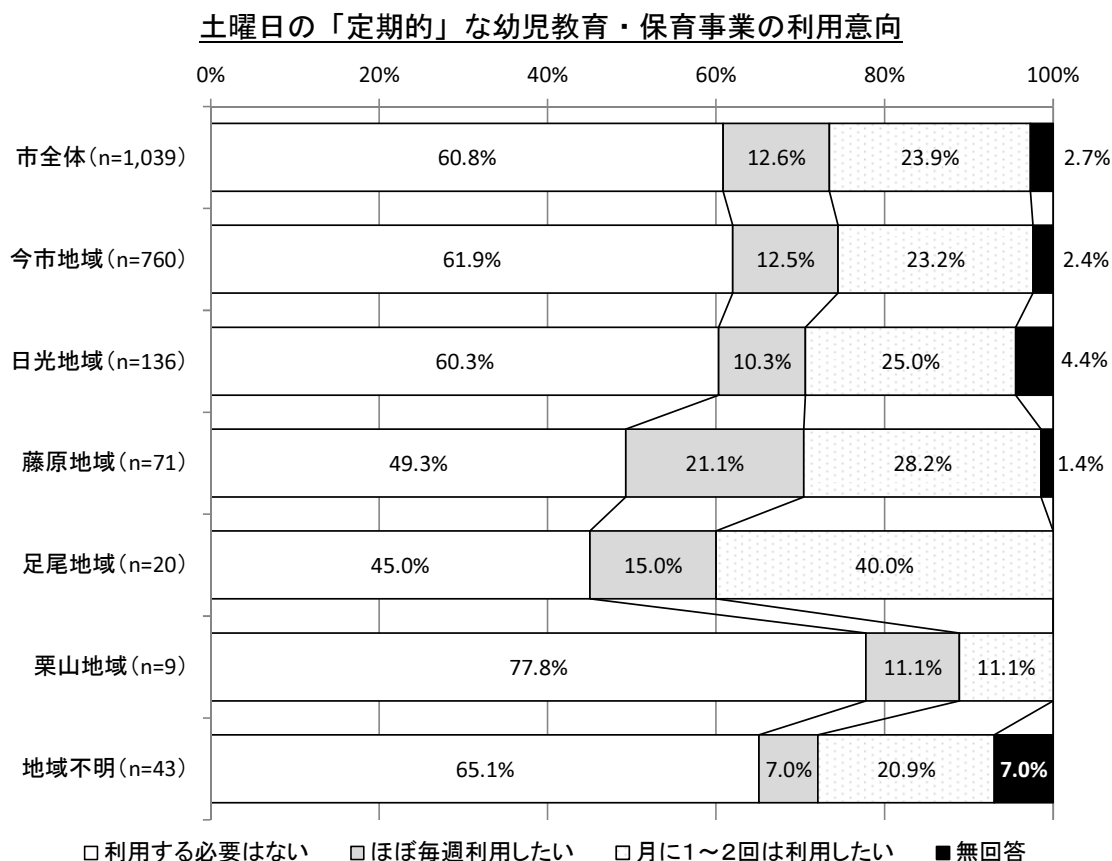


③ 土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な幼児教育・保育事業の利用意向

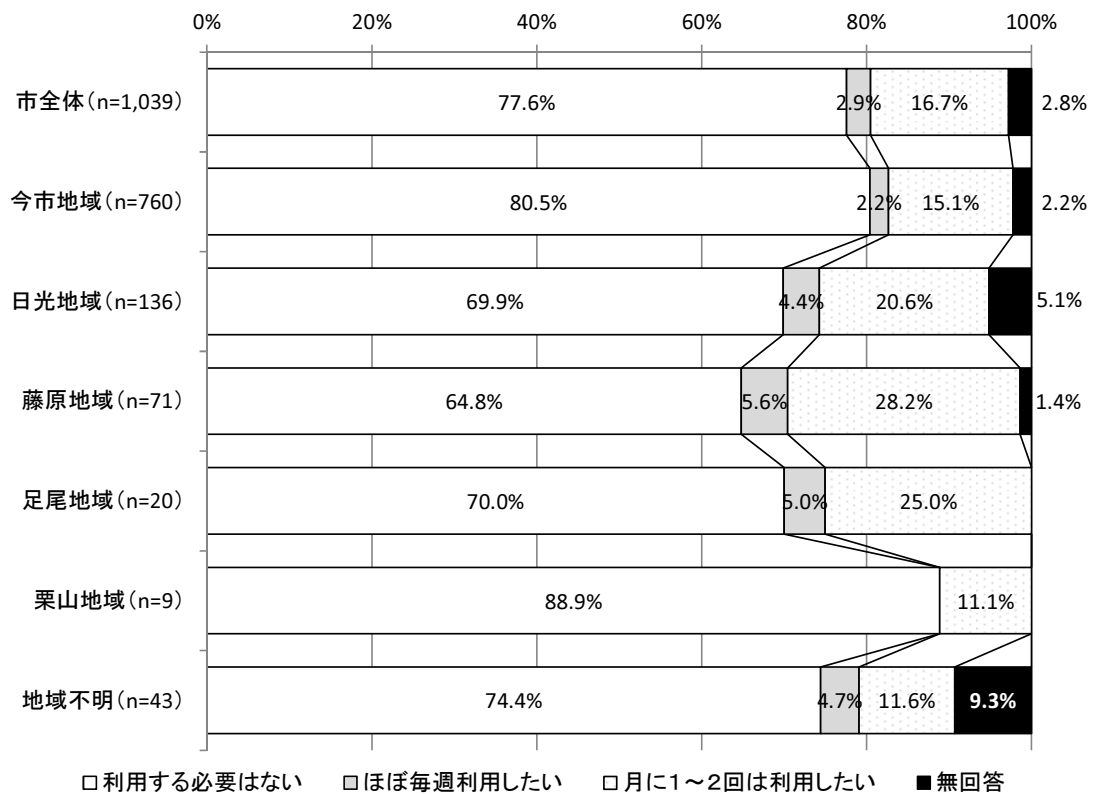
土曜日の定期的な幼児教育・保育事業の利用意向について、60.8%は「利用する必要はない」と回答しています。「ほぼ毎週利用したい」という回答は12.6%、「月に1～2回は利用したい」という回答は23.9%で、合わせて36.5%の利用意向があるという結果です。地域別では、藤原地域、足尾地域の利用意向割合が高くなっています。

日曜・祝日の定期的な幼児教育・保育事業の利用意向では、77.6%は「利用する必要はない」と回答しており、「ほぼ毎週利用したい」が2.9%、「月に1～2回は利用したい」が16.7%と、両者を合わせた利用意向は19.6%と土曜日の利用意向の半分程度となっています。地域別では、土曜日と同様に藤原地域、足尾地域の利用意向率が高くなっています。

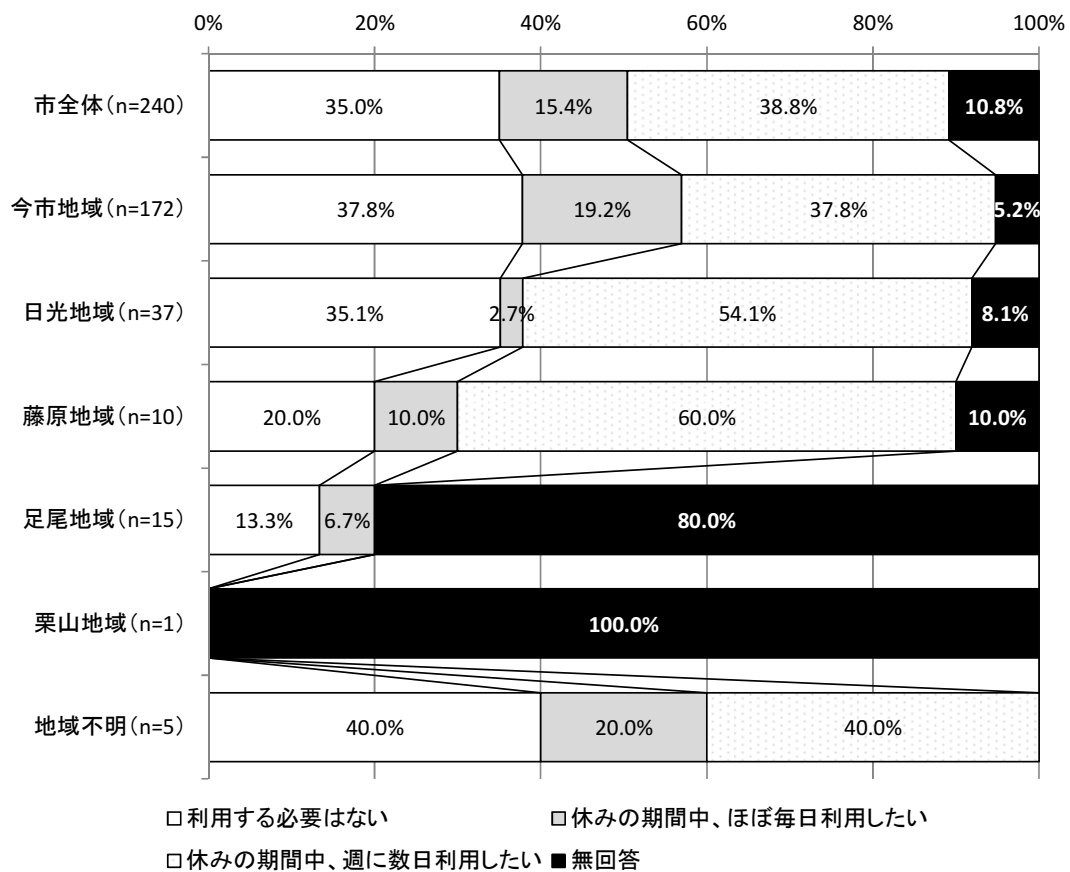
幼稚園を利用している人の夏休みや冬休み等の長期休暇中の幼児教育・保育事業の利用意向については、休みの期間中「ほぼ毎日利用したい」が15.4%、「週に数日利用したい」が38.8%で、利用意向のある回答が54.2%と幼稚園利用者の半数以上が何らかの利用意向を持っていることを示す結果となっています。地域別では、今市、日光、藤原の各地域の利用意向が高くなっていますが、足尾地域と栗山地域の利用意向は低くなっています。



日曜・祝日の「定期的」な幼児教育・保育事業の利用意向

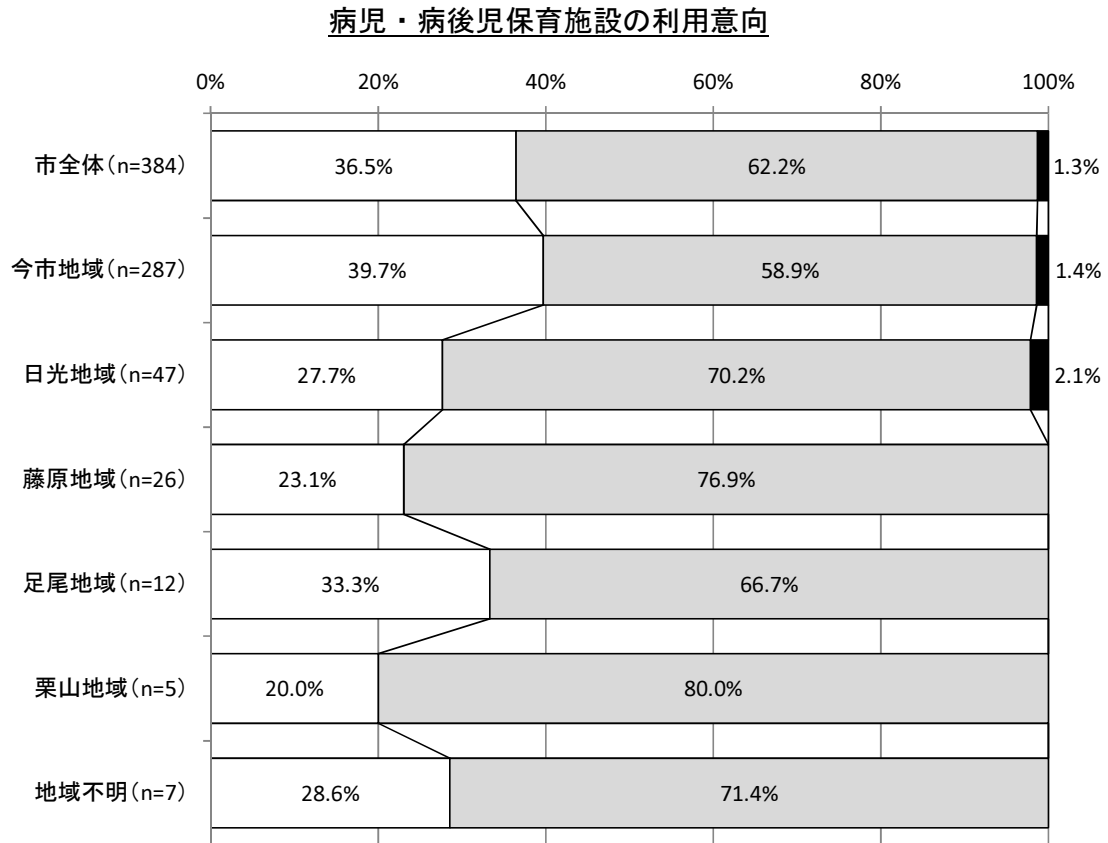


幼稚園利用者の長期休暇中の「定期的」な幼児教育・保育事業の利用意向



④ 病児・病後児保育事業の利用意向

子どもが病気やケガの場合の対処方法で「父親が休んだ」か「母親が休んだ」と回答した人で「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した人は36.5%でした。地域別では、今市地域の利用意向率が高くなっています。



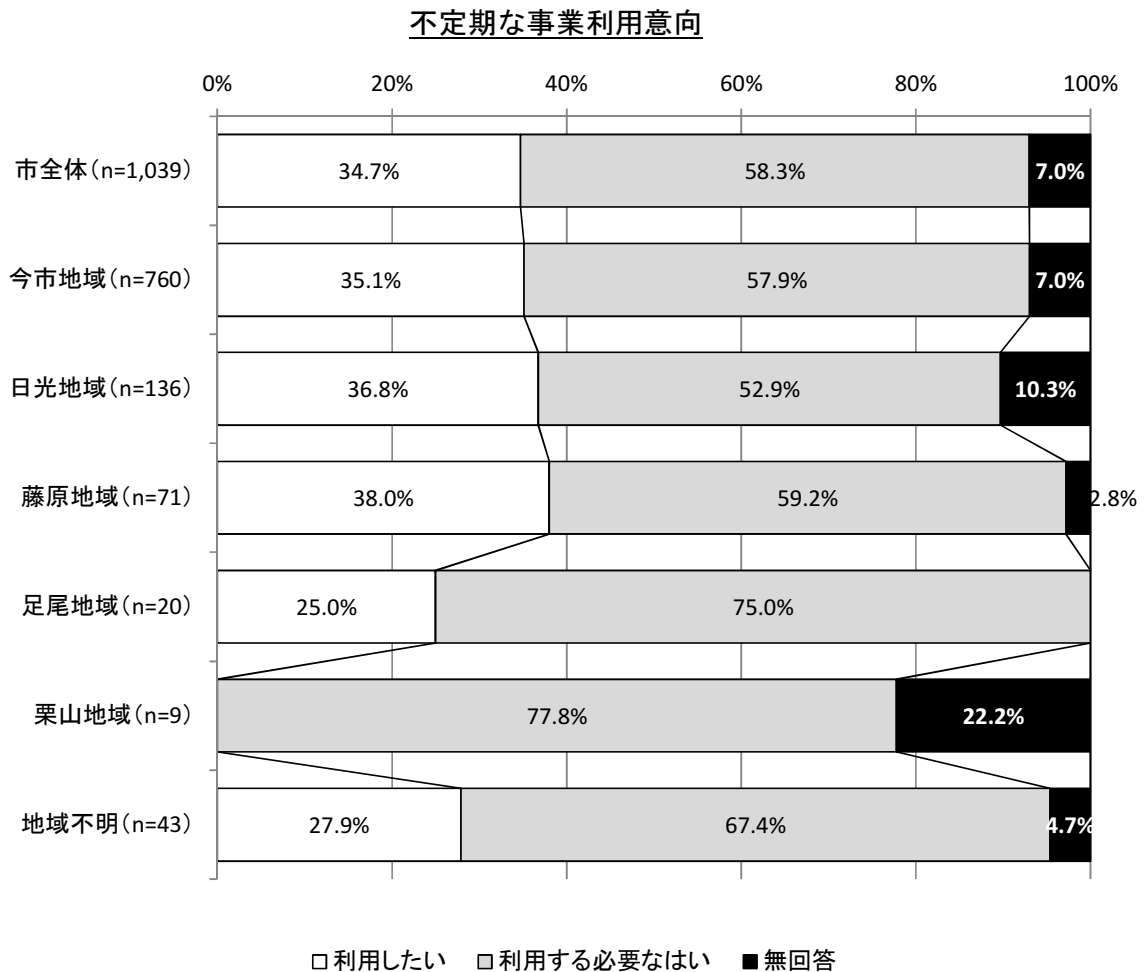
□ できれば病児・病後児保育施設等を利用したい □ 利用したいとは思わない ■ 無回答

⑤ 不定期の幼児教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

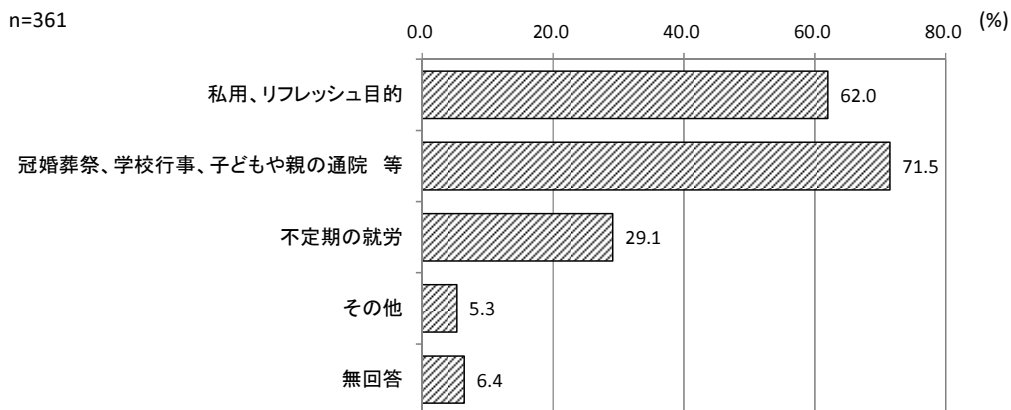
私用、親の通院、不定期就労等の理由による不定期な事業利用意向率は 34.7%となっています。

地域別では藤原地域の利用意向率が高くなっており、栗山地域では「利用したい」と回答した人は 1 人もいませんでした。

その利用目的として最も多く挙げられたのは「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」の 71.5%で、次に多かったのが「私用、リフレッシュ目的」の 62.0%でした。



不定期に事業を「利用したい」と回答した人の利用目的（複数回答）

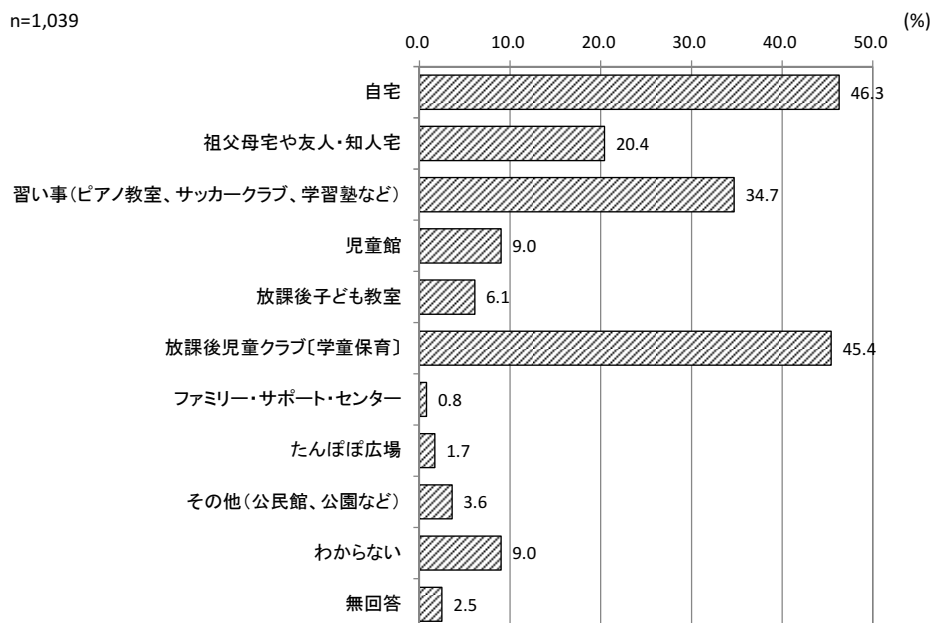


⑥ 放課後の過ごし方

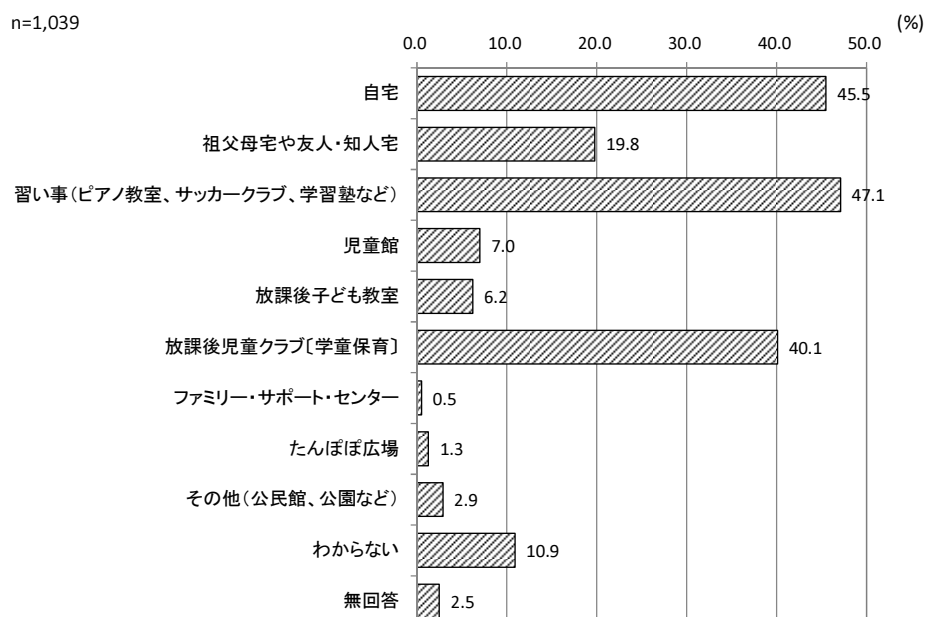
小学校低学年時の放課後、子どもをどこで過ごさせたいかを質問したところ、最も回答割合が高かったのは「自宅」の46.3%でしたが、わずかの差で「放課後児童クラブ」が45.4%と続いています。以下、「習い事」が34.7%、「祖父母宅や友人・知人宅」が20.4%となっています。

一方、小学校高学年時の放課後、子どもをどこで過ごさせたいかについては、最も回答割合が高かったのは「習い事」の47.1%でしたが、わずかの差で「自宅」が45.5%と続いています。「放課後児童クラブ」は低学年時より低く40.1%となっています。

放課後を過ごさせたい場所（低学年時：複数回答）

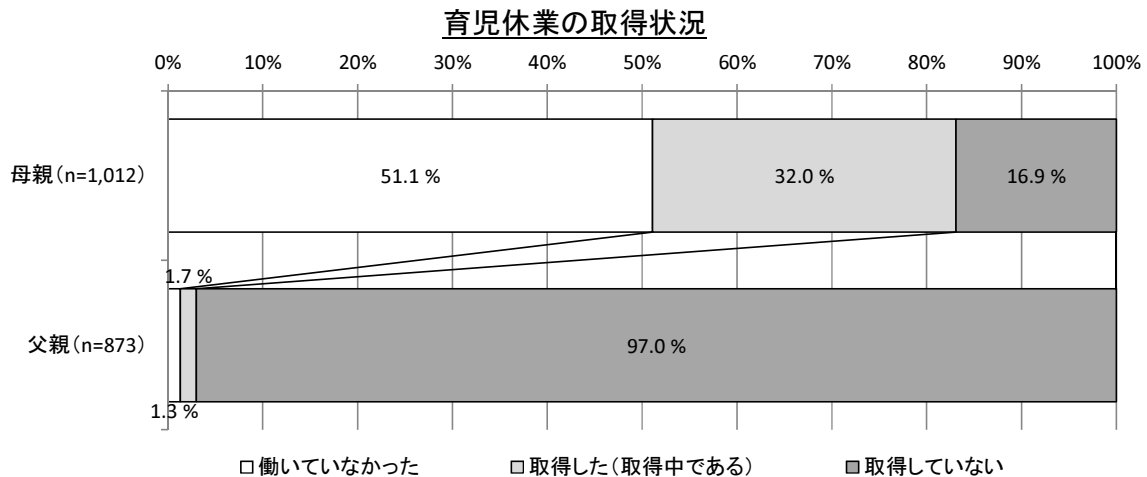


放課後を過ごさせたい場所（高学年時：複数回答）



⑦ 育児休業の利用状況

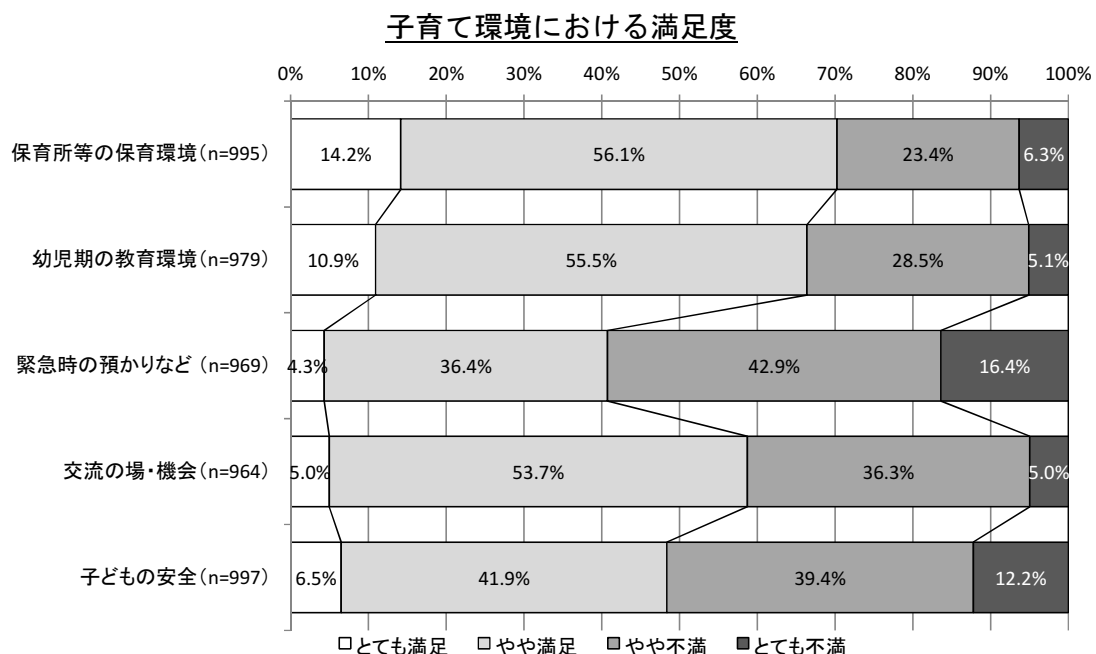
子どもが生まれた時、育児休業を取得したかどうかについて質問した結果、母親で「取得した」と回答した人は32.0%、父親ではわずか1.7%となっています。
一方「取得していない」と回答した母親は16.9%、父親では実に97.0%となっています。ただし、母親では51.1%が「働いていなかった」と回答しています。



※父母ともに「n」は有効回答数

⑧ 子育て環境における満足度

日光市の子育て環境について、比較的満足度が高い項目は「保育所等の保育環境」「幼児期の教育環境」「交流の場・機会」の3項目で、これらについては「とても満足」と「やや満足」を合わせた回答の割合がいずれも5割を超えています。
一方、「緊急時の預かりなど」と「子どもの安全」については「とても満足」と「やや満足」を合わせた回答割合は5割を下回っており、比較的満足度が低い状態にあるという結果になっています。

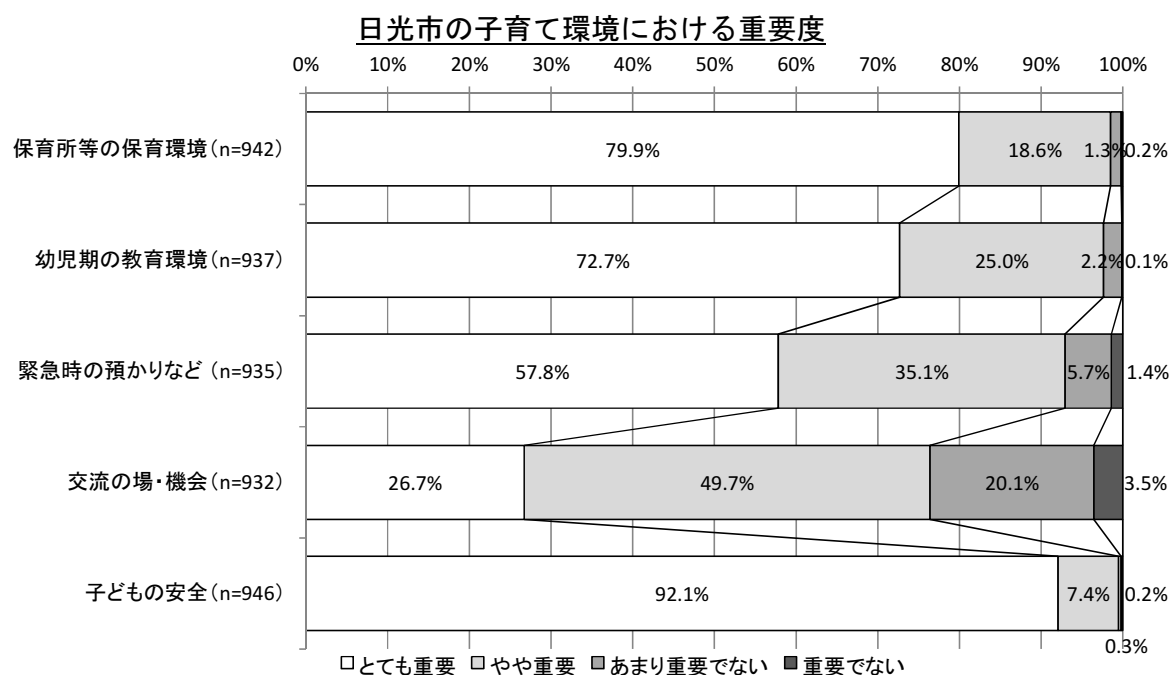


※「n」は有効回答数

⑨ 子育て環境における重要度

日光市の子育て環境の重要度について、重要度が高いとみなされた項目は「子どもの安全」「保育所等の保育環境」「幼児期の教育環境」「緊急時の預かりなど」の4項目で、これらについては「とても重要」の回答の割合がいずれも5割を超えています。特に「子どもの安全」については、昨今の乳幼児を対象とした犯罪の増加の影響もあってか、実に92.1%の人が「とても重要」と回答しています。

一方、「交流の場・機会」については、唯一「とても重要」の回答割合が5割を下回っていますが、「やや重要」という回答と合わせると7割以上となるので、他の項目との比較では重要度に若干の差があると見てとれますが、重要な項目であることに違いはないようです。



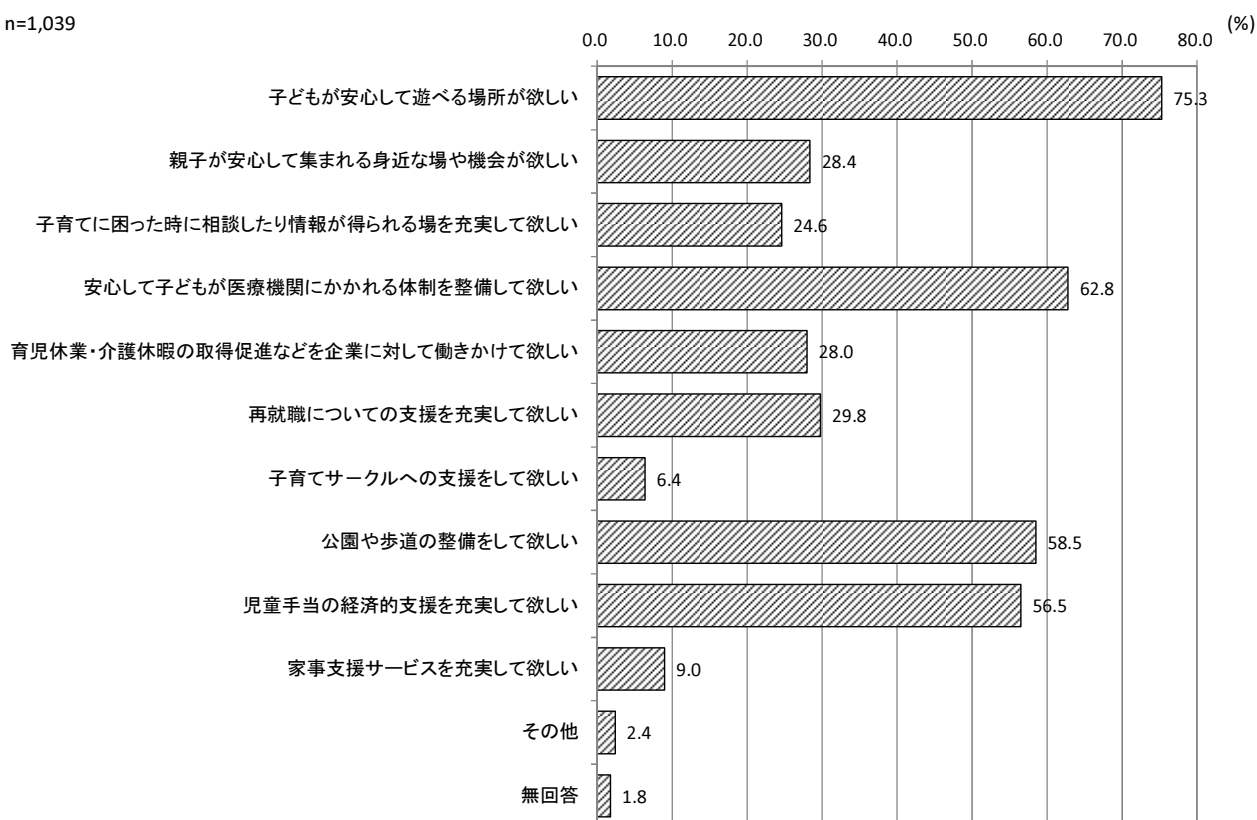
※「n」は有効回答数

⑩ 子育て支援で、今後、力を入れてほしいこと

子育て支援で、今後、力を入れてほしいこととしては、「子どもが安心して遊べる場所が欲しい」が75.3%と最も多く、以下「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備して欲しい」が62.8%、「公園や歩道の整備をして欲しい」が58.5%、「児童手当の経済的支援を充実して欲しい」が56.5%と続いています。

子育て支援で、今後、力を入れてほしいこと（複数回答）

n=1,039



4 現状からみる課題

(1) 調査結果からみる課題

① 平日の定期的な幼児教育・保育事業

幼稚園及び認可保育所は、現在も一定の役割を果たしているといえますが、乳児の利用希望が増加する傾向にあり、今後、必要十分なサービスの質と量を確保していく必要があります。

特に、今市地域では、保育事業において定員を超える利用希望が見込まれることから、適正な量を確保していくことが求められます。

また、中長期的には児童人口が減少する可能性が高く、少子化が進む傾向にあります。今後、サービスの質を確保、向上していくことが重要です。

さらに、児童人口の減少が著しい足尾地域や栗山地域では認定こども園に対する期待が非常に高くなっていることから、地域の実情に応じた保育サービスを提供していくことが必要です。

② 地域子育て支援拠点事業

これまでの利用実績は、アンケート調査の利用希望を下回っており、現状の利用率は決して高いものとはいえない結果となっています。現在の事業内容が市民のニーズに適合しているかの検証を行うとともに、事業のPR方法や市民への周知方法についても検討が必要です。

また、足尾地域や栗山地域では事業サービスを受けにくい現状にあることから、地域のニーズに沿った対応が求められます。

③ 土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な幼児教育・保育事業

土曜・休日の「定期的」な事業の利用ニーズは決して高くはありませんが、月に1～2回の利用希望者まで含めると2～3割前後の利用希望があります。また、幼稚園利用者の長期休暇中の利用希望は更に高く、幼稚園利用者の約5割に何らかのニーズがあり、これらに対応していく必要があります。

④ 病気の際の対応

病児・病後児のための保育施設等を利用したいというニーズは、子どもが病気やケガの場合の対処方法で「父親が休んだ」か「母親が休んだ」と回答した人の3割程度となっています。

病児・病後児への対応は、就労する保護者にとって相応の負担となっていることを示す結果となっていることから、受入体制の充実を図ることが必要です。

⑤ 一時的な幼児教育・保育事業や宿泊を伴う預かり等

一時的に事業を利用している人はアンケート回答者の1割程度という現状となっています。しかし、様々な要因による需要は見込まれていることから、今後も、継続した事業の供給体制を確保することが必要です。

⑥ 小学校入学後の放課後の過ごし方

就学後に放課後を過ごさせたい場所は、低学年・高学年ともに「自宅」や「習い事」の割合が高くなっていますが、公共的な場所としては「放課後児童クラブ」の割合が高く、そのニーズは低学年時の方が高いという結果となっています。

「放課後児童クラブ」については、現状の事業状況とニーズを照らし合わせ、必要とする目標事業量を見極めていくとともに、子どもの生活の中で、長時間を過ごす居場所であることから、さらなる質の向上を図る必要があります。

⑦ 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度

育児休業制度は、母親では、ある程度普及が進んでいるとみなすことができる結果となっていますが、それでも決して十分な状況とはいえません。まだ、必要に応じて育児休業を取得することや短時間勤務とすることが社会的に容認される状況とはなっていないことをうかがわせる回答結果です。特に父親については、制度自体は知られていても、それを利用できる社会条件が整っていないと言わざるを得ない回答結果となっています。

この対応としては、行政だけではなく、企業等をはじめとした関係機関が共通の問題意識を持ち、取り組みを強化していく必要があります。

⑧ 子育て全般について

子育て支援における満足度と重要度に関する回答結果を併せ見ると、最も重要度が高いとされている「子どもの安全」の満足度が「とても満足」と「やや満足」とを合わせても48.4%に留まっている結果となっています。

子育て支援については、総合的な切れ目ない対応が求められていますが、各種事業を展開する上で、「子どもの安全」を主眼に置いた取り組みを進める必要があります。

(2) 子ども未来かがやきプランの評価・分析からみる課題

「日光市子ども未来かがやきプラン」は、市が実施する各種の子育て支援策を集中的・計画的に推進するための、「日光市次世代育成支援行動計画後期計画（平成 22 年度～平成 26 年度）」として、平成 22 年 3 月に策定しました。

プランでは、「子育てのしやすいまちづくり」を基本理念として掲げ、6つの基本方針に基づき、子育て支援策を推進してきました。

ここでは、平成 25 年度までの実施状況をもとに、同プランの評価・分析を行い、課題を整理しました。

なお、この評価・分析からみた課題については、子ども・子育て支援事業計画において、引き続き反映していくこととします。

① 平成 25 年度 基本方針別全事業の実施状況

基 本 方 針	事業数	達成数 (主旨達成含)	達成率 (%)
母子の健康の確保と増進	33	28	84.8
健やかな心身を育む教育環境の整備	49	41	83.7
地域における子育ての支援	36	30	83.3
職業生活と家庭生活の両立推進	18	13	72.2
多様な子育て家庭への支援の推進	32	29	90.6
安心して子育てのできる環境づくり	20	16	80.0
合 計	188	157	83.5

●プランに計上した 188 事業のうち、「達成（主旨達成含）」は、157 事業で、達成率は 83.5%となっており、概ね順調な実施状況となっています。

② 平成 25 年度 全国統一に進捗管理を行う指定 10 事業の実施状況

No.	事業名	事業内容	計画掲載現状値 (平成20年度)	実績 (平成24年度)	実績 (平成25年度)	後期計画目標値 (平成26年度)	目標値達成 (達成:◎) (主旨達成:○)
1	通常保育事業	保護者の仕事または病気等により、家庭において保育することができない(保育に欠ける) 場合の児童を、保育園での保育を実施	21箇所 1,625人	21箇所 1,625人	21箇所 1,625人	(認可保育所数) 21箇所 (定員) 定員1,500人	◎
2	延長保育事業	保護者の就労状況に配慮し、通常の保育園の開所時間を超えて保育を実施	16箇所 170人	17箇所 519人	17箇所 572人	(実施施設数) 17箇所 (利用者数) 190人/月	◎
3	一時保育事業	保護者が病気などで一時的に児童の保育が困難な場合に、保育園において一時的に児童を預かる事業	5箇所 3人	6箇所 2.0人	6箇所 3.2人	(実施施設数) 7箇所 (利用者数) 7人/日	○
4	休日保育事業	保護者が日曜日・祝日に仕事などで保育を必要とする場合、保育園での児童保育を実施	2箇所 3人	2箇所 8.2人	2箇所 8.5人	(実施施設数) 2箇所 (利用者数) 4人/日	◎
5	つどいの広場事業 (ひろば型)	子育て中の親子に対して気軽に相談、交流ができる児童館の機能を備えた場を提供する事業(地域子育て支援拠点事業)	1箇所 64.2人	2箇所 300人	4箇所 295人	(実施施設数) 2箇所 (利用者数) 300人/月	○
6	地域子育て支援センター事業(センター型)	地域の子育て支援情報の収集・提供や子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として、既存ネットワークや子育て支援活動団体等と連携しながら、従来の乳幼児学級活動を含め、地域に出向いた地域支援活動や交流会などを展開(地域子育て支援拠点事業)	1箇所 20,908人	1箇所 17,033人	1箇所 18,522人	(実施施設数) 1箇所 (利用者数) 24,000人/年	
7	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を受けたい会員と援助ができる会員の相互援助事業をNPO法人委託により継続し、合せて各種子育て研修会事業等を開催	1箇所 1,610件 506人 86人 69人	1箇所 2,655件 649人 154人 76人	1箇所 3,345件 682人 165人 75人	(実施施設数) 1箇所 (活動件数) 1,800件/年 (依頼会員数):700人 (協力会員数):100人 (両方会員数):80人	○
8	短期入所生活援助(ショートステイ)事業	保護者の病気や育児疲れなどにより養育困難な児童や経済的理由等により保護を必要とする母子の一時的預かりをNPO法人委託により実施	1箇所	1箇所	1箇所	(実施施設数) 1箇所	◎
9	病後児保育事業 [施設型]	保育園に併設した専用施設で病気回復期にあって集団保育が困難な児童預かりを実施(乳幼児健康支援一時預かり事業施設型)	2箇所 2人	2箇所 1.5人	2箇所 1.5人	(実施施設数) 2箇所 (利用者数) 3人/日	○
10	放課後児童クラブ事業	放課後に仕事で保護者のいない家庭の小学生を受入れる場所の整備や指導員を確保し、遊びの指導や生活指導などにより健全育成を促進(6年生まで拡充)	21校 34クラブ 1,630人	21校 46クラブ 1,467人	21校 46クラブ 1,507人	(開設小学校数) 20校 (クラブ数) 43クラブ (入会児童数) 1,715人	○

【事業の評価及び今後の取り組み】

10 事業のうち、目標値達成は 4 事業です。また、目標値は下回るものの、事業内容の主旨を達成している事業は 5 事業となっています。

〔未達成の事業〕

- ・地域子育て支援センター事業については、少子化や低年齢児の保育ニーズの高まり等の要因もあり、利用者数が目標値に比べ少ない状況です。しかし、平成 25 年度からは、利用者ニーズに応え、これまでの月曜～土曜に加え、日祝日も開設したことにより、前年度より増加しました。今後も、利用者ニーズに対応した事業を展開するとともに、より一層の周知啓発を図ります。

第2章

③ 平成 25 年度 日光市として進捗管理を行う 30 事業の実施状況

No.	事業名	事業内容	計画掲載現状値 (平成20年度)	実績 (平成24年度)	実績 (平成25年度)	後期計画目標値 (平成26年度)	目標値達成 (達成:◎) (主旨達成:○)
1	妊婦一般健康診 査事業	妊婦一般健康診査受診票にて、健診 を計14回まで公費で負担	10回	14回	14回	(公費負担件数) 14回	◎
2	妊産婦訪問指導 事業	妊産婦に対する助産師、保健師による 家庭訪問指導	496人 79.9%	487人 92.9%	474人 95.2%	(訪問数) 630人/年 (訪問率) 100%	○
3	乳児全戸訪問事 業	4か月までの乳児のいる全家庭を助産 師や保健師が訪問して、体重測定・相 談により助言・指導を実施	496世帯 79.9%	487世帯 92.6%	471世帯 95.2%	(訪問数) 630世帯/年 (訪問率) 100%	○
4	乳幼児健康診査 事業(1歳6か月 児)	4か月、8か月、1歳6か月、3歳児を対 象に行う、より良い発達と保護者の育 児支援を目的とした健康診査を実施	89%	95.0%	96.0%	(受診率) 97%	
5	乳幼児健康診査 事業(3歳児)	4か月、8か月、1歳6か月、3歳児を対 象に行う、より良い発達と保護者の育 児支援を目的とした健康診査を実施	92%	96.0%	93.0%	(受診率) 97%	
6	5歳児健康診査 事業	低年齢時期に発見されにくい発達障 がい等の早期発見、早期療育を目的に、 集団保育の場で行う5歳児の健康診査	91.7%	98.1%	98.7%	(受診率) 97%	◎
7	学校教育支援事 業	必要に応じて臨時指導助手を小中 学校に配置し、学習指導を充実	43人	53人	55人	(臨時指導助手派遣人数) 70人	○
8	小学校読み聞か せの実施	地域のボランティアが小学校を訪問 し、本の紹介や読み聞かせを行うブ ックトークなどを実施	全小学校	全小学校	全小学校	(実施学校数) 全小学校	◎
9	学校体育施設開 放事業	小中学校全校において、登録されて いる団体に平日の夜間及び土日に終 日開放	34.9% 8.5%	31.9% 7.0%	31.9% 5.3%	(体育館年間利用率) 50% (ナイター年間利用率) 20%	○
10	総合型地域ス ポーツクラブ育 成事業	子どもから高齢者まで、地域住民が主 体的に運営する総合型地域スポーツク ラブ育成事業	2団体	2団体	2団体	(クラブ団体数) 9団体	
11	街頭指導活動推 進事業	街頭指導活動等による問題行動の早 期発見及び未然防止	99回	77回	88回	(実施回数) 95回/年	
12	子育て相談事業	保育園において、子育て相談や情報 提供を行う事業	524件	500件	397件	(相談件数) 550件/年	○
13	子育てサロン(に こにこ広場)事業	子育て中の親子に対して、気軽に相 談、交流ができる場を提供する事業	6箇所	6箇所	6箇所	(実施施設数) 6箇所	◎
14	保育園待機児童 率の軽減	市内保育園における適切な保育定員 の設定等により、市内における待機児 童を解消	0%	0%	0%	(待機児童率) 0%	◎
15	乳児保育事業	産前産後休業や育児休業後の就労に 対応するための0歳児からの保育を実 施	14箇所	14箇所	14箇所	(実施施設数) 15箇所	○
16	障がい児保育事 業	心身に障がいのある児童を保育園に 受け入れ、集団で保育を実施	23人	21人	21人	(受入人数) 30人	○
17	保育園地域開放 事業	保育園において、子育て相談や情報 提供を行う事業	全園	全園	全園	(実施施設数) 全園	◎
18	保育園サービス 評価事業	保育サービスの質について、第三者機 関が専門的、客観的立場から評価を 実施	未実施	3箇所	5箇所	(実施施設数) 3箇所/年	◎
19	幼稚園と保育園 総合施設化事業	教育と保育を一体としてとらえ、一貫し た総合施設を検討し、認定子ども園を 設置	1箇所	1箇所	1箇所	(認定こども園数) 1箇所	◎
20	幼稚園における 預かり保育事業	在籍している園児を対象とした通常の 教育時間終了後の預かり保育を実施	8箇所	8箇所	8箇所	(実施施設数) 8箇所	◎
21	わんぱく保育事 業	県事業(時間外預かり事業:県単補 助)に連携し、幼稚園保護者の相談に 対する情報提供・助言、園地・園舎の 地域開放、子どもの遊び場の提供、未 就園児親子向けの遊びやしつけ指導 等を実施	8箇所	8箇所	8箇所	(実施施設数) 8箇所	◎
22	放課後子ども教 室事業	小学校の余裕教室等を活用した放課 後子ども教室を設置し、学習やスポ ーツ・文化活動、地域住民との交流活動 等を実施	3箇所 251日	3箇所 187日	3箇所 159日	(実施箇所数) 3箇所 (実施日数) 300日/年	

No.	事業名	事業内容	計画掲載現状値 (平成20年度)	実績 (平成24年度)	実績 (平成25年度)	後期計画目標値 (平成26年度)	目標値達成 (達成:◎) (主旨達成:○)
23	病児保育事業	保育園、幼稚園、小学校などに通う児童が病気の際、仕事を休むことができない保護者のため、医療機関が専用保育室において児童の一時的預かりを実施	未実施	未実施	未実施	(実施施設数) 1箇所	
24	母子家庭自立支援事業	各地区に母子自立支援員を配置し、婦人相談や就労情報提供、自立支援を実施	43件	68件	56件	(相談件数) 50件/年	◎
25	障がいのある児童への福祉サービス(デイサービス)	在宅の障がいのある児童を対象に、障害者自立支援法に基づく児童デイサービスを実施	1箇所	1箇所	1箇所	(市営事業所数) 1箇所	◎
26	障がいのある児童への福祉サービス(ショートステイ)	在宅の障がいのある児童を対象に、障害者自立支援法に基づくショートステイを実施	12日	9.0日	9.0日	(延べ利用日数) 12日/月	○
27	要保護児童対策地域協議会	関係機関との情報交換による児童虐待の実態把握、サポート及び啓発活動	継続	拡充	拡充 (継続)	(関係機関との連携) 拡充	◎
28	子育てにやさしい施設整備事業(公共施設)	公共施設での自動ドア、スロープの設置、乳幼児を連れた利用者のためのバリアフリー化を推進	10箇所 4箇所 未設置	11箇所 7箇所 2箇所	13箇所 7箇所 3箇所	(自動ドア設置箇所) 13箇所 (スロープ設置箇所) 5箇所 (授乳スペース設置箇所) 5箇所	
29	安全で安心なまちづくり推進事業	市民同士の声掛け運動などによる地域のコミュニティ機能の強化や、自治会など、各種団体による安全パトロールなどの取組を推進	4,406人	2,022人	2,218人	(安全安心パトロール隊ボランティア保険加入者数) 4,900人	
30	児童生徒緊急避難場所設置	痴漢、通り魔等の不審者による児童・生徒の被害を防ぐため、緊急避難場所として、市内各校で「ひなんの家(子ども110番の家)」を募集して指定	2,436箇所	1,919箇所	1,897箇所	(緊急避難場所設置数) 2,700箇所	

【事業の評価及び今後の取り組み】

30 事業のうち、目標値達成は 13 事業です。また、目標値は下回るものの、事業内容の主旨を達成している事業は8事業となっています。

〔未達成の事業〕

- ・各種健康診査事業については、受診率の向上に向け、未受診者の把握に努め、受診奨励に努めます。
- ・総合型地域スポーツクラブ育成事業は、新たなクラブ設立に向け、関係団体に働きかけます。平成 26 年度には、大沢地区においてクラブが設立となりました。
- ・街頭指導活動推進事業については、関係機関との連携を図りながら、効果的な実施に努めます。
- ・放課後子ども教室事業については、地域のボランティアの協力を得ながら、実施内容や日数の充実に努めます。
- ・病児保育事業については、平成26年度、今市地域に設置しました。
- ・子育てにやさしい施設整備事業については、公共施設の整備に併せ、環境の充実に努めます。
- ・安全で安心なまちづくり推進事業については、様々な機会をとらえ、隊員数の増加に努めます。
- ・児童生徒緊急避難場所設置事業については、毎年、学校、地域の連携による見直しを行い、効果的な場所への設置に努めます。

④ 基本方針別にみる課題

●「母子の健康の確保と増進」

子どもと親が元気に過ごす健康づくりの推進に向け、妊娠・出産期や子どもの成長に応じた支援、充実した医療体制の確保等を継続して実施していく必要があります。

●「健やかな心身を育む教育環境の整備」

心身ともにたくましく人間性豊かな子どもの育成に向け、学校教育や生涯学習などの充実を図るとともに、互いの人権を尊重しあう意識づくりが必要です。

●「地域における子育ての支援」

地域ぐるみで、子どもと子育てを支援するため、多種多様な取り組みを実施していく必要があります。

●「職業生活と家庭生活の両立推進」

ワーク・ライフ・バランスによる子育て環境の充実に向け、行政と企業等が連携して取り組みを進める必要があります。

●「多様な子育て家庭への支援の推進」

ひとり親家庭や障がいのある子どもへの支援など、多様化する子ども・子育て家庭へのきめ細やかな対応が必要です。

●「安心して子育てのできる環境づくり」

安心して子どもを産み育てるための環境づくりに向け、幼児教育・保育サービスの質の向上や安全な生活環境の整備、子育てにおける経済負担軽減などの取り組みを充実する必要があります。

(3)子どもと子育て家庭を取り巻く現状からみる課題

今日の社会は、様々な要因から、子どもと子育て家庭を取り巻く状況が大きく変化してきています。

そのため、それらの様々な課題に対し、必要に応じた対応を進める必要があります。

現状からみる課題

- 急速な少子化の進展
- 核家族化や共働き家庭・ひとり親家庭の増加
- 地域社会の希薄化
- 子どもの生活環境の変化や安全を脅かす犯罪等の増加
- 子育ての不安感・負担感の増大
- 子育て支援や保育ニーズの多様化
- 児童虐待や要保護児童の増加
- 仕事と子育ての両立

求められる取り組み

- 保育サービスの充実と質の向上
- 将来を担う子どもたちの健全育成に向けた育み
- 多様な子ども・家庭に対応する体制づくり
- ワーク・ライフ・バランスの一層の推進
- 子どもと家庭を温かく見守り、ともに支えあう地域づくりの推進
- 総合的な切れ目ない、子ども・子育て支援施策の強化

第3章 基本理念と施策の体系



第3章 基本理念と施策の体系

1 計画の基本理念と基本目標

【基本理念】

イチオシ！ひかり輝く 子育てのまち

～日光（ここ）で産みたい 育てたい“あるといいな”が日光（ここ）にある～

基本目標 1

- ・子どもと親が元気に過ごす健康づくりの推進

基本目標 2

- ・心身ともにたくましく人間性豊かな子どもの育成に向けた取り組みの充実

基本目標 3

- ・きめ細やかな対応が必要な子どもや家庭への支援

基本目標 4

- ・みんなで支える安心子育て環境づくり

本計画の前身にあたる「日光市子ども未来かがやきプラン（次世代育成支援地域行動計画後期計画）」では、その基本理念として「子育てのしやすいまちづくり」を定めていました。

本計画では、プランの基本理念を踏まえ、市民が、より具体的・感覚的に共通の想いを持てるよう、基本理念を「イチオシ！ひかり輝く 子育てのまち ～日光（ここ）で産みたい 育てたい“あるといいな”が日光（ここ）にある～」と定めます。

「イチオシ！ひかり輝く」には、当市における子ども・子育て支援が、他自治体に比べ独自性を持ち、オンリーワンの価値や魅力を発信していくことをイメージし、「日光（ここ）で産みたい 育てたい“あるといいな”が日光（ここ）にある」には、将来を担う子どもたちの健やかな成長と、親が安心して子どもを産み育てる環境を、市民全体で“こころ”を持って創りあげ、日光市で家庭を築き、子どもを産み育てたいと願う人々の想いをかなえる社会の実現をイメージしています。

本計画では、ここに掲げる基本理念のもとに、4つの基本目標を掲げ、子育てで「ひかり輝く、イチオシのまち」を目指します。

2 基本的な視点

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画と、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を一体的に策定する計画です。

基本的視点は、これまでの「子ども未来かがやきプラン（次世代育成支援地域行動計画 後期計画）」における考え方を継承するとともに、現状からみる課題や、子ども・子育て支援新制度による考え方を踏まえ、さらなる「子育てのしやすいまちづくり」を目指します。

また、「日光市子どもの権利に関する条例」の目的や基本理念に基づき、子どもの最善の利益を第一に考え、この計画に反映するものとします。

本計画では、上記の考え方を踏まえ、基本理念と基本目標に基づき、計画を具体的に推進していくための基本的な視点を以下のとおり定めます。

基本的視点1 将来を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つための環境を整えます。

子どもたちは、様々な発達段階の経験を経て、自我や主体性、社会性を備えた人間へと成長していきます。そのため、それぞれのライフステージや成長段階において、子どもたちが適切な支援や援助を受けながら、人間性豊かな心と体を育む環境を整えます。

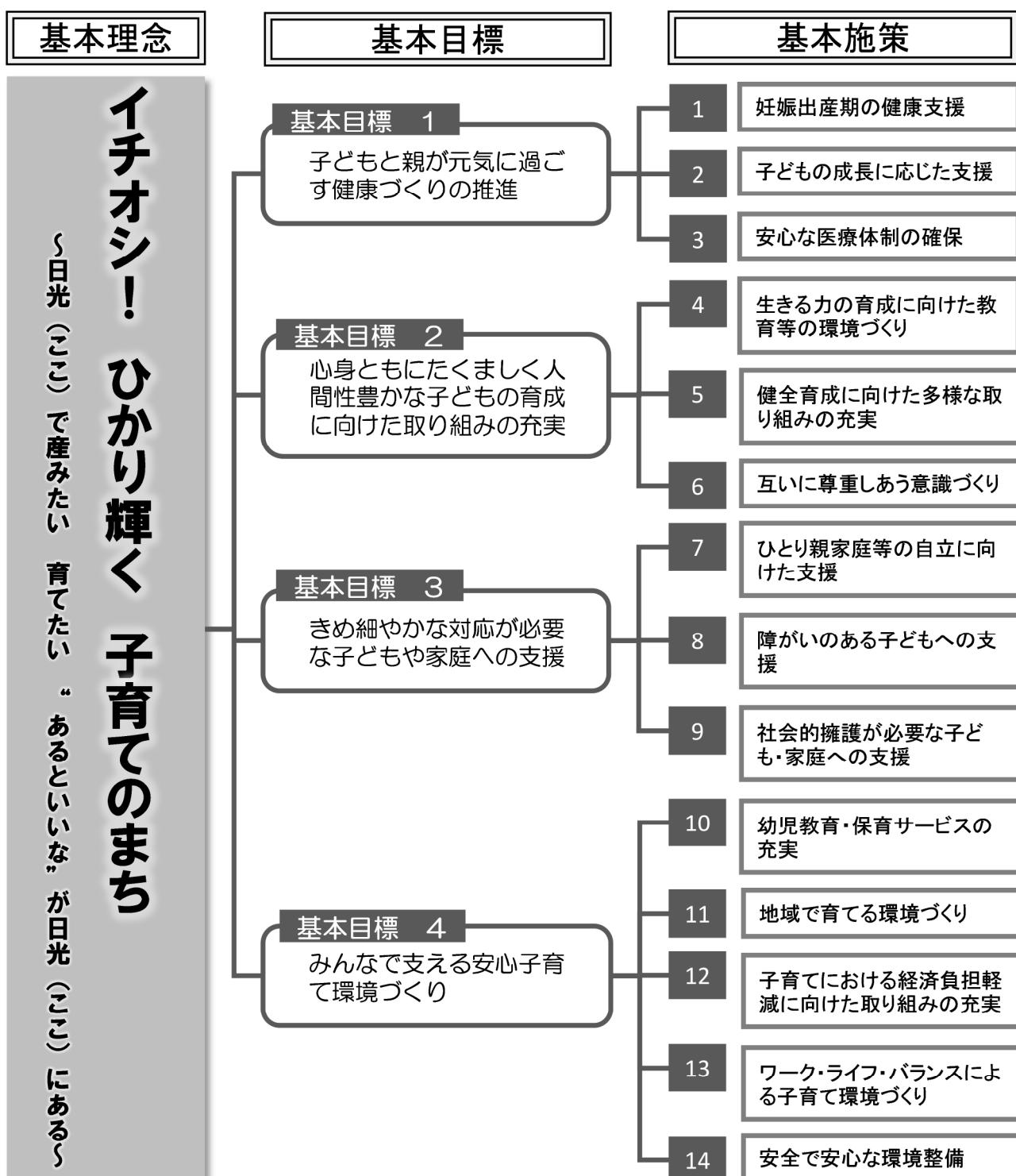
また、未来を担う宝である子どもたちの生命と権利を守るため、子どもたちが地域と大きな関わりを持ちながら成長できる環境づくりに取り組みます。

基本的視点2 すべての親が安心して子どもを産み、育てるための環境を社会全体で整えます。

子ども・子育て支援は、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識のもと、子どもと親が互いに成長しあう中で、それぞれが、大きな喜びや生きがいを見いだすことが大切です。

そのため、地域や行政など、社会全体が親に寄り添い、子育てに関する負担や不安、孤立感などを和らげることで、すべての親が安心して子どもを産み育てるための環境づくりに努めるとともに、子育てを通じて親としての成長が図られるよう支援をします。

3 基本目標と施策の体系



第4章 基本目標の実現に向けた施策の展開



第4章 基本目標の実現に向けた施策の展開

本章では、施策の体系にある14の基本施策ごとに、それぞれの現状と課題を踏まえた具体的な事業と成果指標（数値目標）を定め、基本目標の実現に向けた取り組みを推進します。

なお、各事業においては、日光市子ども未来かがやきプラン（次世代育成支援行動計画後期計画：平成22年度～平成26年度）を継承する事業や新規事業、子ども・子育て支援新制度に基づく事業を明確にするため、以下のとおり区分しています。

＜事業名称欄＞

【継続事業】：日光市子ども未来かがやきプランから引き続き掲載する事業

【新規事業】：本計画において新たに掲載した事業（既に実施済みの事業も含みます。）

（新制度関連）：継続事業、新規事業に関わらず、子ども・子育て支援新制度に関連する事業

1 【基本目標1】子どもと親が元気に過ごす健康づくりの推進

（1）妊娠・出産期の健康支援（施策1）

① 現状と課題

妊娠・出産は、これから始まる子育てのスタートラインであり、少子化が進む状況にある現在において、妊産婦が心身ともに健康で安心して出産を迎えられるようにサポートすることは非常に重要です。

日光市では、妊娠・出産期への健康支援として、妊娠届出の際の母子健康手帳等（母子健康手帳、すくすく子育てガイド、父子手帳）の交付や、赤ちゃん訪問のお知らせ、マタニティキーホルダー、その他妊娠中の生活に関する資料等の情報提供を行っています。

また、妊産婦の健康状況の把握や母子の健康を適正に管理するための妊産婦健康相談事業や、妊産婦訪問指導事業なども実施しています。

妊娠・出産期の経済的負担の軽減としては、平成21年度から、妊婦一般健康診査において、計14回の公費負担をしているほか、平成23年度からは、産後1ヶ月健康診査についても一部助成を行っています。

さらに、不妊治療対策として、不妊などで悩んでいる方への相談対応や専門機関等の情報提供のほか、不妊治療費への一部助成も行っています。

安心・安全な妊娠・出産のためには、健康管理や育児不安の解消など、その知識の普及に努め、妊産婦とともに主体的に取り組むことが重要であることから、引き続き、各種事業の充実にも努めるとともに、妊産婦同士の交流の場の創出などについても積極的に提供していくことが必要です。

② 施策と事業の展開

■No.1-1-1

事業名称	母子健康手帳等交付事業【継続事業】
担当部署	健康課
事業内容	妊娠届出の際に、母子健康手帳等（母子健康手帳、すくすく子育てガイド、父子手帳）を交付し、併せて妊娠中の生活や子育て、市の事業、医療制度等についての情報提供を行います。

■No.1-1-2

事業名称	妊産婦健康相談事業【継続事業】
担当部署	健康課
事業内容	母子の健康管理のため、妊娠届出時の妊婦アンケート調査票により妊婦の健康状態を把握し、助産師、保健師、管理栄養士による健康相談を実施します。

■No.1-1-3

事業名称	妊産婦一般健康診査事業【継続事業（新制度関連）】
担当部署	子育て支援課
事業内容	母子健康手帳交付時に健診が無料で受けられる「妊産婦健康診査受診票」（妊婦健診14回分、産後1ヶ月健診1回分）を交付します。

■No.1-1-4

事業名称	妊産婦訪問指導事業【継続事業】
担当部署	健康課
事業内容	妊娠・出産期の健康管理のため、保健指導が必要な妊産婦に対し、助産師、保健師による家庭訪問指導を行います。

■No.1-1-5

事業名称	プレママ教室事業【新規事業】
担当部署	健康課
事業内容	妊娠・出産前後の健康管理や育児手技等について知識を深めるとともに、妊婦とその家族の仲間づくりができる場を提供します。

■No.1-1-6

事業名称	不妊症対策支援事業【継続事業】
担当部署	子育て支援課
事業内容	不妊治療が必要であると医師に診断され、医療機関で不妊治療を受けた方に、治療費の一部を助成します。

③ 成果指標（数値目標）

事業 No.	指 標 名	現状値（H25）	目標値（H31）
1-1-2	妊婦アンケートの回収率	97.8%	100.0%
1-1-3	妊産婦健康診査受診率	95.6%	97.0%

(2)子どもの成長に応じた支援(施策2)

① 現状と課題

乳幼児期は、心身ともに著しい発育・発達がみられ、その後の成長に大きな影響を与える大切な時期です。

また、発育・発達には、一人ひとりの個人差も大きく、保護者の関わりはもちろん、それぞれの成長に応じた適切な支援が必要となります。

日光市では、乳幼児の健やかな発育とそれを支える保護者への支援として、生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を対象とした全戸訪問や、乳幼児健康相談、子どもの成長過程ごとの健康診査等を実施しています。

また、感染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種法に基づく予防接種の実施のほか、おたふくかぜワクチン等の法定外予防接種も実施しています。

さらに、近年の外食産業の発展やライフスタイルの多様化などにより、子どもたちを取り巻く食環境が複雑化していることから、日光市食育推進計画を策定し、食生活の基礎づくりや、望ましい食習慣づくりに向けた取り組みを推進しています。

子どもたちが健康で元気に過ごすためには、乳児家庭全戸訪問や各種健康診査等を通じて、その成長・発達を適正に把握し、異常や疾病等の早期発見と対応、養育等に努めることが重要です。

今後、各健診や全戸訪問事業の受診率や実施率の向上に努めるとともに、未受診者や未実施者については、引き続き、その状況を把握し、問題が発生した場合には、早期に効果的な支援につなげていく必要があります。

また、食育の推進にあたっては、子どもたちが「食」を知り、「食」を選ぶ力を会得することにより、健全な食生活を実践できる人間として育つことが重要です。

② 施策と事業の展開

■No.1-2-1

事業名称	乳児家庭全戸訪問事業【継続事業（新制度関連）】
担当部署	健康課
事業内容	4ヶ月までの乳児のいる全家庭を助産師、保健師が訪問して、乳児の健康状態や養育環境等の把握とともに、子育てに関する助言や産婦への保健指導を行います。

■No.1-2-2

事業名称	乳幼児健康相談事業【継続事業】
担当部署	健康課
事業内容	乳幼児と保護者を対象に、各地域で身体測定や保健師による育児相談、管理栄養士による栄養相談を実施します。保護者の育児や子どもの発達に関する不安や悩みに対応するため、専門家による各種個別相談を実施します。

■No.1-2-3

事業名称	乳幼児健康診査事業【継続事業】
担当部署	健康課
事業内容	乳児、1歳6ヶ月、3歳児を対象に、より良い発育発達と疾病や異常の早期発見、保護者への育児支援を目的とした健康診査を実施します。 乳歯が生えそろった2歳児に歯科健康診査を実施し、虫歯の予防に努めます。 低年齢時期に発見されにくい発達障がい等の早期発見、早期療育を目的に、集団保育の場を活用して5歳児を対象とした健康診査を実施します。

■No.1-2-4

事業名称	予防接種事業【継続事業】
担当部署	健康課
事業内容	接種率の向上を図るとともに、伝染のおそれがある感染症の発生とまん延を防止するため、「予防接種法」に基づく予防接種を実施します。

■No.1-2-5

事業名称	食育による健康づくりに向けた食育計画の推進【継続事業】
担当部署	健康課
事業内容	日光市食育推進計画に基づき、乳幼児期における食生活の基礎づくりや、学齢期における望ましい食習慣づくりに向けた取り組みを市民とともに実践します。

③ 成果指標（数値目標）

事業 No.	指標名	現状値（H25）	目標値（H31）
1-2-1	乳児家庭全戸訪問実施率（健康）	95.4%	100.0%
1-2-3	1歳6ヶ月児健康診査受診率	95.5%	97.0%
	3歳児健康診査受診率	93.2%	97.0%
1-2-4	MRワクチン接種率	93.2%	98.0%

(3) 安心な医療体制の確保(施策3)**① 現状と課題**

近年、全国的に、小児科や産婦人科などにおける医師不足が深刻な問題となっており、市民が安心して生活をするためには、救急医療や必要な医療サービスをいつでも利用できることが重要です。

特に妊産婦や子育て家庭にとっては、産科、小児科の充実が重要な課題であり、周産期医療の体制づくりや、産科・小児科医師の確保を推進していく必要があります。

日光市の産科の現状については、平成23年度に日光市地域医療整備基金を活用し、新たに産科医療機関が開業されましたが、市内で分娩を取り扱う医療機関はこの1箇所となっています。

日曜・祝日等における子どもの急病などの医療対策としては、市立休日急患こども診療所で対応しており、「こども救急チェックリスト」の配布・活用により、家庭での適切な処置の普及を推進しています。

今後も、安心して子どもを産み育てるための医療体制の確保に向け、出産や子どもに必要な医療体制の充実を図ることが必要です。

② 施策と事業の展開**■No.1-3-1**

事業名称	周産期医療対策【継続事業】
担当部署	健康課
事業内容	地域において、安心して出産するために必要な医療を提供できる体制を維持します。

■No.1-3-2

事業名称	市立休日急患こども診療所事業【継続事業】
担当部署	健康課
事業内容	日曜日・祝日・振替休日に子どもが急病の際に診察に応じる診療所の運営充実を図ります。併せて、「こども救急チェックリスト」の配布・活用などにより、家庭での適切な処置の普及を推進し、医師の負担軽減を図ります。

■No.1-3-3

事業名称	小児科医師の確保の推進【継続事業】
担当部署	健康課
事業内容	市内の病院に対し、診療機能として小児科の設置を要望していきます。

③ 成果指標（数値目標）

事業 No.	指標名	現状値 (H25)	目標値 (H31)
1-3-2	市立休日急患こども診療所開設日数	68日/年	68日/年
1-3-3	小児科のある病院数	2箇所	3箇所

2 【基本目標2】心身ともにたくましく人間性豊かな子どもの育成に向けた取り組みの充実

(1) 生きる力の育成に向けた教育等の環境づくり(施策4)

① 現状と課題

子どもが、現代の社会の変化の中でたくましく生きていくには、幅広い知識と教養を身に付け、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うことのできる教育環境が求められています。

また、子どもたちの成長過程において、知識・技能はもとより自他の敬愛と協力を学ぶことで社会性を身に付け、生命を尊び、自然を大切にしていくことを学ぶことは、人間形成において非常に重要なものです。

これらの教育は、次世代を担う子どもたちが生きていく上で、生きる力となるものであり、より良い社会を築き上げていくために必要不可欠なものといえます。

日光市では、教育等による子どもたちの健全育成に向けた事業として、確かな学力を身に付ける取り組みに加え、学校内での多様な体験活動や、職場体験であるマイチャレンジ事業、子どもたちの悩みの解消に向けた各種相談事業などを実施しています。

また、義務教育の9年間を通して児童生徒に生きる力とコミュニケーション能力を育むという視点に立ち、地域の小学校と中学校が連携し、家庭・地域・関係機関とのつながりを強め、特色ある学校づくりや課題解決を図るため、小中連携・一貫教育事業にも取り組んでいます。

生きる力の育成に向けた教育等の環境づくりにあたっては、少子化の状況を踏まえながら、当市の風土を尊重した人間教育により、人間性豊かな心の育成に向けた取り組みを進める必要があります。

活力のある、たくましい子どもたちを育ていくために、学校・家庭・地域・関係機関等がより一層の連携を図り、教育内容を充実する必要があります。

② 施策と事業の展開

■No.2-4-1

事業名称	体験活動事業【継続事業】
担当部署	学校教育課
事業内容	小学校の稲作体験など、地域の専門家から指導を受けながら児童が活動する多様な体験活動を実施します。

第4章

■No.2-4-2

事業名称	心の教室相談事業【継続事業】
担当部署	学校教育課
事業内容	中学校を中心に心の教室相談員を配置し、生徒が悩みごとなどを気軽に話すことによってストレスを和らげ、心のゆとりを持てるような環境づくりを推進します。

■No.2-4-3

事業名称	職場体験学習（マイチャレンジ）事業【継続事業】
担当部署	学校教育課
事業内容	中学校期において、職場での様々な体験活動を通して、「職業」や「仕事」に対して意識向上の啓発を行います。

■No.2-4-4

事業名称	薬物乱用防止教育事業【継続事業】
担当部署	学校教育課
事業内容	小中学校の保健学習における指導や、中学校での警察署職員等を講師とする講演会の開催等を通して、児童生徒に薬物乱用の危険性と、薬物乱用防止を啓発します。

■No.2-4-5

事業名称	各種相談体制の充実【継続事業】
担当部署	学校教育課
事業内容	市教育相談員、スクールカウンセラー、心の教室相談員、特別支援教育相談員、家庭相談員、指導主事などが協力し、子どもや保護者の悩みに対して電話や来室、市民サービスセンター（月2回）での児童虐待への対応を含めた各種相談を実施します。

■No.2-4-6

事業名称	小中連携・一貫教育事業【新規事業】
担当部署	学校教育課
事業内容	義務教育9年間を通して児童生徒に「生きる力」とコミュニケーション能力を育むという視点に立ち、地域の小学校と中学校が連携し家庭・地域・関係機関とのつながりを強め、ともに考え協力して、学校や地域の良さを生かした特色ある学校づくりや学校・地域が抱える課題解決を推進します。

③ 成果指標（数値目標）

事業 No.	指標名	現状値（H25）	目標値（H31）
2-4-3	体験活動後の満足度	実施せず	80%
2-4-6	地域と関わる学習や活動への満足度	93%	100%
	小中連携・一貫教育実施校	20校	全校

(2)健全育成に向けた多様な取り組みの充実(施策5)**① 現状と課題**

家庭や地域を取り巻く環境や生活様式の変化、子どもに関わる人々の意識などの変化によって、現代の子どもたちの育つ環境は大きく変わりつつあります。また、子どもたちが家庭や地域社会から得られる生活体験、社会体験、自然体験も変化しています。

子どもたちが、様々な体験を通じて成長していく中で得た経験は、その後の人格や個性に大きな影響をおよぼすものであり、子どもの時に何をどのように体験できるかは、とても重要です。

日光市では、文化的な取り組みとしての読書活動推進事業や、芸術鑑賞教室事業、スポーツを通じた活動の支援として、学校体育施設開放事業やスポーツ少年団育成事業、ニュースポーツフェスティバル開催事業などを実施しています。

また、公民館講座や子ども会活動など、生涯学習としての体験活動事業も数多く開催しています。

家庭教育支援事業や、幼稚園・保育所と小学校の連携強化などにより、家庭の教育力の向上や、子どもの目線に立った保育・教育の充実を図りながら、多様な体験や学習の機会を提供し、子どもの健全育成に向けた取り組みを充実していく必要があります。

② 施策と事業の展開

■No.2-5-1

事業名称	ブックスタート事業【継続事業】
担当部署	生涯学習課
事業内容	絵本をとおして親子のふれあいを深め、本に親しむきっかけづくりとして、8ヶ月児健診時に子育て支援のメッセージ等を伝えながら、絵本やイラストアドバイス集等を配布します。

■No.2-5-2

事業名称	保育所、幼稚園と小学校との連携の強化【継続事業】
担当部署	学校教育課
事業内容	幼保小連携推進委員会や研修会などにより、保育所・幼稚園と小学校との円滑な連携を強化・充実します。(幼児教育振興プログラム含む)

第4章

■No.2-5-3

事業名称	子ども読書活動推進事業【継続事業】
担当部署	生涯学習課
事業内容	子どもたちが本にふれるきっかけづくりや本に親しむ機会の提供として、読み聞かせやおはなし会、図書館での団体貸出、移動図書館などを実施するとともに、各種講座等を通じて読み聞かせ等読書関係ボランティアの養成やレベルアップ等の支援を実施します。

■No.2-5-4

事業名称	芸術鑑賞教室事業【継続事業】
担当部署	中央公民館
事業内容	児童、生徒の豊かな情操を育み、鑑賞マナーの向上に努めることを目的に小学校低学年、高学年、中学生と年齢に合わせた優れた舞台芸術を鑑賞する機会を提供します。

■No.2-5-5

事業名称	学校体育施設開放事業【継続事業】
担当部署	スポーツ振興課
事業内容	スポーツの振興、生涯学習活動の促進等の利用に役立てるとともに、地域コミュニティの形成の場として、学校教育に支障のない範囲で小中学校の体育施設を一般に開放します。

■No.2-5-6

事業名称	家庭教育支援事業【継続事業】
担当部署	生涯学習課
事業内容	保護者の子育てに対する不安や悩みを解消し、子どもを健やかに育てられるよう、家庭教育力の向上を目指すため、保育所・幼稚園・小学校・中学校の保護者及び家庭教育に関心のある方を対象とした講演会の開催や、各家庭教育学級、各講演会等に講師を派遣するなど、家庭教育の大切さを再認識する支援事業を実施します。

■No.2-5-7

事業名称	学校農園開設運営事業【継続事業】
担当部署	農林課
事業内容	保育所、幼稚園、小学校及び児童館が開設する農園の運営費の一部を支援することにより、次世代を担う子どもたちに食や農の大切さを伝えとともに、地域の伝統食を普及します。

■No.2-5-8

事業名称	子ども会活動への支援事業【継続事業】
担当部署	生涯学習課
事業内容	各支部子ども会が実施する活動を支援するため、日光市子ども会連絡協議会から各支部子ども会へ補助金を交付します。

■No.2-5-9

事業名称	子ども向け講座開催事業【継続事業】
担当部署	中央公民館（地区公民館）
事業内容	各地域の公民館等を拠点に学校休業日を活用し、子どもたちに様々な体験や学習の機会を提供します。

■No.2-5-10

事業名称	スポーツ少年団育成事業【継続事業】
担当部署	スポーツ振興課
事業内容	スポーツ活動を通じた心身の健康づくり、体力づくりを目的としたスポーツ少年団活動を支援するため、指導者の養成を推進します。

■No.2-5-11

事業名称	ジュニアリーダー育成推進事業【継続事業】
担当部署	生涯学習課
事業内容	中高校生のボランティアであるジュニアリーダーを育成するため、各種イベントや研修会への参加を促進します。

■No.2-5-12

事業名称	ニュースポーツフェスティバル開催事業【新規事業】
担当部署	スポーツ振興課
事業内容	誰にでも楽しむことが出来る「ニュースポーツ・レクリエーション」を体験することで、心身の健康増進と世代間交流を図ります。

③ 成果指標（数値目標）

事業 No.	指標名	現状値（H25）	目標値（H31）
2-5-3	読書関係ボランティア数	260人	320人
2-5-9	子ども向けの講座の開催回数	34回	50回
2-5-10	スポーツ少年団指導員認定員数	463人	800人
2-5-11	ジュニアリーダーの事業、研修会参加者数（延べ人数）	88人/年	100人/年

(3)互いに尊重しあう意識づくり(施策6)**① 現状と課題**

近年、虐待やいじめ、不登校、援助交際等が社会問題となっています。

すべての子どもは、生まれながらにひとりの人間として尊重され、自らの意志で自分の未来を歩んでいく権利を有しています。子ども自身が自分の権利を知り、他人の権利も認め、お互いを尊重しあうことは、社会全体の人権尊重の意識の向上につながるものです。

日光市では、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもが毎日を自分らしく、のびのびと成長していくことができる地域社会を実現することを目的に、平成25年4月に「日光市子どもの権利に関する条例」を施行しました。

人権に関する取り組みとして、小中学校による道徳教育や人権教育により、その意識づくりに努めており、昨今のネット環境におけるいじめ問題などへの対策として、情報モラル教育にも取り組んでいます。

子どもたちが、互いに尊重し合える環境を創り出していくためには、子どもの人権が尊重される社会風土を醸成していくことが必要であり、子どもの視点に立って、子どもの意識を変えていくとともに、この社会の中で「子どもの最善の利益」を確保していくことが求められています。

② 施策と事業の展開**■No.2-6-1**

事業名称	道徳教育推進事業【継続事業】
担当部署	学校教育課
事業内容	家庭や地域社会と連携を図りながら、集団宿泊体験活動、職場体験活動、ボランティア活動などの豊かな体験活動を充実させるとともに、それらと関連づけた心に響く道徳の授業を展開し、生命尊重や自尊感情などを育む道徳教育を推進します。

■No.2-6-2

事業名称	人権教育推進事業【継続事業】
担当部署	学校教育課
事業内容	人権教育担当者会議や研修会、各種啓発事業などにより、地域の実情に即した人権教育を推進します。

■No.2-6-3

事業名称	情報モラル教育の充実【新規事業】
担当部署	学校教育課
事業内容	ICTを活用した教育の推進と同時に、情報モラル、マナーについての指導や保護者と連携しながらSNS等の使用についての指導・啓発を充実します。

■No.2-6-4

事業名称	子どもの権利委員会【新規事業】
担当部署	人権・男女共同参画課
事業内容	子どもの権利に関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するため、日光市子どもの権利委員会を設置しています。

③ 成果指標（数値目標）

事業 No.	指 標 名	現状値（H25）	目標値（H31）
2-6-1	授業参観で道徳の時間を実施した学級の割合	小 70.4% 中 30.8%	小 90.0% 中 60.0%
2-6-3	専門家による情報モラル講話実施校数	2校	10校
2-6-4	子どもの権利条例啓発	全小中学校	全小中学校

3 【基本目標3】きめ細やかな対応が必要な子どもや家庭への支援

(1)ひとり親家庭等の自立に向けた支援(施策7)

① 現状と課題

母子家庭や父子家庭等のひとり親家庭では、親は「子育て」と「生計」の担い手という二つの役割をひとりで担うことになります。仕事と家庭の両立の難しさはもちろんのこと、男女の賃金格差や、非正規雇用の増加など、昨今の雇用環境における社会問題は、さらにその負担を厳しいものとしています。ひとり親が支援を活用しながら、安定した仕事に就き、子育てと両立しつつ、自立した生活を送ることは、家庭の生計維持やひとり親本人の自己実現の観点だけでなく、子どもの健やかな成長の観点からも重要です。

増加傾向にあるひとり親家庭に対しては、自立した生活に向けた支援として、母子・父子自立支援員による各種相談や情報提供、ハローワーク等との連携による就労支援を行うほか、教育訓練給付金や高等職業訓練促進費の給付を行っています。

また、病気等の理由により一時的に支援が必要な家庭に対しては、家庭生活支援員を派遣し、家事・保育等の日常生活への支援を行っています。

ひとり親家庭への経済的支援は、18歳未満の児童を養育するひとり親家庭等を対象としたひとり親家庭医療費助成や、生活資金等の貸付を行う母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業、また、平成25年度からはファミリー・サポート・センター利用料の一部助成とひとり親医療費資金貸付制度の創設、平成26年度からは、保育料や市営住宅使用料等の算定の際の、非婚ひとり親家庭の寡婦（夫）控除みなし適用などを実施しています。

就労支援については、これらの支援策が必ずしも安定した就労に直結していかないといった課題もあり、より一層関係機関の連携を図り、経済的支援も含め、取り組みの充実を図る必要があります。

② 施策と事業の展開

■No.3-7-1

事業名称	母子・父子家庭自立支援事業【継続事業】
担当部署	人権・男女共同参画課
事業内容	ひとり親家庭等の自立を支援するため、母子・父子自立支援員を配置し、生活一般についての相談指導や職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うとともに、ハローワーク及び母子家庭等就業・自立支援センターと連携した就労支援を実施します。

■No.3-7-2

事業名称	ひとり親家庭医療費助成事業【継続事業】
担当部署	子育て支援課
事業内容	満18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童を養育するひとり親家庭等の方が、医療保険により受診した場合の医療費の自己負担分を助成します。

■No.3-7-3

事業名称	母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業【継続事業】
担当部署	人権・男女共同参画課
事業内容	母子・父子自立支援員を窓口として、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく生活資金、就学資金などの貸付（県事業）を行います。

■No.3-7-4

事業名称	ファミリー・サポート・センター利用料のひとり親等負担軽減事業【新規事業】
担当部署	子育て支援課
事業内容	ひとり親家庭や低所得世帯の経済的負担を軽減するため、利用料の一部を助成します。

■No.3-7-5

事業名称	非婚のひとり親家庭の寡婦（夫）控除みなし適用事業【新規事業】
担当部署	子育て支援課
事業内容	ひとり親家庭の平等な経済的負担軽減を図るため、保育料（保育所・幼稚園）、市営住宅使用料等、所得による算定基準があるものについて、非婚のひとり親に対し、寡婦（夫）控除をみなし適用した上で料金を算出します。

■No.3-7-6

事業名称	ひとり親家庭医療費資金貸付事業【新規事業】
担当部署	子育て支援課
事業内容	ひとり親家庭医療費助成制度の受給者を対象に、入院等で医療費の一部負担金が高額になり支払いが困難な場合に、その資金を無利子でお貸しします。

■No.3-7-7

事業名称	児童扶養手当支給事業【継続事業】
担当部署	子育て支援課
事業内容	父母の離婚などで、父または母と生活を同じくしていない子どもが育成されている家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進、子どもの福祉の増進を図るため、児童扶養手当を支給します。

③ 成果指標（数値目標）

事業 No.	指 標 名	現状値（H25）	目標値（H31）
3-7-1	相談件数	58件/年	83件/年
	自立支援教育訓練給付金受給者就業人数	0人/年	5人/年
	高等職業訓練促進費受給者（資格取得者）就業人数	4人/年	5人/年
3-7-3	新規貸付件数	28件/年	42件/年

(2)障がいのある子どもへの支援(施策8)

① 現状と課題

心身に障がいのある児童にとっても、身近な他の子どもたちと遊びながら人間関係を学ぶことは大切な成長への足がかりとなります。障がいのある児童については、乳幼児健康診査をはじめ各種相談事業、就学時健康診査などにおいても、発達上の課題や疾病等の早期発見に努めています。

また、乳幼児や小中学校での発達相談では、保護者の子どもの発達についての理解を促し、家庭でできる取り組み等について助言を行っています。

平成24年の障害者総合支援法の成立により、同法に基づく障がいのある児童への支援として、在宅や通所、給付など各種サービスを実施しています。

これらの各種福祉サービスについては、障害者手帳等の交付時などのタイミングでサービスの周知と利用の促進に努めています。

保育所や幼稚園、放課後児童クラブにおいても、積極的に障がいのある子どもを受け入れており、地域の一員としての自立を支援しています。

近年の課題としては、増加傾向にある発達障がいのある子どもへの取り組み強化が挙げられます。

発達障がいについては、「障がいのあらわれ方が多様で個別的である」、「支援の必要性や方法がわかりにくい」、「早期からの支援と地域社会の理解が不可欠」などの特性があり、「早期発見・早期対応」、「個別的継続支援」、「相談から療育までの一貫した支援体制の整備」などが重要です。

障がいのある子どもや発達支援を要する子どもに対しては、早期発見・早期支援の充実に向けて、「気になる」段階から、発達段階に応じた適切な支援を切れ目なく、計画的に提供する体制づくりを推進する必要があります。

② 施策と事業の展開

■No.3-8-1

事業名称	特別支援教育推進事業【継続事業】
担当部署	学校教育課
事業内容	発達障がいなど様々な障がいのある児童生徒に発達相談等を実施し、一人ひとりのニーズにあった教育を推進します。また、発達障がい等の理解促進のため、教職員を対象とした研修会を実施します。

■No.3-8-2

事業名称	特別支援教育就学奨励費支給事業【継続事業】
担当部署	学校教育課
事業内容	特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図ります。

第4章

■No.3-8-3

事業名称	障がい児保育事業【継続事業】
担当部署	子育て支援課
事業内容	心身に障がいのある児童を保育所に受け入れ、集団での保育を実施します。

■No.3-8-4

事業名称	幼稚園障がい児保育事業【継続事業】
担当部署	子育て支援課
事業内容	私立幼稚園における障がいのある児童の早期教育のため、就園への助成を充実し、受け入れを促進します。

■No.3-8-5

事業名称	放課後児童クラブ障がい児受入事業【継続事業】
担当部署	子育て支援課
事業内容	放課後児童クラブにおいて、心身に障がいのある児童の受け入れに対応できるよう施設のバリアフリー化や指導員の加配を促進し、受け入れ体制を整備します。

■No.3-8-6

事業名称	障がい福祉サービス費給付事業【継続事業】
担当部署	生活福祉課
事業内容	在宅の障がいのある児童を対象に、障害者総合支援法に基づく居宅介護、短期入所、補装具の交付及び、児童福祉法に基づく計画相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス等の福祉サービスを実施します。

■No.3-8-7

事業名称	地域生活支援事業【継続事業】
担当部署	生活福祉課
事業内容	在宅の障がいのある児童を対象に、障害者総合支援法に基づく日中一時支援、日常生活用具の給付等の福祉サービスを実施します。

■No.3-8-8

事業名称	特別児童扶養手当支給事業【継続事業】
担当部署	生活福祉課
事業内容	心身に重度または中度の障がいのある 20 歳未満の児童を養育する父母などに対する手当を栃木県が支給します。

■No.3-8-9

事業名称	障がい児福祉手当支給事業【継続事業】
担当部署	生活福祉課
事業内容	常時介護を必要とする在宅の重度の障がいのある児童に対する手当を支給します。

③ 成果指標（数値目標）

事業 No.	指標名	現状値（H25）	目標値（H31）
3-8-1	特別支援教育推進研修会の開催回数	3回/年	4回/年
3-8-6	居宅介護（ホームヘルプ）の実施時間	8時間/月	9時間/月
	児童発達支援の利用人数	44人/月	58人/月
3-8-7	日中一時支援の利用回数	210回/年	72回/年
3-8-8	特別児童扶養手当の支給件数	105件/年	105件/年
3-8-9	障がい児福祉手当の支給件数	30件/年	32件/年

(3)社会的擁護が必要な子ども・家庭への支援(施策9)**① 現状と課題**

近年、子どもたちを取り巻く環境は、社会環境の変化などにより、虐待やDV(家庭内暴力)、不登校や貧困問題など、これまでに比べてより一層深刻化する傾向にあります。これらの問題の渦中にある子どもたちは、自らを救う手立てがなく、外部からの支援が不可欠な状況に置かれています。

日光市では、それらの社会的擁護が必要な子ども・家庭への支援として、24 時間体制での児童虐待に関する家庭児童相談室の相談窓口の強化や、養育困難な家庭の子どもたちの居場所づくり事業、不登校傾向の児童生徒への適応指導教室事業などを実施しています。

また、経済的な支援としては、小中学校の教育費用の一部助成や入学資金貸付事業、遺児手当支給事業などを実施しています。

生活困窮、養育困難などの家庭に対しては、生活訓練及び学習支援を実施するとともに、主任児童委員、民生委員児童委員などの関係者との連携による実態把握により、早期対応に努める必要があります。

今後も、各種相談や支援体制の充実を図るとともに、経済的な支援を含めたきめ細かな施策を推進していくことが必要です。

② 施策と事業の展開**■No.3-9-1**

事業名称	育児支援家庭訪問事業【継続事業（新制度関連）】
担当部署	人権・男女共同参画課
事業内容	安心して子どもが養育される環境づくりのため、児童虐待の早期発見・予防の視点を持って、積極的に自ら支援を求めていることが困難な状況にある家庭に対し、訪問による支援を行います。

■No.3-9-2

事業名称	適応指導教室事業【継続事業】
担当部署	学校教育課
事業内容	不登校傾向の児童生徒について、自主学習や集団行動などによって心の安定を図り、自立心や社会性を養い、学校復帰への意欲を高めるよう支援します。

■No.3-9-3

事業名称	子どもの居場所づくり事業【新規事業】
担当部署	人権・男女共同参画課
事業内容	養育困難な家庭の親と子どもに対する支援の視点を持って、食事、入浴の世話等が受けられない子どもの放課後の居場所を設置し、児童虐待の未然防止を図ります。

■No.3-9-4

事業名称	配偶者暴力防止対策事業【継続事業】
担当部署	人権・男女共同参画課
事業内容	男女共同参画の推進を阻害する行為を防止し、市民の人権の尊重と安全で安心した生活を守るため、「DV対策基本計画」を策定して配偶者からの暴力防止、緊急時の安全確保、被害者の自立支援等の施策を計画的に推進します。

■No.3-9-5

事業名称	要保護及び準要保護児童生徒援助費支給事業【継続事業】
担当部署	学校教育課
事業内容	経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に教育費の一部を援助します。

■No.3-9-6

事業名称	遺児手当支給事業【継続事業】
担当部署	子育て支援課
事業内容	「遺児手当支給条例」に基づき、遺児を養育している方を対象に手当を支給します。

■No.3-9-7

事業名称	要保護児童対策地域協議会【継続事業】
担当部署	人権・男女共同参画課
事業内容	児童虐待の早期発見・早期予防の視点を持って、関係機関の担当者が相互に情報を共有し適切な支援を協議する場とします。

■No.3-9-8

事業名称	虐待早期発見・予防事業【継続事業】
担当部署	健康課
事業内容	乳幼児健康診査、乳幼児健康相談、家庭訪問等から児童虐待の早期発見や関係機関と連携した支援を充実します。

■No.3-9-9

事業名称	家庭児童相談室における相談業務【継続事業】
担当部署	人権・男女共同参画課
事業内容	児童虐待の未然防止の視点を持って、NPO法人との協働により相談指導業務を充実強化し、適正に子どもが養育される環境の向上に努めます。

第4章

■No.3-9-10

事業名称	市営住宅優遇入居制度【継続事業】
担当部署	建築住宅課
事業内容	市営住宅の入居者については公募を行った後、選考・抽選を行い、入居者を決定していますが、「20歳未満の子を扶養している寡婦(夫)世帯」「18歳未満の者が2人以上いる世帯」「20歳未満の子を扶養している未婚のひとり親のいる世帯」等を優遇入居対象者として優先的に選考します。

■No.3-9-11

事業名称	小中学校入学資金貸付事業【新規事業】
担当部署	学校教育課
事業内容	経済的理由により入学に必要な物品の購入の支払いが困難な家庭に対し、入学資金の貸付を行います。

■No.3-9-12

事業名称	生活困窮者自立支援・学習支援事業【新規事業】
担当部署	生活福祉課
事業内容	生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の小学生から高校生の子どもを対象に、生活訓練及び学習支援を実施します。また、対象世帯の養育上の問題解決及び社会的自立に向けた支援を実施します。

③ 成果指標（数値目標）

事業 No.	指標名	現状値 (H25)	目標値 (H31)
3-9-1	育児支援家庭訪問回数	326回/年	350回/年
3-9-2	学校復帰率	92%	100%
3-9-3	子どもの居場所利用人数	1,408人/年	1,700人/年
3-9-10	市営住宅優遇入居者世帯数	3件	6件

4 【基本目標4】みんなで支える安心子育て環境づくり

(1) 幼児教育・保育サービスの充実(施策10)

① 現状と課題

平成24年8月、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立しました。

これらの法律に基づき、平成27年4月に本格施行となる「子ども・子育て支援新制度」では、幼保一元化による、幼児教育・保育の量の確保と質の向上が位置づけられており、多様化するニーズに対応しながら、充実したサービスを提供する必要があります。

そのような中、本市には、保育所、認定こども園、幼稚園が計31箇所あり、地域の実情にあった保育サービスを提供しています。

延長保育については16箇所、休日保育は2箇所、乳児保育は14箇所の保育所で実施しており、障がいのある児童については、全保育所・幼稚園等で受け入れ可能となっています。

病気回復期にある子どもを預かる病後児保育は、市内2箇所の保育所で実施しており、平成26年度からは、市内の小児医療施設内で、病気の子どもを預かる病児保育も実施しています。

また、市内には8箇所の私立幼稚園があり、全幼稚園で教育時間終了後の預かり保育を実施しています。

さらに、公立保育施設の老朽化が進んでいることから、今後、「子ども・子育て支援新制度」に伴う民間施設の意向も踏まえながら、民営化も視野に入れた、効果的・計画的な統廃合や施設整備を推進していく必要があります。

② 施策と事業の展開

■No.4-10-1

事業名称	健診時等保育サービス実施事業【継続事業】
担当部署	子育て支援課
事業内容	8ヶ月児健診等の待ち時間の際に、保育士による保育の実践や身近な保育相談を行うとともに、親同士のコミュニケーションを図ります。

■No.4-10-2

事業名称	保育所一時預かり事業（一時保育事業）【継続事業（新制度関連）】
担当部署	子育て支援課
事業内容	保護者が病気などで一時的に児童の保育が困難な場合に、児童の一時預かりを実施します。

第4章

■No.4-10-3

事業名称	特定教育・保育事業【新規事業（新制度関連）】
担当部署	子育て支援課
事業内容	子ども・子育て支援新制度における教育・保育施設（認定こども園、保育所、幼稚園）での教育保育サービスの充実を図ります。

■No.4-10-4

事業名称	病児・病後児保育事業【継続事業（新制度関連）】
担当部署	子育て支援課
事業内容	病気若しくは病気回復期の子どもについて、病院、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等による一時的預かりを実施します。

■No.4-10-5

事業名称	地域型保育事業【新規事業（新制度関連）】
担当部署	子育て支援課
事業内容	子ども・子育て支援新制度における地域型保育事業（家庭的保育・小規模保育等）を活用し、地域の実情に応じた保育サービスを提供します。

■No.4-10-6

事業名称	保育所サービス評価事業【継続事業】
担当部署	子育て支援課
事業内容	保育サービスの質について、第三者機関が専門的、客観的立場から評価する保育所サービス評価を実施します。

■No.4-10-7

事業名称	保育施設整備事業【新規事業（新制度関連）】
担当部署	子育て支援課
事業内容	保育施設整備計画に基づき、子ども・子育て支援新制度による民間施設の意向を踏まえ、効果的な統廃合や民営化を含めた計画的な整備を実施します。

■No.4-10-8

事業名称	幼保一元化推進事業【新規事業（新制度関連）】
担当部署	子育て支援課
事業内容	子ども・子育て支援新制度の趣旨を踏まえ、保育所や幼稚園に対するニーズや地域の実情に応じた、認定こども園の必要性、普及等の検討を行います。

■No.4-10-9

事業名称	幼稚園型一時預かり事業【新規事業（新制度関連）】
担当部署	子育て支援課
事業内容	これまで幼稚園が行っていた預かり事業を、市の一時預かり事業として、幼稚園に委託し実施します。

③ 成果指標（数値目標）

事業 No.	指標名	現状値（H25）	目標値（H31）
4-10-3	保育所等の待機児童数	0人	0人
4-10-4	病児・病後児保育の受入率	100%	100%
4-10-6	保育サービス評価	実施	実施
4-10-8	認定こども園設置数	1箇所	3箇所

(2)地域で育てる環境づくり(施策 11)**① 現状と課題**

子育てをめぐる状況は厳しく、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめる人々や、悩みや不安を抱えながら子育てを行っている人々が少なくありません。

このような家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、保護者が子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるようにしていくためには、子育てを地域社会全体で支援していく必要があります。

子育ての第一義的な責任は保護者や家庭にあります。そのことを踏まえながら社会全体で子育てを支えていくネットワークづくりや、地域の様々な主体による連携の強化などを推進し、地域による子育て支援を充実させていくことが重要です。

日光市では、地域における子育て支援の拠点として、市内に地域子育て支援センターが1箇所、親子ふれあいひろばが2箇所あり、各種の支援活動を展開しています。

また、子育ての援助を受けたい会員と、援助ができる会員との間で相互援助を行うファミリー・サポート・センター事業については、NPO法人に委託して実施し、通常サポートのほか、急な預かり等に対応する緊急サポート事業や、平成25年度からは、産前産後家事・育児援助事業も実施しています。

放課後児童対策においては、放課後児童クラブや放課後こども教室など、地域の人材を活用し、児童の健全育成に努めていますが、今後も、「放課後子ども総合プラン」の趣旨に基づき、更なる充実を図る必要があります。

また、各種事業においても、地域で子どもと子育て家庭を支えるために、ハード面だけではなく、ソフトの面における充実が図られるよう、取り組んでいく必要があります。

② 施策と事業の展開**■No.4-11-1**

事業名称	学校評議員制度【継続事業】
担当部署	学校教育課
事業内容	保護者や地域住民の意向を学校運営に反映させるため、学校評議員を委嘱し、会議を開催します。

■No.4-11-2

事業名称	地域子育て支援センター事業【継続事業（新制度関連）】
担当部署	子育て支援課
事業内容	地域の子育て支援情報の収集・提供や子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として、子育ての相談や親子の交流のほか、地域に出向いた地域支援活動や交流会などを実施します。

■No.4-11-3

事業名称	親子ふれあいひろば事業【継続事業（新制度関連）】
担当部署	子育て支援課
事業内容	日光地域、藤原地域において、子育て中の親子に対して気軽に相談、交流ができる児童館的機能を備えた場を提供します。また、必要に応じて、足尾地域、栗山地域への出張ひろばを実施します。

■No.4-11-4

事業名称	ファミリー・サポート・センター事業【継続事業（新制度関連）】
担当部署	子育て支援課
事業内容	子育ての援助を受けたい会員と援助ができる会員の相互援助事業をNPO法人委託により継続し、併せて各種子育て研修会事業等を開催します。

■No.4-11-5

事業名称	保育所子育て相談（地域開放）事業【継続事業】
担当部署	子育て支援課
事業内容	地域の子育てを支援するため、全保育所において、子育ての相談や情報提供を行います。

■No.4-11-6

事業名称	児童館活動の充実【継続事業】
担当部署	子育て支援課
事業内容	親子教室や自然とのふれあい会等地域の親子が参加しやすい児童館活動を展開します。

■No.4-11-7

事業名称	子育てNPO・サークル等支援事業【継続事業】
担当部署	子育て支援課
事業内容	地域子育て支援センターなどが中心となり、NPO法人などを含めた既存の子育て団体やサークル等を支援するとともに、新たな団体設立を支援します。

■No.4-11-8

事業名称	緊急サポート事業の活用【新規事業（新制度関連）】
担当部署	子育て支援課
事業内容	病気や病後児童の急な預かりに対応可能なNPO法人による緊急サポートネットワーク事業の周知を図り、活用を促進します。

第4章

■No.4-11-9

事業名称	主任児童委員、民生委員児童委員との連携強化【継続事業】
担当部署	人権・男女共同参画課
事業内容	地域の中での見守りの視点を持って、主任児童委員や民生委員児童委員と市の担当間で、児童虐待の早期発見、早期対応に向けた情報共有などの連携を行います。

■No.4-11-10

事業名称	放課後児童対策事業【継続事業（新制度関連）】
担当部署	子育て支援課
事業内容	児童の健全育成を図るため、就労などにより放課後に保護者のいない家庭の小学校6年生までを受け入れる放課後児童クラブ、小規模小学校区においてはたんぽぽ広場の環境整備や指導員の確保を推進し、遊びや生活の指導を行います。

■No.4-11-11

事業名称	放課後子ども教室事業【継続事業（新制度関連）】
担当部署	子育て支援課
事業内容	小学校の余裕教室等を活用し、すべての児童を対象とした放課後子ども教室を設置し、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を実施します。

■No.4-11-12

事業名称	子育てランド事業【継続事業】
担当部署	子育て支援課
事業内容	地域の未就園児を対象に、幼稚園への親子登園を呼びかけ、親子教室事業や在園児・世代間の交流事業、親子共有体験事業等を実施します。

■No.4-11-13

事業名称	産前産後家事・育児援助事業【新規事業】
担当部署	子育て支援課
事業内容	妊産婦の不安や負担を軽減するため、ファミリー・サポート・センターにおいて、妊娠期や出産後間もない時期の家事・育児援助を実施します。

③ 成果指標（数値目標）

事業 No.	指 標 名	現状値（H25）	目標値（H31）
4-11-2	地域子育て支援拠点施設利用者数	22,061 人/年	24,000 人/年
4-11-4	ファミリー・サポート・センター協力会員数	166人	200人
4-11-10	放課後児童対策未実施小学校数	1 校	0 校

(3)子育てにおける経済負担軽減に向けた取り組みの充実(施策 12)**① 現状と課題**

子育てにかかる養育費・教育費は、膨大な費用を要します。少子化の原因として子育てにかかる経済的負担の問題は大きく、子育て家庭が望む「経済的支援への希望」は高いものとなっています。

保育・教育費への補助、医療費補助のほか、各種手当や貸付制度等の活用により経済的な負担の軽減を図っていくことが、少子化の解消のためにも重要です。

日光市の子育てにおける経済的負担の軽減については、18歳までを対象とした、こども医療費の窓口払いが不要となる現物給付事業や、1歳未満の子どもに対する、すくすく赤ちゃん券支給事業、保育所・幼稚園保育料の第2子半額、第3子無料（上の子が18歳までの家庭を対象とした）など、市独自の特徴ある事業を展開しています。

また、奨学資金貸付制度事業や遠距離通学費、学校給食費への補助など、教育に関する費用の負担軽減も図っています。

今後も、厳しい経済情勢の中、子どもを産み育てる上での経済的支援を継続・充実していく必要があります。

② 施策と事業の展開**■No.4-12-1**

事業名称	妊産婦医療費助成事業【継続事業】
担当部署	子育て支援課
事業内容	妊産婦を対象に、保険診療分の医療費の自己負担分を助成します。

■No.4-12-2

事業名称	こども医療費助成事業【継続事業】
担当部署	子育て支援課
事業内容	高校3年生相当までの子どもを対象に、保険診療分の医療費と入院時食事療養費の自己負担分を助成します。

■No.4-12-3

事業名称	すくすく赤ちゃん券支給事業【継続事業】
担当部署	子育て支援課
事業内容	出産された家庭への出産直後の経済支援として、1歳まで使用でき、おむつや粉ミルク等と交換できる「すくすく赤ちゃん券」を支給します。

第4章

■No.4-12-4

事業名称	幼稚園・保育所保育料負担軽減事業【新規事業】
担当部署	子育て支援課
事業内容	保育所入所にともなう保育料について、所得状況に応じた料金設定や、母子世帯・同時入所等に対する減免制度を実施します。また、幼稚園・保育所とも、18歳までの児童を対象に、第2子は半額、第3子は無料とします。

■No.4-12-5

事業名称	幼稚園就園奨励費補助金等助成事業【継続事業】
担当部署	子育て支援課
事業内容	私立幼稚園への就園を奨励するため、保育料の一部を補助（減免）するとともに、第2子等保育料減免として、同時に2人以上が通園している世帯への助成を行います。また、「子ども・子育て支援新制度」に移行する幼稚園には、施設型給付費を支給します。

■No.4-12-6

事業名称	奨学資金貸付制度事業【継続事業】
担当部署	学校教育課
事業内容	経済的な理由で高校や大学などへの修学が困難な家庭の生徒に対し、奨学生としての入学一時金や修学期間の資金貸付を実施します。

■No.4-12-7

事業名称	遠距離通学費補助金交付事業【新規事業】
担当部署	学校教育課
事業内容	通学にかかる負担軽減を図るため、遠距離地域（小学校で片道4km、中学校で片道6km以上）から通学する児童生徒の保護者に対し、通学費の一部助成を行います。

■No.4-12-8

事業名称	学校給食費補助金交付事業【新規事業】
担当部署	学校教育課
事業内容	保護者の経済的負担の軽減を図るため、学校給食費の一部助成を行います。

■No.4-12-9

事業名称	予防接種事業（費用助成）【新規事業】
担当部署	健康課
事業内容	感染症の予防とまん延防止を目的に、より予防接種を受けやすい環境づくりのために、おたふくかぜワクチンなど法定外予防接種の接種費用を助成します。

■No.4-12-10

事業名称	児童手当支給事業【継続事業】
担当部署	子育て支援課
事業内容	中学校終了までの児童を養育する家庭等の生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長のため、児童手当を支給します。

③ 成果指標（数値目標）

事業 No.	指 標 名	現状値（H25）	目標値（H31）
4-12-3	すくすく赤ちゃん券利用率	95.1%	100.0%

(4) ワーク・ライフ・バランスによる子育て環境づくり(施策 13)

① 現状と課題

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）とは、一人ひとりが、やりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて、多様な生き方を選択・実現できることを意味しています。

少子高齢化が進み、家族形態が多様化する中、ワーク・ライフ・バランスは重要なテーマとなっており、とりわけ子育て家庭における育児と仕事の両立は、日々の生活の中で、大切なものを自らの意思によって選択できる社会づくりにとって大きな課題です。

子育ての視点で考えれば、子育て期にある親のワーク・ライフ・バランスに考慮し、子育てのしやすい環境づくりを進めることは、次代の担い手である子どもの育成にとっても非常に重要であるといえます。

日光市では、事業所などへの周知促進や市民への啓発などにより、子育て支援の職場環境づくりや育児休業取得の促進につなげる事業を実施しています。

今後も、行政による周知・啓発を進めるとともに、市・市民・事業者が一体となって、働く人の家庭環境や子育て環境に配慮した、柔軟な働き方が選択できる環境づくりに取り組む必要があります。

② 施策と事業の展開

■No.4-13-1

事業名称	「パパといっしょに遊ぼう」事業【継続事業】
担当部署	子育て支援課
事業内容	地域子育て支援センター等の主催で、休日に父と子のふれあう機会を設け、遊びの教室を開催します。

■No.4-13-2

事業名称	事業所への男女共同参画の周知促進【継続事業】
担当部署	商工課
事業内容	事業所に対して、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働基準法及びパートタイム労働法等の関係法令遵守の促進ならびに研修などの周知を行います。

■No.4-13-3

事業名称	再雇用特別措置の周知促進【継続事業】
担当部署	商工課
事業内容	妊娠・出産・育児または介護を理由とした退職者に対し、必要に応じた再雇用特別措置が適用されるよう事業所への働きかけを推進します。

■No.4-13-4

事業名称	事業所への子育て支援の職場環境づくりの推進【継続事業】
担当部署	商工課
事業内容	市内の事業所を対象に、仕事と子育ての両立支援や働き方の見直し等が、少子化対策及び男女共同参画推進のために重要であることを啓発します。

■No.4-13-5

事業名称	男性の育児休業取得促進普及啓発事業【継続事業】
担当部署	人権・男女共同参画課
事業内容	出産前後にかかわる母親への付き添い、育児及び就学前児童の養育等のための休暇、並びに子どもが病気の際の時間休などを父親が取得しやすい環境づくりを啓発します。

■No.4-13-6

事業名称	ワーク・ライフ・バランス啓発事業【継続事業】
担当部署	人権・男女共同参画課
事業内容	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」の趣旨についての意識啓発を推進し、企業、地域住民、行政が一体となった子育て支援や子どもの健全育成に取り組む環境づくりを進めていきます。

■No.4-13-7

事業名称	市入札参加資格等審査における子育て支援企業優遇推進【継続事業】
担当部署	管財契約課
事業内容	市の建設業者格付にあたり、事業主として次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定して職場内の子育て支援施策を展開している場合に、受注業者としての評価に加点して市の請負発注制度において優遇し、事業所における子育て支援への取り組みを促進します。

■No.4-13-8

事業名称	子育て応援企業表彰制度【継続事業】
担当部署	子育て支援課
事業内容	市内で、その従業員等の子育て支援に対し積極的に取り組んでいる企業を「（仮称）日光市子育て応援企業」として表彰し、市ホームページ等でその取り組みを紹介するなど積極的なPRを図ります。

③ 成果指標（数値目標）

事業 No.	指 標 名	現状値（H25）	目標値（H31）
4-13-4	職場環境づくり講演会の開催	—	1回/年
4-13-5	企業の育児休業制度の整備率	75.8% (H26)	90%
	男性の育児休業取得率	1.7%	3.0%
4-13-6	ワーク・ライフ・バランス啓発紙の作成 配布	15回/年	27回/年

(5)安全で安心な環境の整備(施策 14)**① 現状と課題**

近年、少年による重大な事件が発生する一方で、子どもが犯罪に巻き込まれる事件も後を絶ちません。子どもを非行や犯罪被害から守るためには地域社会が一体となった取り組みが必要です。

地域で子どもを見守る仕組みや気運づくり、家庭、学校、地域の協働による安全・安心なまちづくりなど、子どもの健やかな成長を支えるための対策を推進していくことは、子育てを支援していく上でも大切なことです。

日光市では、安全で安心な子育てに配慮した環境を整えるため、学校や保育所、幼稚園等においては、危機管理マニュアルによる体制の整備や交通安全教室の実施、「こども 110 番の家」の設置や通学路の安全確保などの取り組みを実施しています。

地域の安全パトロールの実施や街頭指導活動など、安全で安心なまちづくり推進に向けた事業も実施しています。

また、子どもが巻き込まれる犯罪等が増えている現状もあり、子どもと親が安全に生活できる環境づくりが重要です。

今後も、子どもと親が安全で安心して暮らせる環境づくりに努めるほか、様々な情報を発信・共有するための取り組みを推進する必要があります。

② 施策と事業の展開**■No.4-14-1**

事業名称	学校安全管理推進事業【継続事業】
担当部署	学校教育課
事業内容	各学校において毎月安全点検を実施するとともに、危機管理マニュアルに基づく安全管理体制の徹底を図ります。

■No.4-14-2

事業名称	子ども・子育て審議会【新規事業】
担当部署	子育て支援課
事業内容	子ども・子育て審議会を組織し、子ども・子育て支援事業計画の進捗状況や総合的な子ども・子育て支援施策を市民主体で評価・検討します。

■No.4-14-3

事業名称	子育てホームページ事業【継続事業】
担当部署	子育て支援課
事業内容	子育てホームページにおいて、様々な分野における子育ての最新情報を掲載し、子育て支援事業の周知や情報の共有化を図ります。

第4章

■No.4-14-4

事業名称	通学路の安全確保事業【継続事業】
担当部署	学校教育課
事業内容	通学時における児童生徒の交通事故等を防止するため、関係機関が連携し、通学路の合同点検及び安全対策を実施するなど、通学路の安全確保に向けた取り組みを推進します。

■No.4-14-5

事業名称	交通安全教室開催事業【継続事業】
担当部署	生活安全課
事業内容	幼稚園、保育所、児童館、小学校、児童クラブ等における幼児及び児童とその保護者を対象に、正しい横断方法や基本的な交通ルールの習得、保護者へのチャイルドシートの利用促進の啓発を行うための交通安全教室を開催し、交通事故の未然防止を図ります。

■No.4-14-6

事業名称	安全で安心なまちづくり推進事業【継続事業】
担当部署	生活安全課
事業内容	市民同士の声かけ運動などによる地域のコミュニティ機能の強化や、自治会など、各種団体による安全パトロールなどの取り組みを推進し、安全安心パトロール隊の拡充を図るとともに、「青色防犯パトロール」等の地域独自の取り組みを支援します。

■No.4-14-7

事業名称	地域ぐるみの安全体制整備推進事業【継続事業】
担当部署	学校教育課
事業内容	スクールガードリーダーや学校安全ボランティアの巡回指導等により、児童生徒の危機回避能力の向上と安全確保を推進します。

■No.4-14-8

事業名称	児童生徒緊急避難場所設置事業【継続事業】
担当部署	学校教育課
事業内容	痴漢、通り魔等の不審者による児童生徒の被害を防ぐため、緊急避難場所として、市内各校で「こども110番の家」を募集して指定します。

■No.4-14-9

事業名称	防犯教室の実施【継続事業】
担当部署	生活安全課
事業内容	幼児、小中学生を対象に、寸劇などを取り入れたわかりやすい防犯教室を実施し、防犯知識の普及に努めます。

■No.4-14-10

事業名称	街頭指導事業【継続事業】
担当部署	生涯学習課
事業内容	日光市少年指導センターによる街頭指導活動を実施し、青少年の問題行動の早期発見及び未然防止に努めます。

■No.4-14-11

事業名称	青少年の健全育成のための立入調査事業【継続事業】
担当部署	生涯学習課
事業内容	図書類自動販売機や書店、コンビニエンスストア、携帯電話等取扱店等を対象とする立入調査を実施することにより、青少年を取り巻く環境の浄化を図ります。

■No.4-14-12

事業名称	赤ちゃんの駅設置事業【新規事業】
担当部署	子育て支援課
事業内容	おむつ替えや授乳などのスペースがある施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、乳幼児親子が安心して外出できる環境づくりを推進します。

■No.4-14-13

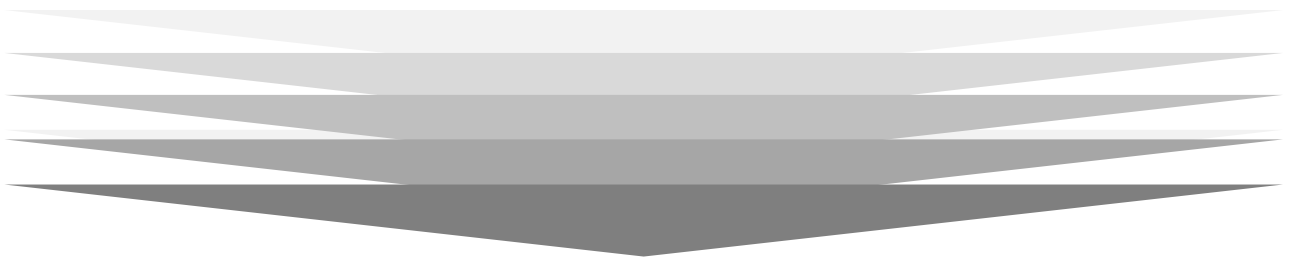
事業名称	防犯カメラ設置費補助金交付事業【新規事業】
担当部署	生活安全課
事業内容	地域における安全で安心なまちづくりを推進するため、公共の場に向けて防犯カメラを設置する自治会などに対し、設置費用の一部を助成します。

③ 成果指標（数値目標）

事業 No.	指 標 名	現状値（H25）	目標値（H31）
4-14-3	子育てホームページアクセス数	—	10,000件
4-14-6	安全安心パトロール隊ボランティア保険加入者数	2,218人	2,700人
4-14-7	学校安全ボランティア（スクールガード）1人あたりの児童数	3,14人	3,00人
4-14-11	青少年の健全育成のための立入調査	継続	継続
4-14-12	民間施設の赤ちゃんの駅設置数	5箇所	20箇所

第5章

乳幼児期の教育・保育と地域子ども・子育て支援事業



第5章 乳幼児期の教育・保育と地域子ども・子育て支援事業

第4章では、計画の基本理念と基本目標による施策の体系に基づき、その実現に向けた施策の展開を述べてきました。

本章では、実現に向けた施策のうち、子ども・子育て支援新制度に基づく、乳幼児期の教育・保育と地域子ども・子育て支援事業について、それぞれの量の見込みと確保方策を定めます。

1 子ども・子育て支援新制度による考え方

子ども・子育て支援新制度は、「子ども・子育て支援法」をはじめとした「子ども・子育て関連3法」に基づき、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子子ども・子育て支援の充実を目指しています。

また、「子ども・子育て支援法」では、市町村が一定の区域を設定し、その区域ごとに乳幼児の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、毎年度の「量の見込み（需要）」と「確保方策（供給）」を定めることとしています。

よって、ここでは、以下に示す乳幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、計画期間内における、それぞれの量の見込みと確保方策を設定します。

【乳幼児期の教育・保育】

○特定教育・保育施設

認定こども園、幼稚園、保育所

○地域型保育事業

小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

【地域子ども・子育て支援事業】

○放課後児童対策事業

○利用者支援事業

○妊産婦健康診査

○乳児家庭全戸訪問事業

○養育支援訪問事業

○時間外保育事業

○一時預かり事業

○子育て短期支援事業

○地域子育て支援拠点事業

○病児・病後児保育事業

○ファミリー・サポート・センター事業

2 提供区域の設定

子ども・子育て支援法にかかる国の基本指針は、「市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じ、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要がある。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること」⁴と規定しています。

日光市においては、これに類する区域設定として、市町村合併前の5地域（今市、日光、藤原、足尾、栗山）があります。今回の提供区域の設定にあたっては、それぞれの事業の利用実態や供給体制の状況を踏まえ、以下のとおり、5地域若しくは市内全域と定めます。

本計画における提供区域の設定

事業区分		提供区域
教育・保育	1号認定（3～5歳：教育）	5 地 域
	2号認定（3～5歳：保育）	
	3号認定（0～2歳：保育）	
地域子ども・子育て支援事業	放課後児童対策事業	市 内 全 域
	利用者支援事業	
	妊産婦健康診査	
	乳児家庭全戸訪問事業	
	養育支援訪問事業	
	時間外保育事業	
	一時預かり事業	
	子育て短期支援事業	
	地域子育て支援拠点事業	
	病児・病後児保育事業	
	ファミリー・サポート・センター事業	

（参考）【教育・保育の認定区分と提供施設の関係】

認定区分		提供施設
1号認定	満3歳以上の教育を希望する（保育の必要性がない）就学前の子ども	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育を必要とする就学前の子ども	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育を必要とする就学前の子ども	保育所、認定こども園、地域型保育事業

⁴ 子ども・子育て支援法に基づく基本指針（内閣府）

3 乳幼児期の教育・保育の提供体制の確保

乳幼児期の教育・保育の提供体制については、その利用実態や供給体制から、市町村合併前の5地域（今市、日光、藤原、足尾、栗山）において量の見込みと確保の内容を定めます。

【量の見込み(必要利用定員総数)】

平成26年2月に実施した「日光市子育て支援についてのアンケート調査」の結果に基づき、平成27年度から平成31年度までの利用量（利用実人数）を、認定区分ごとに見込んでいます。

【確保の内容】

平成27年度から平成31年度までの量の見込みに対して、以下に示す施設の類型別に受入人数を設定し、提供体制を確保することとしています。

○特定教育・保育施設

子ども・子育て支援新制度による、乳幼児期の教育・保育施設。
（認定こども園、幼稚園、保育所）

○確認を受けない幼稚園

子ども・子育て支援新制度に移行しない幼稚園。

○特定地域型保育事業

市町村の認可事業として実施する、小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育事業。

○認可外保育施設

児童福祉法上の認可を受けていない保育施設（保育型児童館を含む）。

【過不足数(②-①)】

量の見込みに対する確保の内容の過不足数です。

日光市においては、5地域全てにおいて、量の見込みを幼稚園、保育所、保育型児童館等で全て確保することとしているため、数値は「0」となっています。

幼児期の学校教育・保育の一体的提供と推進

○幼稚園・保育所等の認定こども園化については、「幼児教育・保育サービスの充実（施策10）」の「No.4-10-8 幼保一元化推進事業」において、既存の認定こども園の運営状況や地域の実情等を踏まえて、今後の認定こども園化の必要性、普及等の検討を進めます。

第5章

【日光市全体】（5地域の合計）

乳幼児期の教育保育の確保の日光市全体の計画については、市町村合併前の5地域（今市、日光、藤原、足尾、栗山）において量の見込みと確保の内容を定めた結果を積み上げた合計値となっています。

		平成27年度(1年目)					平成28年度(2年目)				
		〈1号認定〉	〈2号認定〉		〈3号認定〉		〈1号認定〉	〈2号認定〉		〈3号認定〉	
		学校教育のみ	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1～2歳	学校教育のみ	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1～2歳
①量の見込み(必要利用定員総数)		489	234	887	108	513	473	226	860	105	518
②確保の内容	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	240	46	683	108	498	472	215	769	105	503
	(確認を受けない幼稚園)	248	177	112	0	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業 (家庭的保育、小規模保育 等)	1	11	7	0	10	1	11	6	0	10
	認可外保育施設	0	0	85	0	5	0	0	85	0	5
	計	489	234	887	108	513	473	226	860	105	518
②－①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

		平成29年度(3年目)					平成30年度(4年目)				
		〈1号認定〉	〈2号認定〉		〈3号認定〉		〈1号認定〉	〈2号認定〉		〈3号認定〉	
		学校教育のみ	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1～2歳	学校教育のみ	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1～2歳
①量の見込み(必要利用定員総数)		466	222	843	102	509	457	217	828	101	499
②確保の内容	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	465	211	752	102	494	456	206	736	101	484
	(確認を受けない幼稚園)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業 (家庭的保育、小規模保育 等)	1	11	6	0	10	1	11	7	0	10
	認可外保育施設	0	0	85	0	5	0	0	85	0	5
	計	466	222	843	102	509	457	217	828	101	499
②－①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

		平成31年度(5年目)				
		〈1号認定〉	〈2号認定〉		〈3号認定〉	
		学校教育のみ	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1～2歳
①量の見込み(必要利用定員総数)		457	219	826	98	488
②確保の内容	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	456	208	735	98	473
	(確認を受けない幼稚園)	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業 (家庭的保育、小規模保育 等)	1	11	6	0	10
	認可外保育施設	0	0	85	0	5
	計	457	219	826	98	488
②－①		0	0	0	0	0

【今市地域】

今市地域においては、2号認定、3号認定のニーズが高くなっていますが、地域内保育所に加え、幼稚園の一時預かり事業及び認可外保育施設を活用することで、量の見込みを確保することとします。

		平成27年度(1年目)					平成28年度(2年目)				
		〈1号認定〉	〈2号認定〉		〈3号認定〉		〈1号認定〉	〈2号認定〉		〈3号認定〉	
		学校教育のみ	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1～2歳	学校教育のみ	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1～2歳
①量の見込み(必要利用定員総数)		381	177	699	82	396	367	170	672	80	405
②確保の内容	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	150	0	502	82	391	367	170	587	80	400
	(確認を受けない幼稚園)	231	177	112	0	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業 (家庭的保育、小規模保育 等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	85	0	5	0	0	85	0	5
	計	381	177	699	82	396	367	170	672	80	405
②－①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

		平成29年度(3年目)					平成30年度(4年目)				
		〈1号認定〉	〈2号認定〉		〈3号認定〉		〈1号認定〉	〈2号認定〉		〈3号認定〉	
		学校教育のみ	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1～2歳	学校教育のみ	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1～2歳
①量の見込み(必要利用定員総数)		363	168	666	78	399	355	164	651	77	394
②確保の内容	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	363	168	581	78	394	355	164	566	77	389
	(確認を受けない幼稚園)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業 (家庭的保育、小規模保育 等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	85	0	5	0	0	85	0	5
	計	363	168	666	78	399	355	164	651	77	394
②－①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

		平成31年度(5年目)				
		〈1号認定〉	〈2号認定〉		〈3号認定〉	
		学校教育のみ	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1～2歳
①量の見込み(必要利用定員総数)		358	166	655	75	386
②確保の内容	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	358	166	570	75	381
	(確認を受けない幼稚園)	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業 (家庭的保育、小規模保育 等)	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	85	0	5
	計	358	166	655	75	386
②－①		0	0	0	0	0

第5章

【日光地域】

日光地域については、現在の地域内保育所及び幼稚園において、量の見込みを確保できる状態となっています。

なお、奥日光地区においては、新たに公立の小規模保育を実施し確保することとします。

		平成27年度(1年目)					平成28年度(2年目)				
		〈1号認定〉	〈2号認定〉		〈3号認定〉		〈1号認定〉	〈2号認定〉		〈3号認定〉	
		学校教育のみ	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1～2歳	学校教育のみ	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1～2歳
①量の見込み(必要利用定員総数)		87	29	73	12	53	85	28	72	12	51
②確保の内容	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	70	21	73	12	51	85	20	72	12	49
	(確認を受けない幼稚園)	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業 (家庭的保育、小規模保育 等)	0	8	0	0	2	0	8	0	0	2
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	87	29	73	12	53	85	28	72	12	51
②－①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

		平成29年度(3年目)					平成30年度(4年目)				
		〈1号認定〉	〈2号認定〉		〈3号認定〉		〈1号認定〉	〈2号認定〉		〈3号認定〉	
		学校教育のみ	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1～2歳	学校教育のみ	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1～2歳
①量の見込み(必要利用定員総数)		84	28	70	11	50	82	27	69	11	47
②確保の内容	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	84	20	70	11	48	82	19	69	11	45
	(確認を受けない幼稚園)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業 (家庭的保育、小規模保育 等)	0	8	0	0	2	0	8	0	0	2
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	84	28	70	11	50	82	27	69	11	47
②－①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

		平成31年度(5年目)				
		〈1号認定〉	〈2号認定〉		〈3号認定〉	
		学校教育のみ	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1～2歳
①量の見込み(必要利用定員総数)		80	27	67	11	46
②確保の内容	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	80	19	67	11	44
	(確認を受けない幼稚園)	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業 (家庭的保育、小規模保育 等)	0	8	0	0	2
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	計	80	27	67	11	46
②－①		0	0	0	0	0

【藤原地域】

藤原地域については、現在の地域内保育所及び幼稚園において、量の見込みを確保できる状態となっています。

なお、三依地区においては、これまでの公立保育所を小規模保育として実施し確保することとします。

		平成27年度(1年目)					平成28年度(2年目)				
		〈1号認定〉	〈2号認定〉		〈3号認定〉		〈1号認定〉	〈2号認定〉		〈3号認定〉	
		学校教育のみ	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1～2歳	学校教育のみ	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1～2歳
①量の見込み(必要利用定員総数)		20	28	90	12	44	20	28	90	11	44
②確保の内容	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	20	25	90	12	42	20	25	90	11	42
	(確認を受けない幼稚園)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業 (家庭的保育、小規模保育 等)	0	3	0	0	2	0	3	0	0	2
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	20	28	90	12	44	20	28	90	11	44
②－①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

		平成29年度(3年目)					平成30年度(4年目)				
		〈1号認定〉	〈2号認定〉		〈3号認定〉		〈1号認定〉	〈2号認定〉		〈3号認定〉	
		学校教育のみ	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1～2歳	学校教育のみ	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1～2歳
①量の見込み(必要利用定員総数)		18	26	83	11	43	19	26	85	11	42
②確保の内容	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	18	23	83	11	41	19	23	85	11	40
	(確認を受けない幼稚園)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業 (家庭的保育、小規模保育 等)	0	3	0	0	2	0	3	0	0	2
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	18	26	83	11	43	19	26	85	11	42
②－①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

		平成31年度(5年目)				
		〈1号認定〉	〈2号認定〉		〈3号認定〉	
		学校教育のみ	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1～2歳
①量の見込み(必要利用定員総数)		18	26	84	10	40
②確保の内容	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	18	23	84	10	38
	(確認を受けない幼稚園)	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業 (家庭的保育、小規模保育 等)	0	3	0	0	2
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	計	18	26	84	10	40
②－①		0	0	0	0	0

第5章

【足尾地域】

足尾地域については、現在の認定こども園において、量の見込みを確保できる状態となっています。

		平成27年度(1年目)					平成28年度(2年目)				
		〈1号認定〉	〈2号認定〉		〈3号認定〉		〈1号認定〉	〈2号認定〉		〈3号認定〉	
		学校教育のみ	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1～2歳	学校教育のみ	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1～2歳
①量の見込み(必要利用定員総数)		0	0	18	2	14	0	0	20	2	12
②確保の内容	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	0	0	18	2	14	0	0	20	2	12
	(確認を受けない幼稚園)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業 (家庭的保育、小規模保育 等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	18	2	14	0	0	20	2	12
②－①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

		平成29年度(3年目)					平成30年度(4年目)				
		〈1号認定〉	〈2号認定〉		〈3号認定〉		〈1号認定〉	〈2号認定〉		〈3号認定〉	
		学校教育のみ	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1～2歳	学校教育のみ	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1～2歳
①量の見込み(必要利用定員総数)		0	0	18	2	11	0	0	16	2	10
②確保の内容	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	0	0	18	2	11	0	0	16	2	10
	(確認を受けない幼稚園)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業 (家庭的保育、小規模保育 等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	18	2	11	0	0	16	2	10
②－①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

		平成31年度(5年目)				
		〈1号認定〉	〈2号認定〉		〈3号認定〉	
		学校教育のみ	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1～2歳
①量の見込み(必要利用定員総数)		0	0	14	2	10
②確保の内容	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	0	0	14	2	10
	(確認を受けない幼稚園)	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業 (家庭的保育、小規模保育 等)	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	計	0	0	14	2	10
②－①		0	0	0	0	0

【栗山地域】

栗山地域については、これまでの公立保育所を小規模保育として実施し、量の見込みを確保することとします。

		平成27年度(1年目)					平成28年度(2年目)				
		〈1号認定〉	〈2号認定〉		〈3号認定〉		〈1号認定〉	〈2号認定〉		〈3号認定〉	
		学校教育のみ	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1～2歳	学校教育のみ	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1～2歳
①量の見込み(必要利用定員総数)		1	0	7	0	6	1	0	6	0	6
②確保の内容	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(確認を受けない幼稚園)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業 (家庭的保育、小規模保育 等)	1	0	7	0	6	1	0	6	0	6
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	1	0	7	0	6	1	0	6	0	6
②－①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

		平成29年度(3年目)					平成30年度(4年目)				
		〈1号認定〉	〈2号認定〉		〈3号認定〉		〈1号認定〉	〈2号認定〉		〈3号認定〉	
		学校教育のみ	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1～2歳	学校教育のみ	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1～2歳
①量の見込み(必要利用定員総数)		1	0	6	0	6	1	0	7	0	6
②確保の内容	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(確認を受けない幼稚園)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業 (家庭的保育、小規模保育 等)	1	0	6	0	6	1	0	7	0	6
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	1	0	6	0	6	1	0	7	0	6
②－①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

		平成31年度(5年目)				
		〈1号認定〉	〈2号認定〉		〈3号認定〉	
		学校教育のみ	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1～2歳
①量の見込み(必要利用定員総数)		1	0	6	0	6
②確保の内容	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	0	0	0	0	0
	(確認を受けない幼稚園)	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業 (家庭的保育、小規模保育 等)	1	0	6	0	6
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	計	1	0	6	0	6
②－①		0	0	0	0	0

4 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保

地域子ども・子育て支援事業の提供体制については、その利用実態や供給体制から、放課後児童対策事業については市町村合併前の5地域（今市、日光、藤原、足尾、栗山）、その他の事業については市内全域として、量の見込みと確保の内容を定めます。

量の見込みについては、これまでの利用実績等に基づく数値を勘案し設定しています。

(1)放課後児童対策事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。また、日光市では、市内の小規模校において、全児童を対象としたたんぼぼ広場事業を実施しています。

【日光市全体】

放課後児童対策事業			平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
①量の見込み	小学1～3年	実人数/年	850	845	845	845	835
	小学4～6年	実人数/年	660	660	655	650	650
	計	実人数/年	1,510	1,505	1,500	1,495	1,485
	箇所数		49	49	49	49	49
②確保の内容	実人数/年		1,510	1,505	1,500	1,495	1,485
	箇所数		49	49	49	49	49
②－①	実人数/年		0	0	0	0	0
	箇所数		0	0	0	0	0

【今市地域】

放課後児童対策事業			平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
①量の見込み	小学1～3年	実人数/年	650	650	650	650	650
	小学4～6年	実人数/年	550	550	550	550	550
	計	実人数/年	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	箇所数		36	36	36	36	36
②確保の内容	実人数/年		1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	箇所数		36	36	36	36	36
過不足数 (②－①)	実人数/年		0	0	0	0	0
	箇所数		0	0	0	0	0

【日光地域】

放課後児童対策事業			平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
①量の見込み	小学1～3年	実人数/年	100	100	100	100	100
	小学4～6年	実人数/年	50	50	50	50	50
	計	実人数/年	150	150	150	150	150
	箇所数		7	7	7	7	7
②確保の内容	実人数/年		150	150	150	150	150
	箇所数		7	7	7	7	7
過不足数 (②－①)	実人数/年		0	0	0	0	0
	箇所数		0	0	0	0	0

【藤原地域】

放課後児童対策事業			平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
①量の見込み	小学1～3年	実人数/年	70	70	70	70	70
	小学4～6年	実人数/年	30	30	30	30	30
	計	実人数/年	100	100	100	100	100
	箇所数		3	3	3	3	3
②確保の内容	実人数/年		100	100	100	100	100
	箇所数		3	3	3	3	3
過不足数 (②－①)	実人数/年		0	0	0	0	0
	箇所数		0	0	0	0	0

【足尾地域】

放課後児童対策事業			平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
①量の見込み	小学1～3年	実人数/年	20	15	15	15	10
	小学4～6年	実人数/年	10	10	10	10	10
	計	実人数/年	30	25	25	25	20
	箇所数		1	1	1	1	1
②確保の内容	実人数/年		30	25	25	25	20
	箇所数		1	1	1	1	1
過不足数 (②－①)	実人数/年		0	0	0	0	0
	箇所数		0	0	0	0	0

【栗山地域】

放課後児童対策事業			平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
①量の見込み	小学1～3年	実人数/年	10	10	10	10	5
	小学4～6年	実人数/年	20	20	15	10	10
	計	実人数/年	30	30	25	20	15
	箇所数		2	2	2	2	2
②確保の内容	実人数/年		30	30	25	20	15
	箇所数		2	2	2	2	2
過不足数 (②－①)	実人数/年		0	0	0	0	0
	箇所数		0	0	0	0	0

(2)利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

利用者支援事業		平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
①量の見込み	箇所数	3	3	3	3	3
②確保の内容	箇所数	3	3	3	3	3
過不足数(②－①)	箇所数	0	0	0	0	0

(3)妊産婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊産婦健診		平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
①量の見込み	延人数/年	7,485	7,320	7,125	6,930	6,735
②確保の内容	延人数/年	7,485	7,320	7,125	6,930	6,735
過不足数(②－①)	延人数/年	0	0	0	0	0

(4)乳児家庭全戸訪問事業

生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

乳児家庭全戸訪問事業		平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
①量の見込み	実人数/年	499	488	475	462	449
②確保の内容	実人数/年	499	488	475	462	449
過不足数(②－①)	実人数/年	0	0	0	0	0

(5)養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

養育支援訪問事業		平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
①量の見込み	延人数/年	100	100	100	100	100
②確保の内容	延人数/年	100	100	100	100	100
過不足数(②－①)	延人数/年	0	0	0	0	0

(6)時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

時間外保育事業		平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
①量の見込み	実人数/年	400	400	400	400	400
	箇所数	17	17	17	17	17
②確保の内容	実人数/年	400	400	400	400	400
	箇所数	17	17	17	17	17
過不足数(②-①)	実人数/年	0	0	0	0	0
	箇所数	0	0	0	0	0

(7)一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

幼稚園における一時預かり(預かり保育)			平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
①量の見込み	1号認定による利用	延人数/年	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000
	2号認定による利用	延人数/年	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	計		19,000	19,000	19,000	19,000	19,000
	箇所数		8	8	8	8	8
②確保の内容	延人数/年		19,000	19,000	19,000	19,000	19,000
	箇所数		8	8	8	8	8
過不足数(②-①)	延人数/年		0	0	0	0	0
	箇所数		0	0	0	0	0

幼稚園における一時預かり(預かり保育)以外			平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
①量の見込み	延人数/年		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	箇所数		-	-	-	-	-
②確保の内容	一時預かり	延人数/年	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
		箇所数	6	6	6	6	6
	トワイライト・ステイ	延人数/年	0	0	0	0	0
		箇所数	0	0	0	0	0
	計		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	延人数/年		0	0	0	0	0
過不足数(②-①)	箇所数		-	-	-	-	-

(8)子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

子育て短期支援事業		平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
①量の見込み	延人数/年	120	120	120	120	120
	箇所数	1	1	1	1	1
②確保の内容	延人数/年	120	120	120	120	120
	箇所数	1	1	1	1	1
過不足数(②-①)	延人数/年	0	0	0	0	0
	箇所数	0	0	0	0	0

(9)地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

地域子育て支援拠点事業		平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
①量の見込み	延人数/月	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	箇所数	3	3	3	3	3
②確保の内容	延人数/月	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	箇所数	3	3	3	3	3
過不足数(②-①)	延人数/月	0	0	0	0	0
	箇所数	0	0	0	0	0

(10) 病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

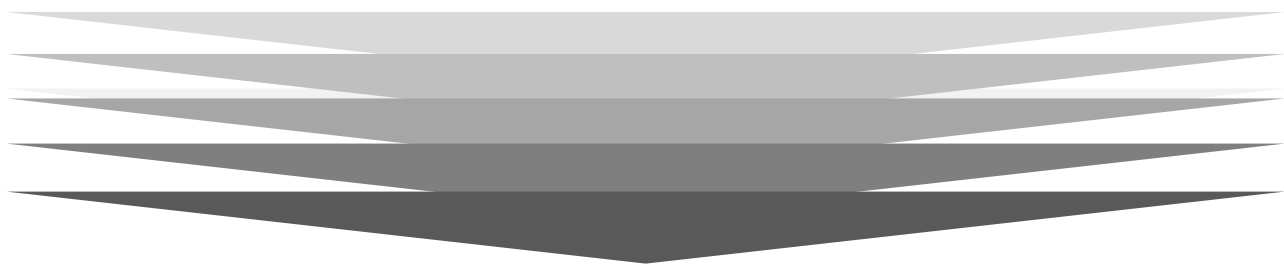
病児・病後児保育事業			平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
①量の見込み	延人数/年		1,150	1,150	1,150	1,150	1,150
	箇所数		3	3	3	3	3
②確保の内容	病児・病後児対応型	延人数/年	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050
	体調不良児対応型	延人数/年	0	0	0	0	0
	非施設型(訪問型)	延人数/年	0	0	0	0	0
	ファミリー・サポート・センター	延人数/年	100	100	100	100	100
	計		1,150	1,150	1,150	1,150	1,150
	箇所数		3	3	3	3	3
過不足数(②-①)	延人数/年		0	0	0	0	0
	箇所数		0	0	0	0	0

(11) ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

ファミリー・サポート・センター事業			平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
①量の見込み	延人数/年		3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
	箇所数		1	1	1	1	1
②確保の内容	延人数/年		3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
	箇所数		1	1	1	1	1
過不足数(②-①)	延人数/年		0	0	0	0	0
	箇所数		0	0	0	0	0

第6章 計画の推進に向けて



第6章 計画の推進に向けて

日光市子ども・子育て支援事業計画の推進は、市のみで完結するものではなく、子育て家庭、子育てに係る様々な関係者をはじめ、多くの市民や地域、事業者等の理解と協力が必要です。

よって、以下に示す取り組みを実践することにより、基本理念の実現を目指します。

1 市民や関係機関等との連携・協働

基本理念の実現のためには、家庭、地域、企業等と行政が相互に連携・協働の関係を築きながら、子ども・子育て支援に取り組む必要があります。

関係者の全てがそれぞれの役割を適切に果たしながら、積極的に関わりを持ち、子ども・子育てを社会全体で支える体制づくりに努めます。

(1) 行政の役割

家庭、教育・保育機関、地域、企業等との連携を強化し、相互の調整を図りながら、子ども・子育て支援の推進体制を整えます。

幅広い視点から様々な事業を展開することで、日光市子ども・子育て支援事業計画を着実に推進します。

(2) 家庭の役割

家庭は、子どもの人格や生活習慣を培う最も重要な場であり、父母やその他の保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的な認識のもとに、家族がともに協力し合いながら、親子のきずなを深めるとともに、安らぎの場としての家庭づくりが求められます。

(3) 地域の役割

子どもは、将来を担うかけがえのない社会全体の宝であるとの認識のもとに、地域ぐるみで子どもの成長や子育て家庭を支援する取り組みが求められます。

様々な地域団体等を中心として、子どもの健全育成に向けた積極的な活動が期待されます。

(4) 企業の役割

子育てと仕事の両立支援に取り組み、ゆとりある働き方を保障する労働環境の整備が求められます。

地域社会の一員として、地域社会への貢献と参画の一層の推進が期待されます。

2 情報提供及び周知・啓発

本計画については、関係者や関係団体等へ周知するとともに、広報紙やホームページなど様々な媒体を活用して、広く市民に周知します。

また、今後の進捗状況や子ども・子育て支援新制度、子ども・子育て支援に関する各種サービスについても、市民・利用者目線での情報提供に努めます。

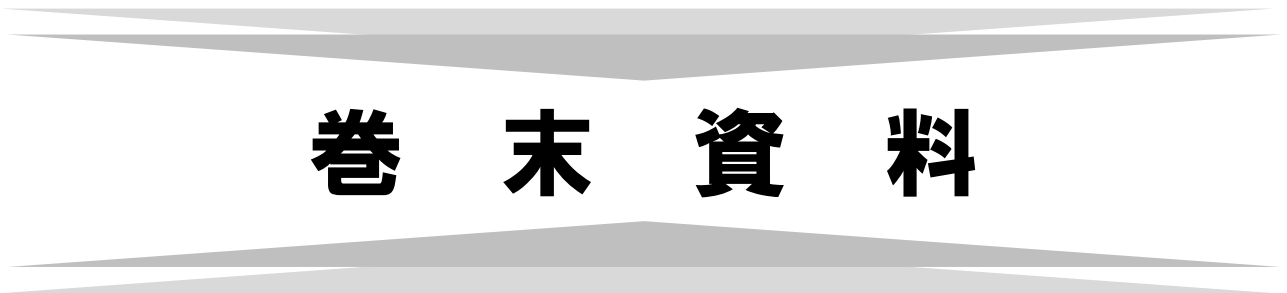
3 計画の評価・検証

計画の実現のためには、計画に即した事業が円滑に実施できるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、年度ごとに施設状況や事業の進捗状況を把握・評価し、今後の計画の推進や見直しに反映します。

4 子ども・子育て審議会

計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援法に基づき、条例により市の附属機関として設置した「日光市子ども・子育て審議会」の意見を踏まえて進めることとします。



卷 末 資 料

日光市子ども・子育て審議会条例

平成 25 年 6 月 18 日

条例第 30 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、日光市子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、法 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するほか、子ども・子育て支援に関する施策について、市長の諮問に応じ調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(日光市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 日光市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 18 年日光市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

日光市子ども・子育て審議会規則

平成 25 年 6 月 20 日

規則第 65 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、日光市子ども・子育て審議会条例（平成 25 年日光市条例第 30 号。以下「条例」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき、日光市子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 子ども関係団体に属する者
- (3) 教育関係者
- (4) 保育関係者
- (5) 子どもの保護者
- (6) 公募により選任された者

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを決定する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(その他)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

日光市子ども・子育て審議会 委員名簿

No.	属 性	所 属	役 職	氏 名
1	学識経験のある者	日光市民生委員児童委員協議会連 合会	副会長	宮 地 ゆ み
2		日光市民生委員児童委員協議会連 合会	主任児童委員 活動研究会会長	沼 尾 康 治
3		日光商工会議所	今市事務所長	赤 羽 富士雄
4		(福)日光市社会福祉協議会	評議員	上吉原 芳 子
5		上都賀郡市医師会北部地区医師団 (吉原医院)	院長	吉 原 光 恵
6		日光市自治会連合会	副会長	平 英 一
7	子ども関係団 体に属する者	ファミリー・サポート・センター (NPO法人 咲らん坊)	理事長	星 ゆき子
8		親子ふれあいひろば (NPO法人 楽ッ子の会)	代表	平 井 みゆき
9		放課後児童クラブ (いのくら児童クラブ)	施設長	須 佐 佳 子
10		子育てサークル (おひさまはらっぱ)	代表	中 山 由起子
11	教育関係者	日光市幼稚園連合会 (清滝幼稚園)	会長	松 島 則 子
12		私立幼稚園 (今市中央幼稚園)	副園長	大 嶋 裕
13		日光市校長会 (日光小学校)	副会長	内 村 タカ子
14	保育関係者	民間保育園 (宝珠保育園)	副園長	倉 松 京 子
15		民間保育園 (明神保育園)	理事長代理	赤 澤 正 之
16	子どもの保護者	保育園保護者		鹿 妻 有 香
17		日光市幼稚園PTA連合会 (清滝幼稚園)	会長	清 水 勇 登
18		日光市PTA連絡協議会	副会長	矢 野 保
19	公募委員			安 部 和 恵
20				渡 邊 直 美

日光市子ども・子育て支援事業計画策定経過

日時	会議等	備考
平成25年11月26日	第1回 日光市子ども・子育て審議会	アンケート調査の実施について
平成26年2月13日 ～平成26年3月15日	計画策定のためのアンケート調査	市内在住の就学前児童から無作為抽出
平成26年3月26日	第2回 日光市子ども・子育て審議会	アンケート調査結果について ニーズ量の見込みについて
平成26年5月26日	部長会議	計画骨子案の協議
平成26年6月10日	庁議	計画骨子案の決定
平成26年7月3日	第3回 日光市子ども・子育て審議会	計画素案の検討・協議
平成26年8月26日	第4回 日光市子ども・子育て審議会	計画素案の検討・協議
平成26年10月15日	市議会市民福祉常任委員会	計画素案の検討・協議
平成26年11月25日	部長会議	計画素案の中間報告
平成26年12月10日	庁内関係課等ワーキング会議	計画素案の検討・協議
平成26年12月18日	第5回 日光市子ども・子育て審議会	計画素案の検討・協議
平成26年12月22日	部長会議	計画素案の協議
平成27年1月9日	庁議	計画素案の決定
平成27年1月14日	市議会市民福祉常任委員会	計画原案の報告
平成27年2月2日	市議会議員全員協議会	計画原案の報告
平成27年2月2日	日光市子ども・子育て審議会への諮問	市長より審議会へ計画原案諮問
平成27年2月3日 ～平成27年2月20日	パブリックコメントの実施	計画原案の周知、意見募集
平成27年2月6日	第6回 日光市子ども・子育て審議会	計画原案答申について協議
平成27年2月17日	日光市子ども・子育て審議会からの答申	審議会より市長へ答申書提出
平成27年3月4日	臨時部長会議	計画修正原案協議
平成27年3月10日	庁議	計画最終案の決定
平成27年3月23日	市議会議員全員協議会	計画最終案の報告

日光市子ども・子育て支援事業計画

イチオシ！ ひかり輝く 子育てのまち

～日光（ここ）で産みたい 育てたい “あるといいな” が日光（ここ）にある～

平成 27 年 3 月 発行

編集・発行 日光市健康福祉部子育て支援課
〒321-1292
栃木県日光市今市本町 1 番地
TEL 0288-21-5101

